

平成 19 年度

自治体における石綿対策に関する
実情（アンケート）調査

報 告 書

平成 20(2008)年 2 月
衆議院調査局環境調査室

「衆議院ホームページ」の「調査局作成資料」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp/>）」→「調査局作成資料（http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/index.htm）」をクリック→「各調査室作成資料」をクリック→資料名を選択してクリック→電子ファイルが開きます。

本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。

Tel 03-3581-5111 内線 3455、3456、3458

03-3581-6733（直通）

Fax 03-3581-7700

担当：加瀬、後藤、安藤

はじめに

本アンケート調査は現在、当室で取りまとめを行っている石綿関係法施行状況調査の一環として実施したものです。

調査の実施に当たっては、アスベスト問題についての有識者の方々からは、設問項目の洗い出しなどの際に必要なに応じ、助言を頂き、また、調査を依頼した自治体からは、公務多忙中にもかかわらず回答を頂くなど、それぞれより多大のご協力を賜りました。

ここに本報告書を上梓するに際し、改めて関係各位のご協力に深謝いたします。

この上は、本報告書が、自治体における石綿対策の実情についての理解、ひいては問題解決への一助ともなれば幸いに存じます。

なお、本資料に関するご意見等がございましたらお気軽に当室までお問い合わせ下さい。

平成 20 年 2 月

衆議院調査局環境調査室長

専門員 齊 藤 正

本調査の設問項目の洗い出しや調査結果の分析に当たっては、アスベスト問題に詳しい有識者の方々からも御意見、御所見をいただきました。

また、調査を依頼した自治体においては、公務多忙中にもかかわらず、回答作業に御協力をいただきました。

ここに関係各位の御協力を改めて感謝いたします。

○調査担当者

衆議院調査局環境調査室
（「石綿関係法施行状況調査」PT）

室長	齊藤	正
首席調査員	春日	昇
調査員	那須	茂
調査員	加瀬	武之
調査員	後藤	一平
調査員	安藤	武

目 次

第1章 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査実施主体	1
3 調査の方法	1
4 調査内容	1
5 回答数	1
第2章 調査結果の概要	3
I 基本的対策の概要	3
II 健康被害救済関係の概要	6
III 飛散防止対策関係の概要	12
IV 廃棄物対策関係の概要	18
V 他の行政機関との連携関係の概要	24
第3章 調査結果	27
I 基本的対策	28
1 住民への対応について	28
2 自治体の独自対策について	33
II 健康被害救済関係	38
1 健康被害の実態調査について	38
2 健康診断等の実施について	46
3 専門家（医師等）との協力状況について	50
III 飛散防止対策関係	51
1 石綿含有建材使用建築物の実態把握状況について	51
2 自治体所有の石綿含有建材使用建築物への対策について	57
3 石綿分析と調査結果について	69
4 曝露防止対策について	73
5 検査及び指導状況等について	94
6 民間建築物に対する助成状況等について	100
IV 廃棄物対策関係	106
1 石綿含有廃棄物等の取扱いについて	106
2 最終処分場・中間処理施設関係について	113
3 石綿含有廃棄物等の実態把握関係について	124
4 不法投棄、不適正処理関係について	129
V 他の行政機関との連携関係	140

自治体と労働局（労働基準監督署）との連携関係について	140
----------------------------------	-----

第1章 調査の概要

1 調査の目的

石綿問題が今後一層深刻な社会問題となるおそれがあることにかんがみ、石綿関係法（石綿健康被害救済法、平成18年改正大気汚染防止法等）の施行状況に関し、自治体における石綿対策への取組状況やその課題について整理・分析したうえで、当調査室において近く作成予定の石綿関係法施行状況調査報告書にその結果を掲載し、本院環境委員会所属委員等に配付することにより、もって本院環境委員会における今後の同問題関係の審査等の用に供すること。

2 調査実施主体

衆議院調査局環境調査室

3 調査の方法

(1) 調査対象

地域保健法第5条第1項の規定により保健所を設置する地方公共団体及び大気汚染防止法施行令第13条に規定されている政令市 ※合計151地方公共団体（次頁参照）

(2) 調査期間

平成19年12月11日（火）～平成19年12月26日（水）

※ 特別な記載がない他は、平成19年12月1日現在の状況について調査を行った。

(3) 調査方法

郵送及び電子メールによるアンケート調査方式

4 調査内容

自治体が行っている石綿対策に関し、①基本的施策、②健康被害救済関係、③飛散防止対策関係、④廃棄物対策関係、⑤他の行政機関との連携関係について調査を行った。

5 回答数

発送数：151 地方公共団体

回収数：151 地方公共団体（回収率100%）

[調査対象地方公共団体]

47 都道府県

旭川市、苫小牧市、室蘭市、札幌市、函館市、小樽市、青森市、盛岡市、秋田市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川口市、川越市、越谷市、所沢市、柏市、松戸市、市原市、千葉市、市川市、船橋市、八王子市、川崎市、相模原市、横浜市、横須賀市、平塚市、藤沢市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、豊中市、高槻市、東大阪市、八尾市、堺市、吹田市、枚方市、神戸市、尼崎市、姫路市、明石市、加古川市、西宮市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、大牟田市、大分市、熊本市、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市

東京 23 区

合計 151

[内訳：47 都道府県、17 指定都市、35 中核市、8 地域保健法政令市、23 特別区、29 大気汚染防止法政令市]

※重複するものがあるため、内訳合計とは一致しない。

[留意事項]

- ◇集計結果は、小数点第1位までを百分率(%)で表示している。
- ◇表中の「その他の市」とは、地域保健法政令市のうち、廃棄物処理法政令市に該当しない市を指している。
- ◇表中の「市」とは、中核市、地域保健法政令市及び大気汚染防止法政令市を合わせたものである。
- ◇記述回答については、主なものを掲載することとし、また、記述内容を整理及び要約等をして掲載している場合もある。
- ◇本調査は、原則として平成19(2007)年12月1日現在での状況の取りまとめを依頼した。

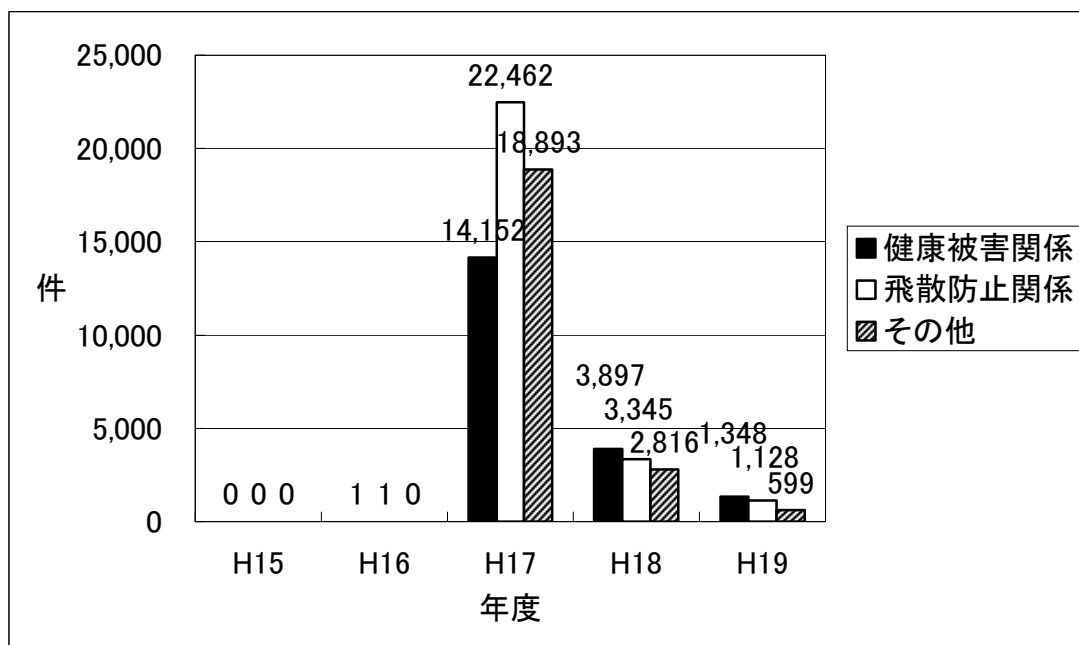
第2章 調査結果の概要

I 基本的対策の概要

1 住民への対応について

- 住民からの相談件数は平成 17(2005)年から急増。現在は大幅な減少傾向にある。[問 1-1-1、1-1-2 関係]
- 石綿吹き付け及び石綿含有建材を使用した建築物ごとの公表は少ない。[問 1-2-1、1-2-2 関係]

表1：都道府県における相談件数（問 1-1-1 関係）



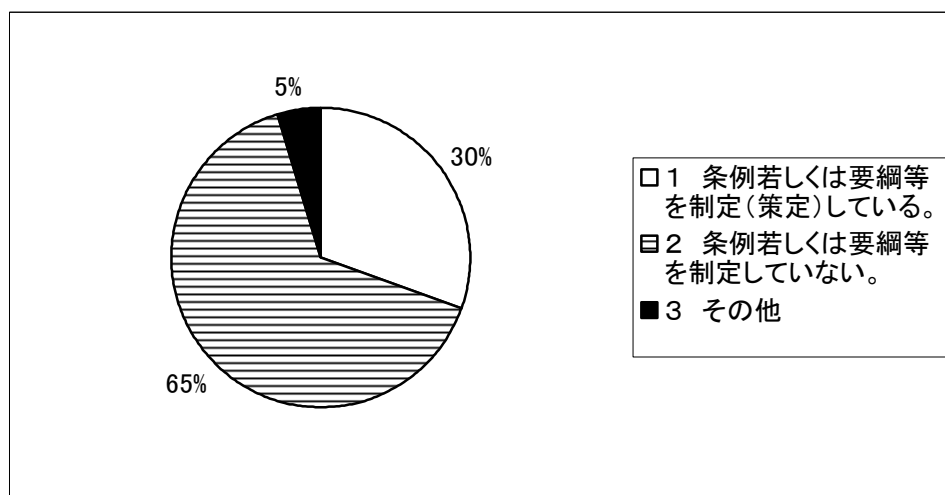
住民からの相談件数は、平成 17 年の第 2 次アスベストパニック以降、急激に増加し、その後、大幅な減少に転じている。このことから、アスベスト問題については沈静化しつつあるといえなくもないが、一方で関心の薄れを背景に対策の不徹底などのアスベスト問題の風化が危惧される。

また、自治体におけるアスベストを使用した建築物ごとの公表は、自治体所有の建築物に限って見た場合でも、全体的には公表されているものの、個別建築物の公表は少ない。

2 自治体の独自対策について

- 約3割の自治体でアスベスト対策のための条例・要綱等の制定(策定)を行っており、大気汚染防止法等よりも厳しい規制を課している。また、条例・要綱等以外でアスベスト対策のための独自の取組を行っている自治体は約4割あった。
[問 1-2-1、1-2-2 関係]
- アスベスト対策のための庁内組織横断的な会議や専門部署を約8割の自治体で設置している。しかし、会議の開催頻度を見ると平成 17 年をピークに激減している。
[問 1-2-3 関係]

表 2 : 条例等の制定状況 (問 1-2-1 関係)



条例の内容としては、基本指針の策定、解体工事におけるアスベスト濃度測定、届出義務、住民への説明義務、排出基準の設定など、大気汚染防止法等より厳しい基準を課している事例が多い。

表3：組織横断的部署等の設置状況（問1-2-3関係）

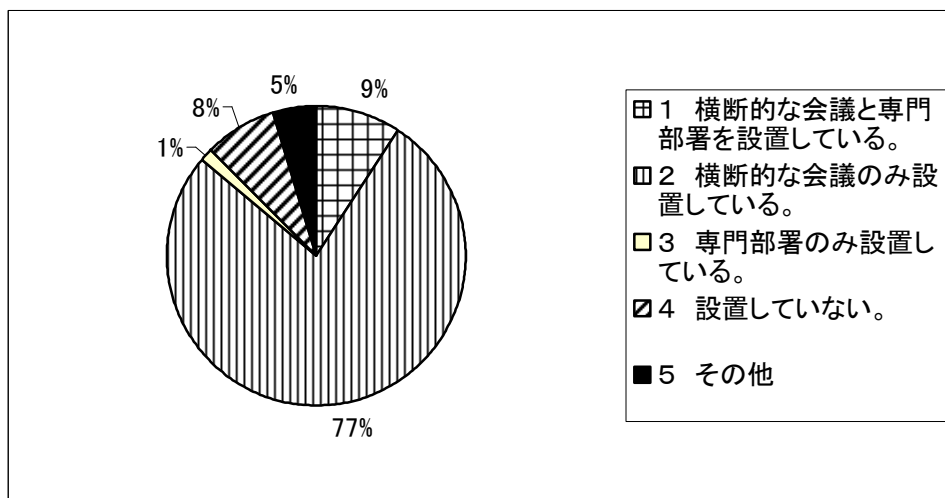
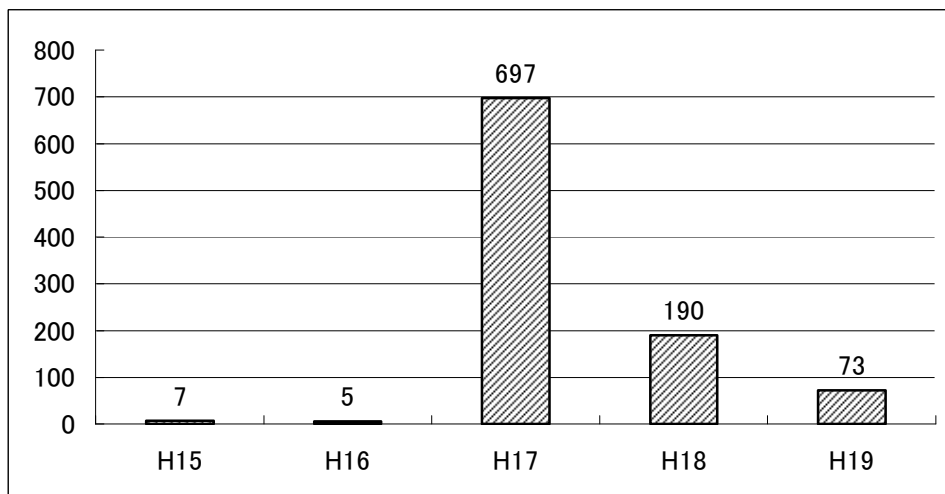


表4：会議開催回数の推移（問1-2-3関係）



一方、アスベスト対策のための庁内組織横断的な会議等は多数の自治体で設置されているものの、会議の開催はアスベストが問題となった平成17年に集中しており、その後は激減している。アスベスト対策は多くの部課にまたがるため、今後の組織横断的な取組みを注視していく必要がある。

II 健康被害救済関係の概要

1 健康被害の実態調査について

- 中皮腫発症事例の実態把握は、ほとんどなされていない。把握している自治体でも、部分的な把握しかなされていない。[問 2-1-1 関係]
- 中皮腫による死亡事例は、独自調査を行った自治体以外はほとんど把握できていない。石綿救済新法による受給状況についても十分には把握できていない。[問 2-1-2 関係]
- 中皮腫以外のアスベスト関連疾病も実態が把握されていない。[問 2-1-3 関係]

表 5：中皮腫発症事例の実態把握（問 2-1-1 関係）

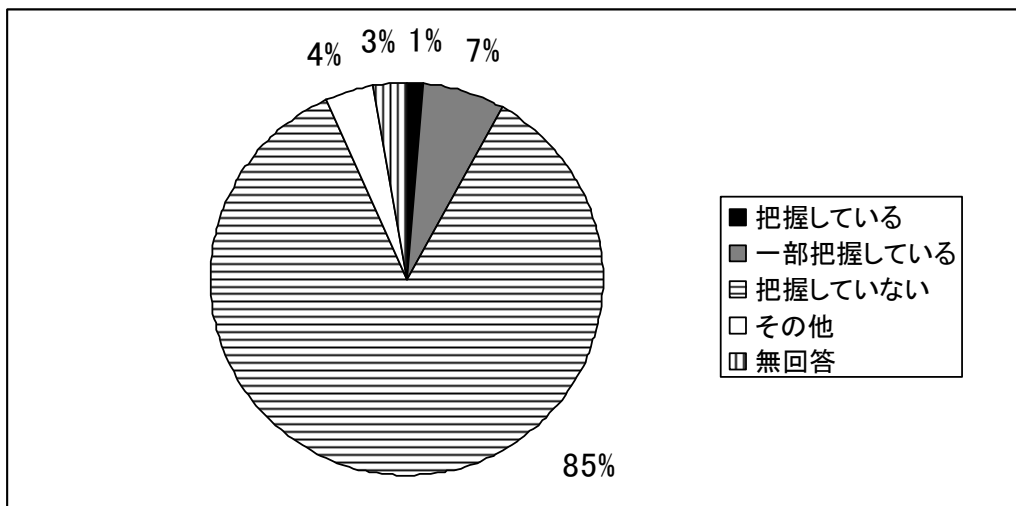
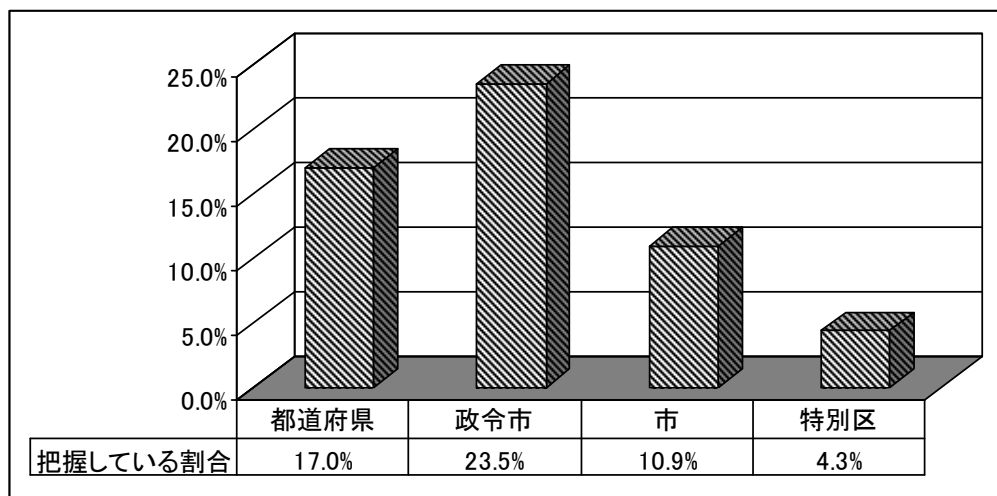


表 6：石綿曝露源の把握状況（問 2-1-2 ア関係）



中皮腫の発症及び死亡事例の実態を把握している自治体は1割弱にとどまっており、大多数の自治体はいまだに実態をつかめていないことが判明した。「一部把握している」と回答した自治体では、患者及びその家族等からの相談があって初めて把握できたケースや、人口動態調査に基づく調査のように統計的にのみ把握していたケースが多く、自治体内のすべての患者を網羅しているとまでは言えない状況であった。石綿曝露源についても、政令市以外の市及び特別区での把握割合の低さが目立っている。

また、労災補償や石綿救済新法に基づく救済給付の受給状況についても同様で、国等からの情報提供が不十分なため、十分に把握できていなかった。

労災については厚生労働省の所管であるため、自治体は情報を受けるのみであった。したがって、自治体内での情報収集を漏れなく行うためには、独自の実態調査を行うことが最も確実であるが、厳しい財政状況下に置かれている小規模な自治体では相当困難であると思われる。

そのため、自治体と厚生労働省及び労働局との情報の共有化についての検討が必要である。相互の情報提供により、健康被害の実態把握が加速すると思われる。また、こうした情報の共有化を推進するためには、国による枠組み作りや財政上の支援等が求められる。

2 健康診断等の実施について

- 住民に対する石綿に関する健康診断はあまりなされていない。[問 2-2-1 関係]
- アスベスト関連疾病を診断する医療機関は充足していると考えているのか、そもそも医療機関の実態を把握できていない。[問 2-2-2 関係]
- 石綿に曝露した住民に対するフォローアップ体制が不十分である。
[問 2-2-3 関係]

表7：健康診断の実施状況（問 2-2-1 関係）

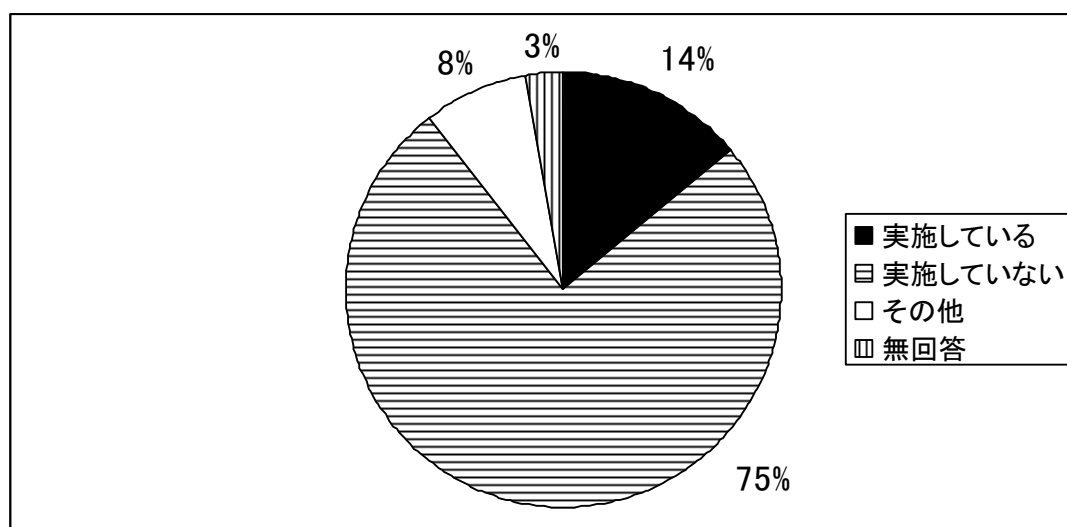
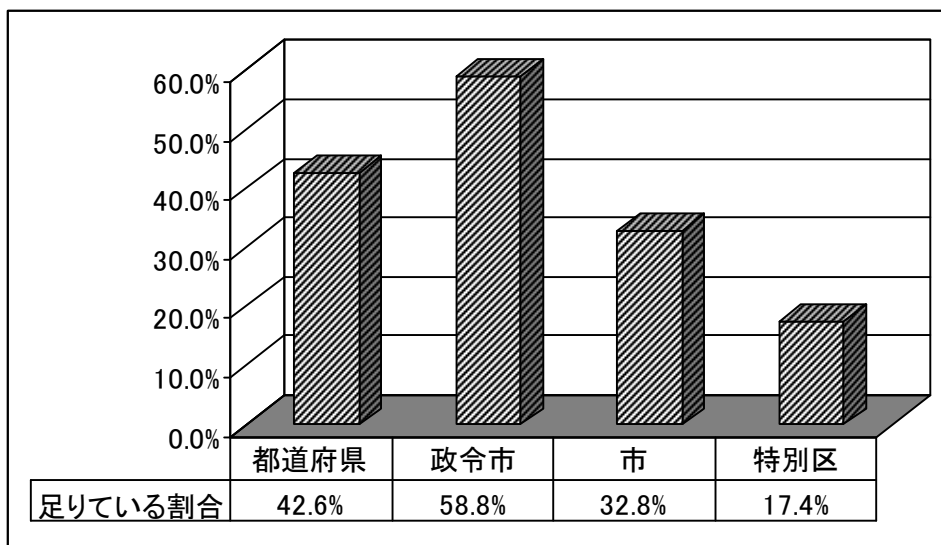
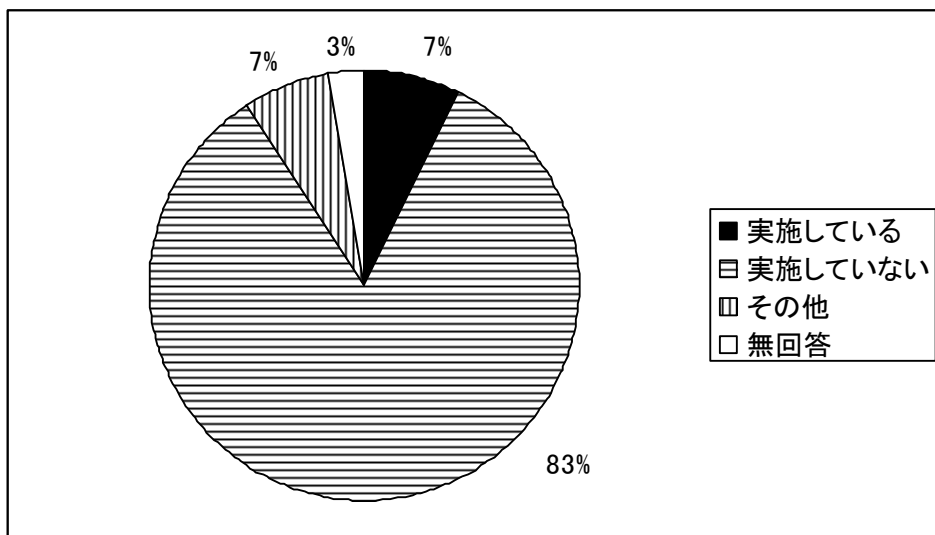


表8：医療機関の充足状況（問2-2-2 関係）



住民に対する健康診断については、自治体独自に実施されているものと環境省からの委託調査事業と合わせて、2割弱の自治体で行われていた。これらの健康診断の結果、中皮腫の患者が発見された例も報告され、健康診断の一定の有効性が示される結果もみられた。また、アスベスト関連疾病を診断する医療機関については、特に都道府県と政令市において充足しているとの回答が多く、「クボタ・ショック」の頃に比べると改善の兆しがみられる。

表9：フォローアップの実施状況（問2-2-3 関係）



しかし、健康診断の対象者には差があり、過去にアスベストを使用していた事業所の従業員とその家族・遺族や、それら事業所の周辺住民に限定されている例も多く、アスベスト曝露に不安を感じている住民の希望者全員が受けられるわけではないことが判明した。また、健康診断の機会については、専門のアスベスト検診を行う自治体もあれば、従来か

ら市町村で行われてきた肺がん検診の機会にアスベスト検診を行う自治体もあるなどまちまちであり、費用についても、無料と有料とで分かれていた。さらに、健康診断後のフォローアップについても、8割以上の自治体が行っていないと回答しており、アスベスト疾病が疑われる住民に対するフォローアップ体制が不十分であることが判明した。

こうした事情から、健康診断が実施されていない自治体はもとより、実施されている自治体においても、健康診断を受ける機会がないまま中皮腫等のアスベスト疾病を発症し、あるいはアスベスト疾病の疑いがある場合でも適当な医療機関で継続的に治療を受けられないまま発症した住民が、統計上には表われずに存在しているとも推測できる。

3 専門家（医師等）との協力状況について

□ 石綿健康被害への対応について、専門家からあまりアドバイスを受けていない。
 [問 2-3-1 関係]

表10：アドバイスを受ける専門家の有無（問 2-3-1 関係）

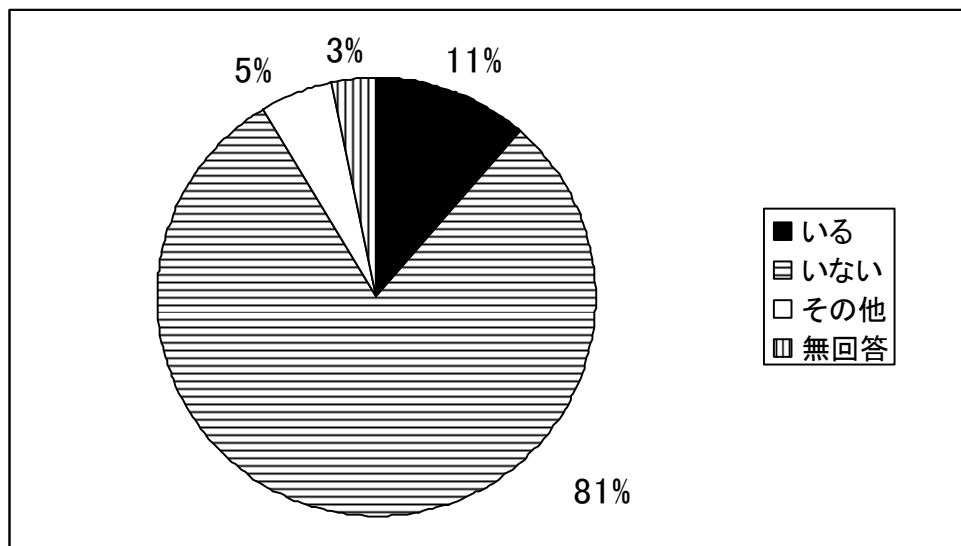
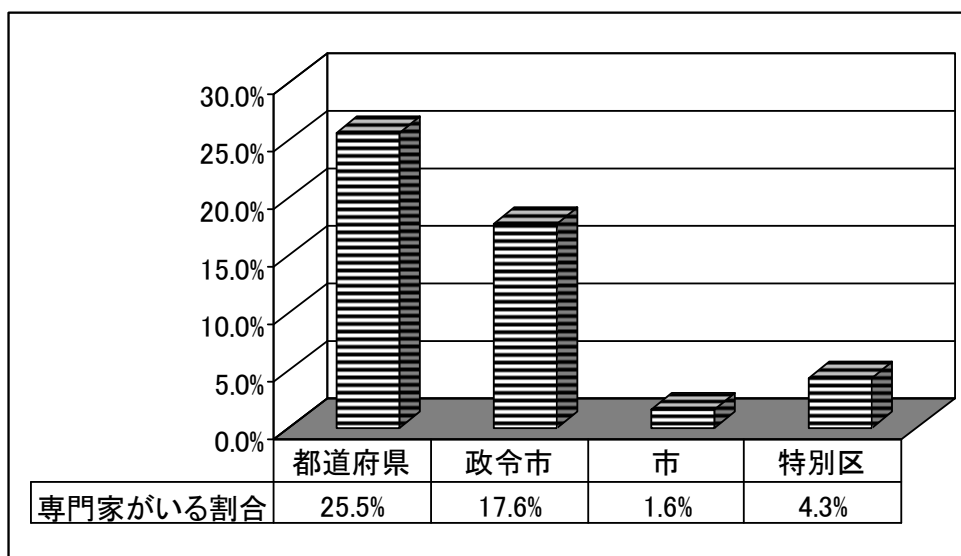


表11：アドバイスを受ける専門家がいる自治体の割合（問 2-3-1 関係）



住民からの石綿健康被害に関する相談があった場合、専門家からのアドバイスに基づかないで対応している自治体が8割以上を占めていることが判明した。

石綿健康被害の内容は多岐にわたっており、その中には、健康被害について専門的なアドバイスを求めたいという住民からの相談も多く寄せられている。自治体への相談をきっかけに、専門の医療機関等で健康診断を受けて中皮腫等のアスベスト関連疾病が判明した

事例もあることから、住民との直接の窓口である自治体に対しては、相談の内容からアスベスト関連疾病が少しでも疑われる場合には当該相談案件を放置せず、専門の医療機関等に引き継ぐことが必要である。

石綿健康被害への迅速かつ確実な対応を行うためにも、自治体はアスベスト関連疾病に詳しく経験豊富な専門家からのアドバイスをいつでも受けられる体制作りが求められる。この中には、自治体の職員自身のアスベスト関連疾病に関する知識の向上も含まれているが、相談者に対する継続的なフォローアップやアスベスト健康被害についての啓発活動を行う場合にも、同様にアドバイスを受ける必要があると思われる。さらに、アスベスト対策に関する会議にアスベスト関連疾病の専門家が加わっている自治体もあり、こうした取り組みを他の自治体にも広げていく必要があると思われる。

ただ、大都市圏以外の自治体では専門家自体が少ないものと予想されることから、専門家の育成や医師へ研修の拡充などを行う必要もあると思われる。

Ⅲ 飛散防止対策関係の概要

1 石綿含有建材使用建築物の実態把握状況について

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 公共施設における実態把握は進んでいる。[問 3-1-1 関係] |
| <input type="checkbox"/> 民間建築物の実態把握は十分でない。[問 3-1-1 関係] |

石綿含有建材使用建築物の実態を把握している自治体は半数程度にとどまる一方、現在のところ、石綿（管理・施設）台帳を整備する予定があるとの回答は2割未満であった。

また、特定建築材料が使用されている建築物等のリストについて、公共施設に関しては把握が進んでいるようだが、民間施設の状況は十分に把握できているとは言い難い状況であった。加えて、特定建築材料に関するリストを作成する予定もないとの回答が6割を超えていた。

石綿台帳や特定建築材料が使用されている建築物等のリストは石綿含有使用建築物の長期的な対策を行う上での基礎的な資料となることから、資料の未整備による将来の対策の不徹底や不適正処理などが危惧される。

2 自治体所有の石綿含有建材使用建築物への対策について

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 対策の優先順位は、「飛散性」、「利用状況」、「有害性」の順。[問 3-2-1、3-2-2、3-2-3 関係] |
| <input type="checkbox"/> そもそも石綿の種類を十分に把握していないため、「有害性」の優先順位が低い。[問 3-2-1、3-2-2、3-2-3 関係] |

石綿対策の優先順位としては、飛散性、利用状況を挙げる自治体が多い一方で、石綿の有害性の程度を優先している自治体は少ないことが判明した。この理由として、石綿の種類による有害性の程度にかかわらず一律に対策をしていることや、公共施設における石綿対策がほぼ終了するという理由が多かった。しかし、そもそも行政が石綿の種類を把握していないために、石綿の種類による有害性に着目をしていない可能性もあると思われる。

また、石綿対策の年次計画（長期計画）を作成している自治体は3割に満たず、約半数は年次計画を作成していないと回答した。

封じ込め及び囲い込みなどの暫定的な対策を講じた場合、除去・廃棄等を行うまでの管理計画を策定しているかについては、約半数が計画を策定していないと回答した。

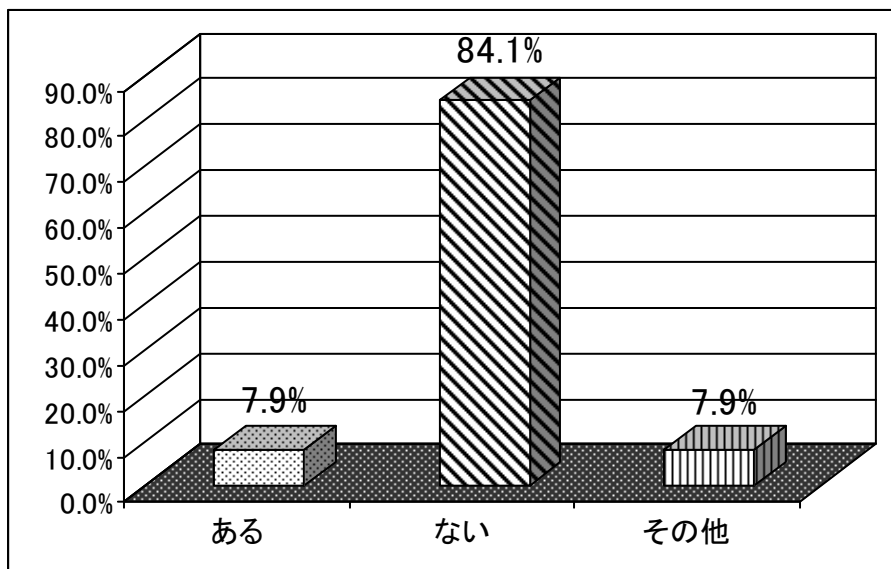
なお、その主な理由は、①建物管理者等が行うこととしている、②経過監視などの通常管理を行っているため管理計画の策定までは行っていない、③封じ込め及び囲い込み対策をしている施設がないなどであった。

年次計画及び管理計画の両方において長期的なアスベスト対策の面で課題を残している。

3 石綿分析と調査結果について

□ 主要3種類(クリソタイル、クロシドライト、アモサイト)以外の石綿についての把握状況は極めて低い。把握割合は1割未満。[問 3-3-1、3-3-2 関係]

表12：主要3種類以外の検出事例（問3-3-1 関係）



建材中の石綿分析でクリソタイル、クロシドライト、アモサイトの主要3種類以外のアスベストが検出された事例について、8割以上の自治体がないと回答し、1割未満の自治体が「ある」と回答した。

「ある」と回答している12自治体から、我が国においては使用されていないといわれてきたアンソフィライト、アクチノライト、トレモライトの全部または一部の検出を確認したことが報告された。

「ない」と回答した自治体が多い理由としては、そもそも自治体が主要3種類についてしか把握をしていないことや、建材中の石綿分析において、石綿の種類まで調査を実施していないことが背景にあると考えられる。実際、自治体からも、同様の理由から「ない」を選択した旨回答がされている。

4-1 曝露防止対策について

- 一般大気環境中の石綿濃度基準値の必要性を6割が認識。[問 3-4-1、3-4-2 関係]
- ただし、現状において、同基準値がないことによる問題は生じていないとする自治体は約7割。[問 3-4-1、3-4-2 関係]

表 1 3 : 一般大気中の石綿濃度の基準値の必要性 (問 3-4-2 のイ関係)

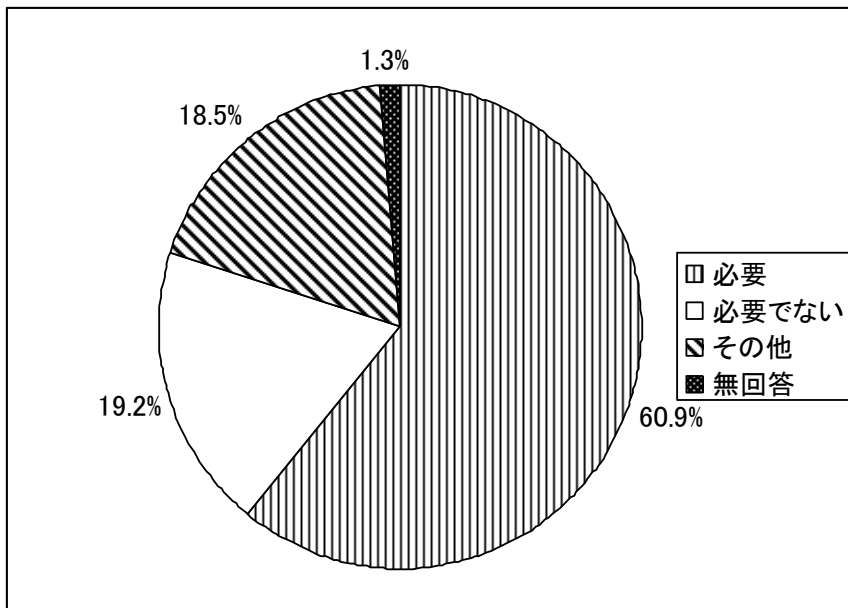
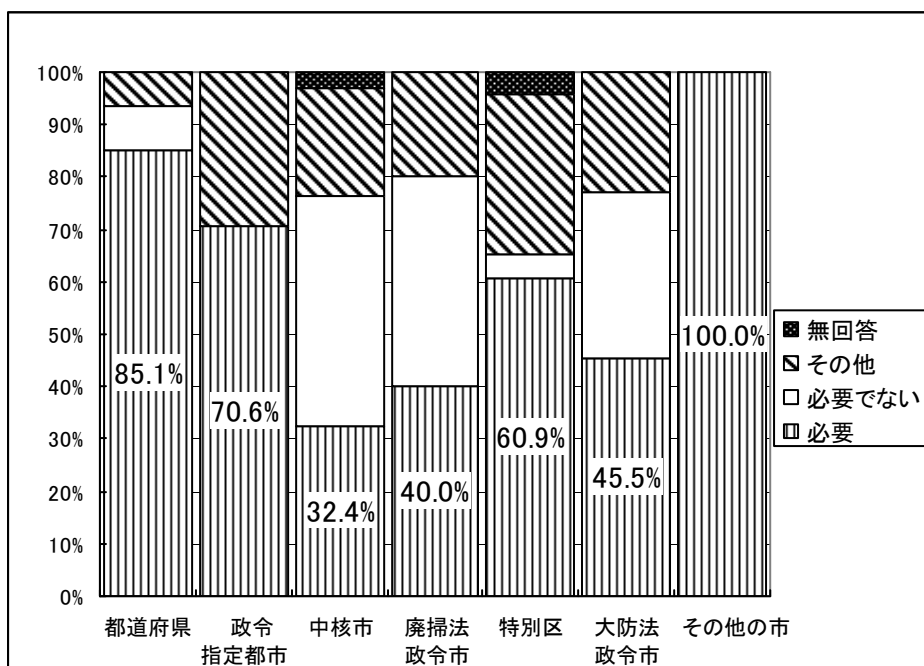


表 1 4 : 一般大気中の石綿濃度の基準値の必要性の自治体毎の割合 (問 3-4-2 のイ関係)



一般環境における大気中の石綿濃度の測定を実施している自治体は7割を超えており、また、現在は設定されていない一般大気中の石綿濃度基準値がないことによって問題が生じたことがないとする回答も7割に上った。

一方で、石綿濃度基準値が必要であると考えている自治体の割合は6割を超え、その中でも、規模の大きい都道府県や政令市においては、85%、70%とそれぞれ高い割合で必要であると考えられているようである。

その理由としては、①環境基準があることにより大気環境中の状況及び健康への影響を把握し、施策の充実に資する、②解体工事現場等でアスベストが大気中に飛散しても基準がないため、それだけでは法律違反には問えない、③基準値があることにより、事業者に対し測定の義務付けを指導することができるなどであった。

一方、「必要でない」との回答も約2割あり、その主な理由としては、①そもそも一般大気中の石綿濃度基準値がないことによる問題が生じていない、②現状では大気環境中の濃度が敷地境界基準に比べ十分低い濃度である、③基準値設定に向けて現在の知見では不十分であり、今後更なる知見が必要である、などであった。

4-2 優良事業者の認定制度や資格制度について

- 必要性を感じるが7割。[問 3-4-6 関係]
- その一方、認定制度等の創設により新規参入の障害となる懸念もある。
[問 3-4-6 関係]

認定制度や資格制度について「その必要性を感じる」が約7割、「その必要性を感じない」は約16%であった。

必要性を感じない主な理由としては、①実績書の提出等の現状のままでも足りている、②関係法令の規制に従って、各業者とも適切に実施していると判断される、③優良業者の認定制度や資格制度を設けたとしても、制度の形骸化が懸念され、必ずしも業者のレベルアップにつながらず、自治体の事務量が増加するだけである、などとの回答があった。

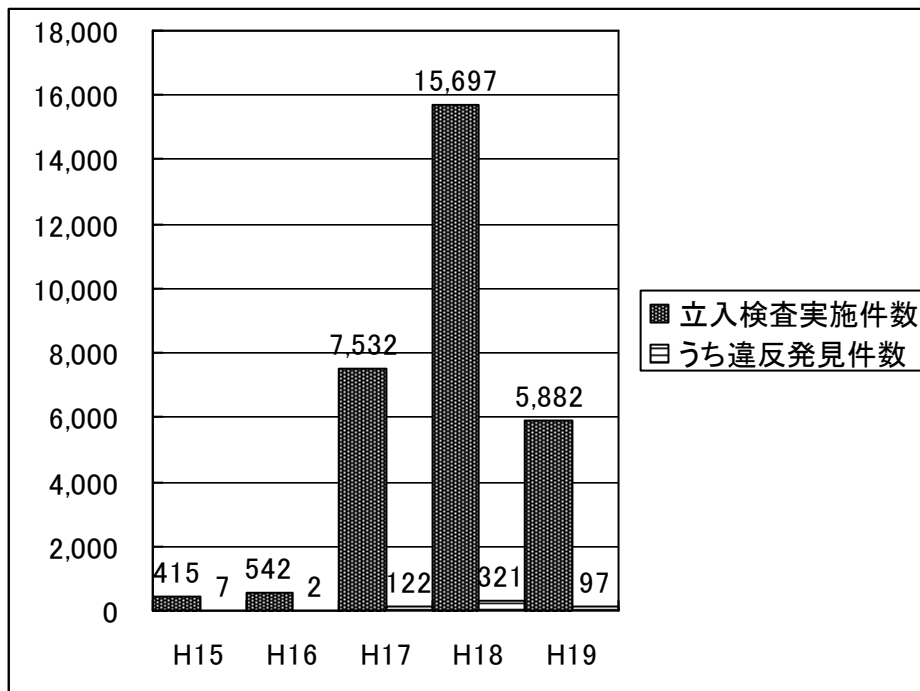
一方、必要性を感じる主な理由としては、①新規業者の参入が多く、また、業者間で技術力に差異がある、②高濃度事案があったが、いずれも大気汚染防止に基づく作業基準を理解し、遵守していれば未然に防止できたものであることから資格制度等が必要である、③依頼者にとって業者の選定に資するなどとの回答があった。

「その他」の回答も含め、認定制度や資格制度の必要性を感じる自治体が7割以上あったと回答している中、同制度の創設が新規参入の障害となることを懸念する意見もあった。

5 検査及び指導状況等について

- 立入検査実施件数は平成 17 年を境に件数の増加が顕著。[問 3-5-1 関係]
- 立入検査実施件数の増加に伴って違反発見件数も増加している。
[問 3-5-1 関係]

表 15：大気汚染防止法第 26 条に基づく立入検査実施件数の推移（問 3-5-1 関係）

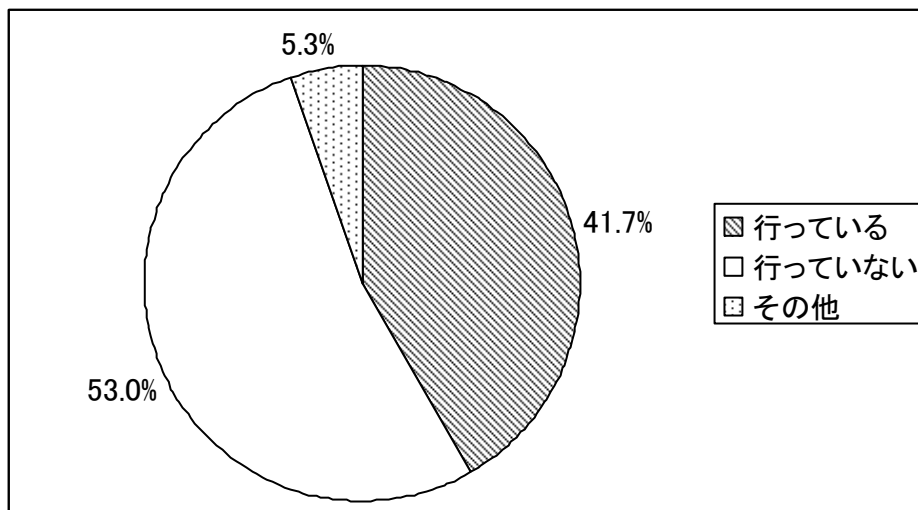


立入検査の実施件数は過去 5 年間で平成 18 年をピークに上昇傾向にあった。特にクボタ・ショックのあった平成 17 年を境に件数の増加が顕著である。この件数の増加に伴い、法令違反発見件数も増加している。違反の内容は、比較的軽微な「届出書類と施工現場との不整合」などが多いが、養生不良による屋外へのアスベストの飛散事案なども報告された。

6 民間建築物に対する助成状況等について

□ 民間建築物の石綿分析調査費用への助成を行っている自治体は4割。
[問 3-6-1 関係]

表 1 6 : 民間建築物の石綿分析調査費用について助成等について (問 3-6-1 関係)



民間建築物の石綿分析調査費用への助成について、「行っている」は約4割、「行っていない」が5割強、過去に実施していた又は第1次診断は無料で行っているなどといった「その他」は約5%であった。

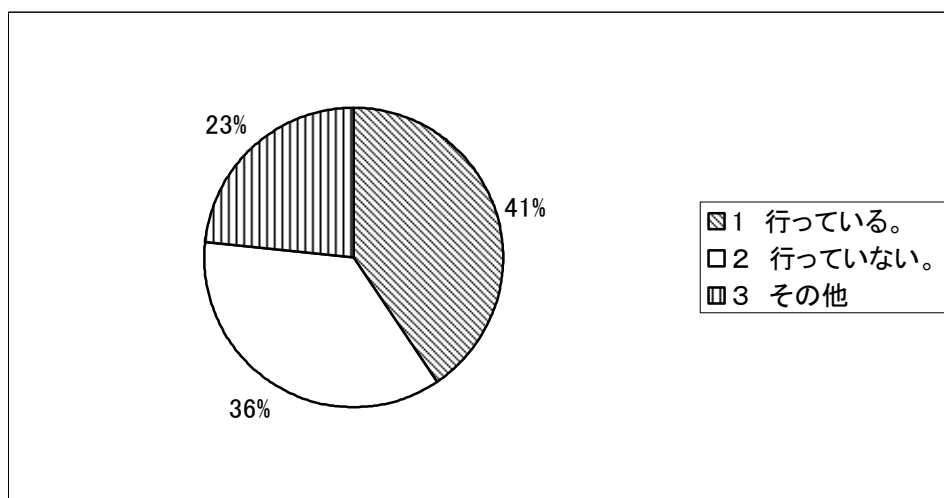
「行っていない」と回答した主な理由としては、①建築物の所有者や管理者が分析すべき、②財政上困難、③アスベスト問題は国の責任であるので、自治体として補助制度を設けていない、④助成の要望がない、などであった。

IV 廃棄物対策関係の概要

1 石綿含有廃棄物等の取扱いについて

□ 他の自治体から越境して区域内の最終処分場に運ばれてくる石綿含有廃棄物等についての搬入規制を約4割の都道府県で行っている。
[問 4-1-1 関係]

表 1 7 : 都道府県における石綿含有廃棄物等の搬入規制の状況 (問 4-1-1 関係)



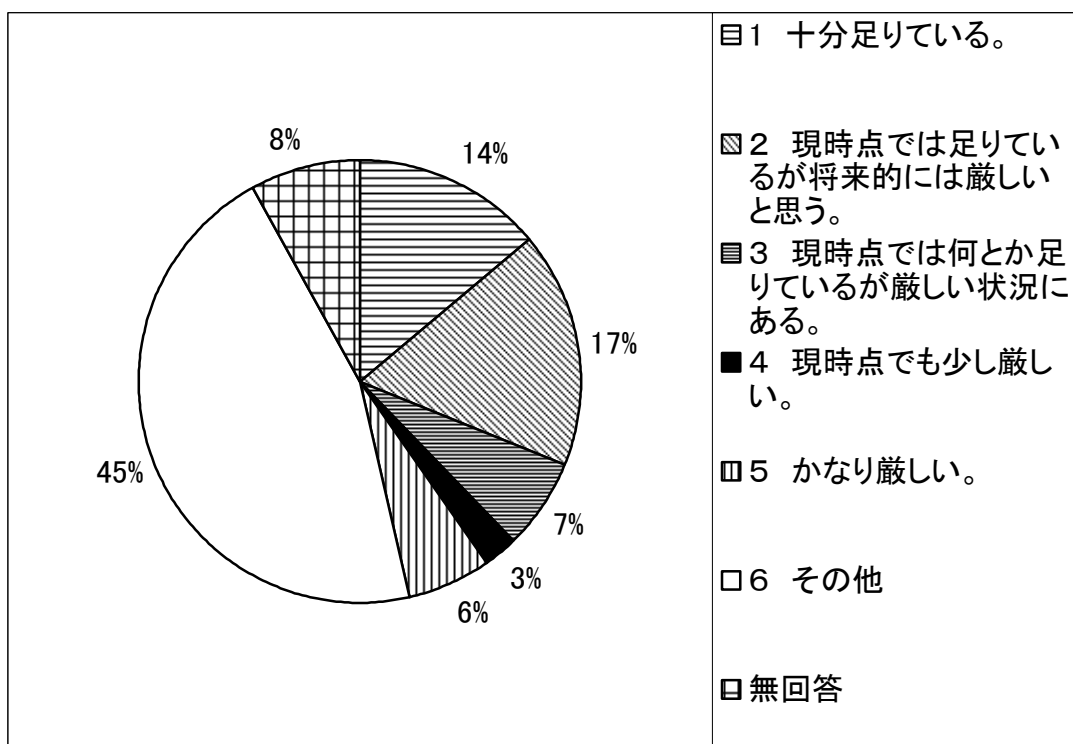
都道府県の約4割で、条例や要綱等に基づき、他の自治体からの石綿含有廃棄物等の搬入を規制している。搬入規制の主な内容は、事前協議制や特別の理由がない場合の原則搬入禁止などである。

なお、搬入規制が強化されると石綿含有廃棄物等の広域的な処理が困難になる可能性がある。

2 最終処分場・中間処理施設関係について

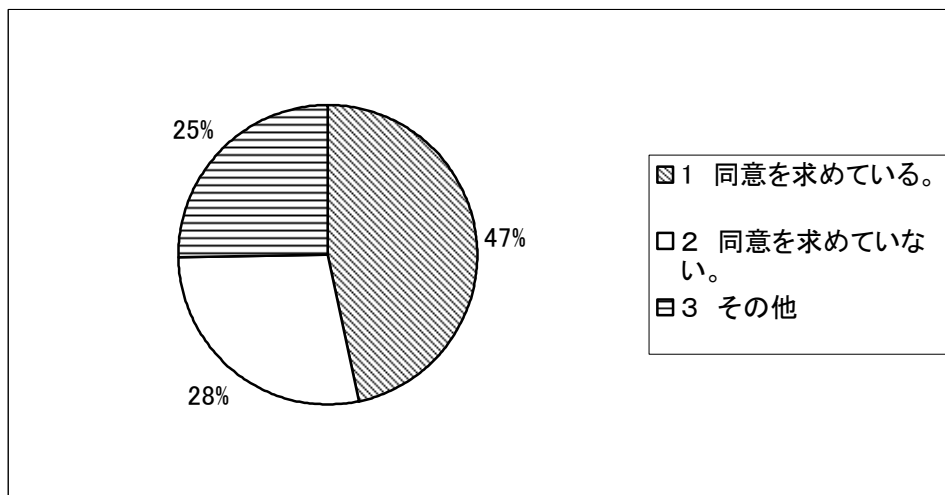
- 石綿含有廃棄物等を受け入れる最終処分場等が「十分足りている」とした自治体は約1割であった。また、自治体区域内に最終処分場等がない自治体もあり、全体的に厳しい状況にある。[問 4-2-1 関係]
- 最終処分場や中間処理施設において石綿含有廃棄物等を扱う場合、条例や要綱等で周辺住民の同意を求めている自治体は約5割あった。また、石綿含有廃棄物等の取扱いについて周辺住民などによる反対運動が発生している自治体は6自治体あった。[問 4-2-4、4-2-5 関係]

表 18 : 石綿含有廃棄物等のための最終処分場等の充足状況 (問 4-2-1 関係)



石綿含有廃棄物等を受け入れる最終処分場等が十分足りているとする自治体は1割強であり、最終処分場等の確保が大きな課題となっている。

表19：石綿含有廃棄物等の処理を行う際の周辺住民の同意について（問4-2-4 関係）

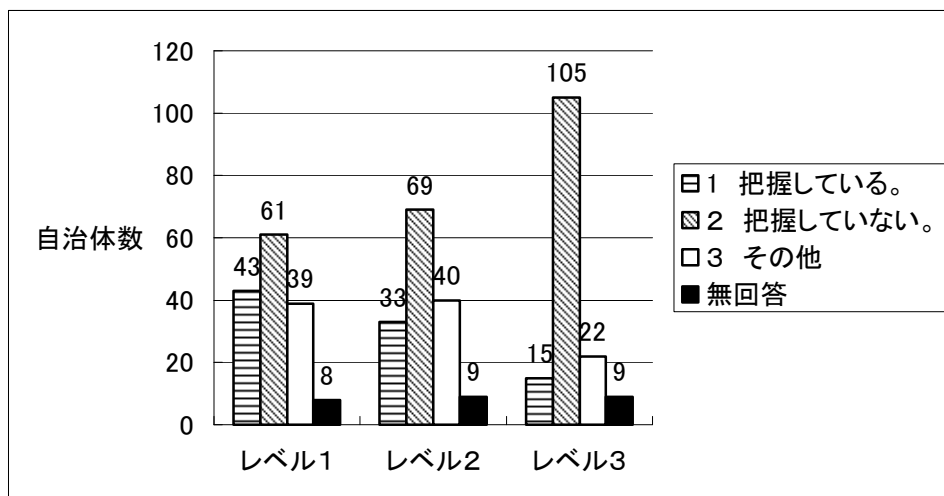


一方で、最終処分場等において石綿含有廃棄物等を扱う場合、条例や要綱等で周辺住民の同意を求めている自治体は約5割にも上り、特に、新たな最終処分場等を確保することは相当困難な状況にあると思われる。

3 石綿含有廃棄物等の実態把握関係について

□ 石綿含有廃棄物等の排出量及び処分量の把握は、レベルが上がるごとに把握できていない割合が高くなり、レベル3(成形板等)では、約7割の自治体が把握できていない。[問4-3-1、4-3-2、4-3-3 関係]

表20：レベル別石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量の把握状況（問4-3-1、4-3-2、4-3-3 関係）

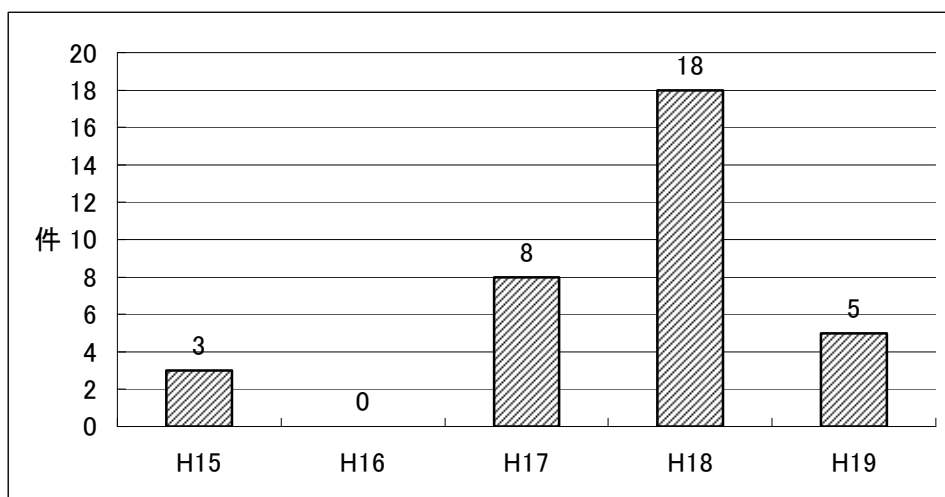


アスベスト対策を行う上で、石綿含有廃棄物等の排出量及び処分量をレベルに合わせて把握することは非常に重要であるが、全国的に把握できる仕組みが整備されていないため、現時点で多くの自治体が把握できていない。このため、国全体の排出量及び処分量についても把握できない状況にある。

4 不法投棄、不適正処理関係について

- 約3割の都道府県が、「不法投棄がある」とした。不法投棄件数は、過去5年間で34件であった。[問4-4-1 関係]
- 石綿含有建材の廃棄物の不適正処理事案は約1割の都道府県であった。また、解体現場等での不適正処理事案については約8割の自治体が把握していないとした。[問4-2-3、4-4-2 関係]

表2-1：全国の廃石綿及び石綿含有廃棄物の不法投棄件数（過去5年間）
（問4-4-1 関係）



不法投棄の防止及び監視は、非常に重要である。廃石綿及び石綿含有廃棄物の不法投棄件数は、過去5年間において34件であったが、単に件数だけでなく、不法投棄の規模や内容について詳細に検証する必要があると思われる。

表22：全国の石綿含有建材の廃棄物に係る不適正処理件数（過去5年間）
（問4-2-3 関係）

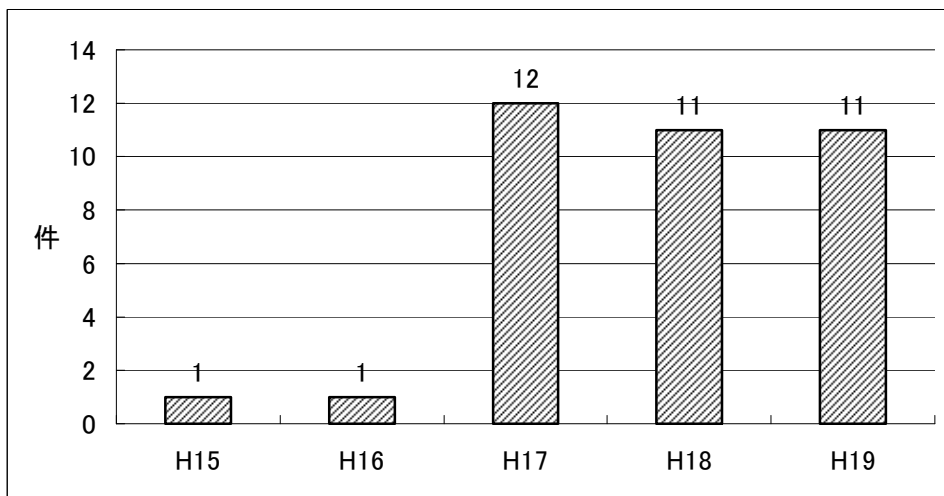
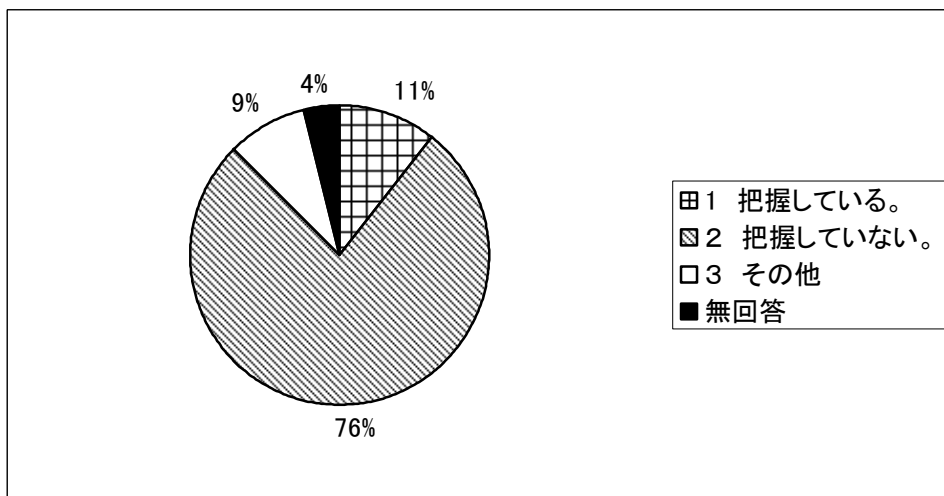


表23：解体現場等における石綿含有建材等に対する不適正処理事案の把握状況
（問4-4-2 関係）



石綿含有建材の廃棄物に係る不適正処理事案は約1割の自治体から「ある」と回答されているが、今後も継続した厳しい監視が求められている。また、解体現場等での不適正処理事案の把握は、立入検査権限等が複数の部局にまたがっていることもあり、約8割の自治体が把握していない状況にあり、今後、その把握率を向上させていく必要がある。

5 無害化処理施設への対応について

- 無害化処理施設への対応については、特に予定していない自治体が約半数であった。「積極的に協力していく予定である」とした自治体も、「厳しく審査していく予定である」とした自治体もそれぞれ約5%であり、多くはない。

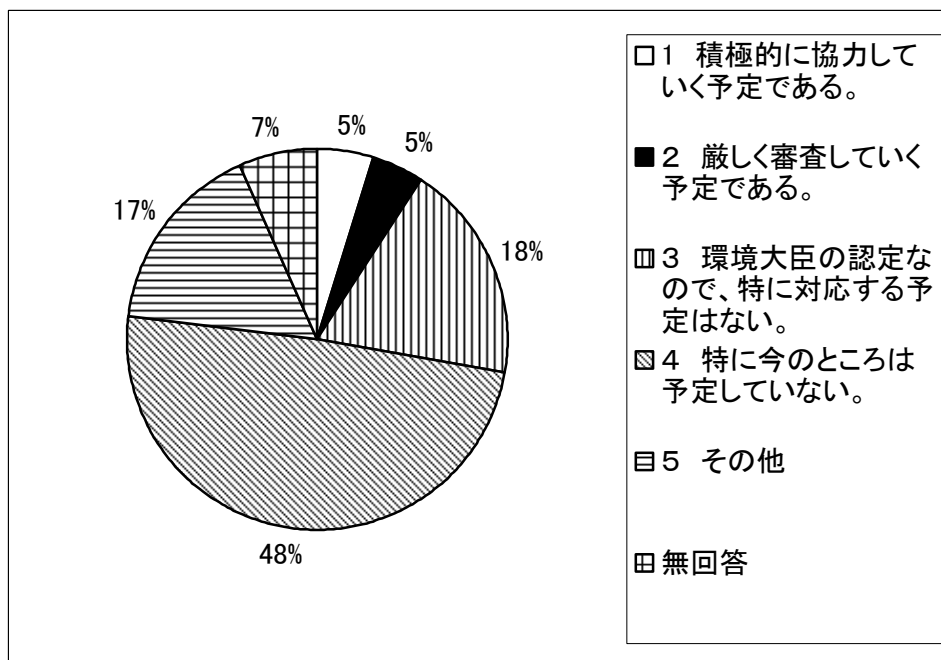
[問 4-4-3 関係]

- 無害化処理施設について事業者から相談を受けた自治体は全国各地で見受けられるものの、都道府県で約3割にとどまっている。

[問 4-4-5 関係]

表 2 4 : 無害化処理施設への対応について

(問 4-4-3 関係)



最終処分場の残余容量が厳しく、新規の処分場の設置もままならない状況下において、今後大量に発生すると見込まれている石綿含有廃棄物等の処分のため、国は無害化処理施設の設置に向けた取組みを進めている。しかし、本調査では、この無害化処理施設について多くの自治体に対応を考えていない現状が明らかとなった。

また、無害化処理施設について事業者から相談を受けた自治体は約3割であり、石綿含有廃棄物等の最終処分場の確保が困難な現状にあっても、無害化処理施設についての具体的な相談はあまり多くない現状も明らかとなった。

V 他の行政機関との連携関係の概要

自治体と労働局（労働基準監督署）との連携関係について

- 約半数の自治体が労働局(労働基準監督署)と合同で立入検査を行っている。
[問 5-1-1、5-1-2 関係]
- 労働局(労働基準監督署)との情報交換は大気汚染防止法関係では都道府県で7割を超えているが、石綿健康被害者に関する情報では都道府県で約4割、全体だと約2割と低い状況にある。[問 5-1-3、5-1-4 関係]

表 2 5 : 労働局（労働基準監督署）との合同の立入検査の実施状況
(問 5-1-2 関係)

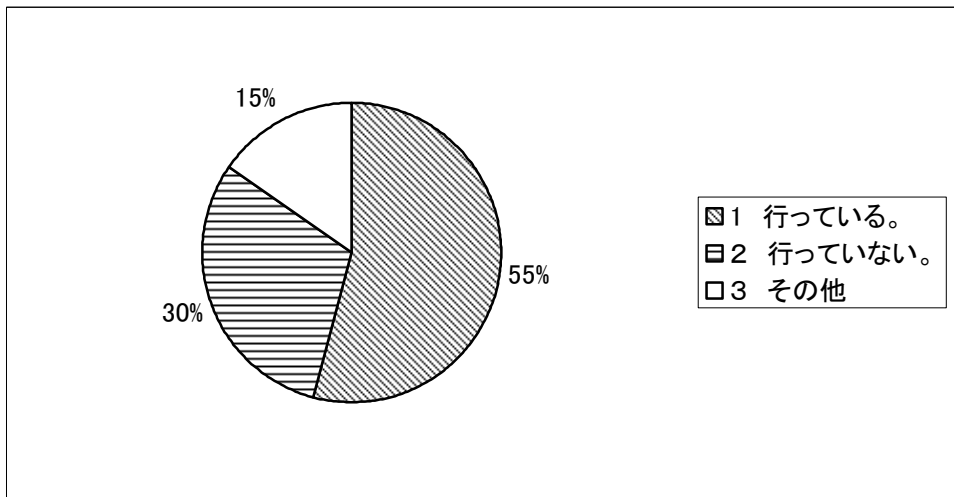
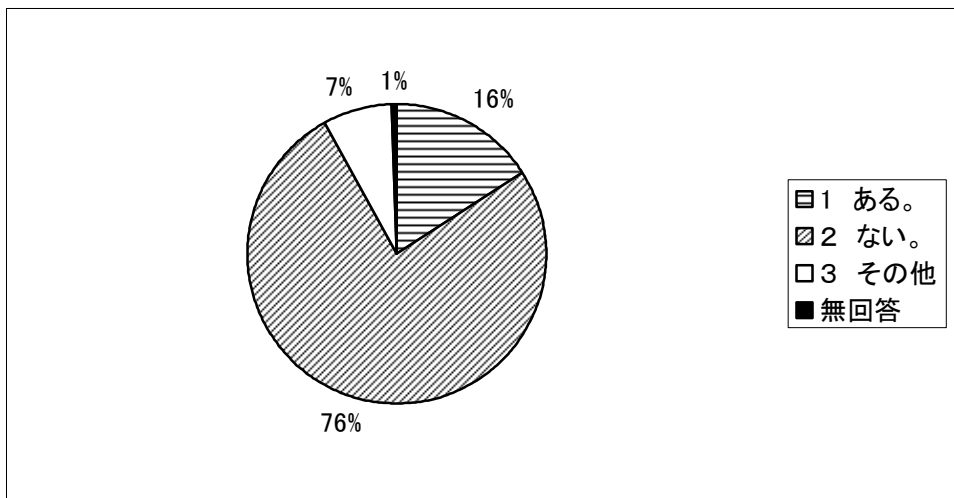


表 2 6 : 石綿健康被害者に関する労働局（労働基準監督署）との情報交換の有無
(問 5-1-3 関係)



自治体及び労働局(労働基準監督署)が有している権限や立入検査時期は異なっている。しかし、今後は、両者の連携協力が一層求められているところである。自治体及び労働局の合同立入検査は都道府県で約7割、石綿健康被害者に関する両者間の情報交換は都道府県で約4割となっており、自治体と労働局の合同立入検査や情報交換の分野での更なる連携協力関係の構築が必要である。

第3章 調査結果

I 基本的対策

1 住民への対応について

問 1-1-1	石綿についての住民からの各種相談件数についてお答えください。
---------	--------------------------------

○調査結果の概要

住民からの相談件数は平成 17（2005）年から急増しているが、これは同年6月の「クボタ・ショック」をきっかけに、健康被害やアスベストの曝露に関する住民の不安が表面化したためと推測される。翌年以降は急速に減少しているが、アスベストに関する情報の広まりにより、自治体への相談件数が減ったものと思われる。なお、平成 16（2004）年以前の相談件数については、従前よりアスベスト対策に取り組んできた東京都特別区等を除き、データ自体を集計していない自治体が大多数であった。

住民からの相談の多くは、過去に仕事等でアスベストを曝露したので診断できる診療機関を紹介してほしい、石綿救済法に基づく手続きを教えてほしい、自宅や解体中の建物にアスベストが含まれているか調べてほしいなどというもので、アスベストに関する情報不足により、多くの住民が漠然とした不安を感じていたことが推測される。

<回 答>

健康被害関係(a)

単位：件

		対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
区分	都道府県	47	0	1	14,152	3,897	1,348	19,398
	政令市	17	0	0	3,952	927	276	5,155
	市	64	10	12	5,991	1,431	539	7,983
	特別区	23	10	10	1,515	363	145	2,043
合計		151	20	23	25,610	6,618	2,308	34,579

飛散防止関係(b)

単位：件

		対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
区分	都道府県	47	0	1	22,462	3,345	1,128	26,936
	政令市	17	0	5	8,584	2,106	894	11,589
	市	64	1	5	6,681	954	247	7,888
	特別区	23	43	65	2,614	968	581	4,271
合計		151	44	76	40,341	7,373	2,850	50,684

その他(c)

単位：件

		対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
区分	都道府県	47	0	0	18,893	2,816	599	22,308
	政令市	17	0	0	5,633	2,123	410	8,166
	市	64	0	1	5,864	3,472	984	10,321
	特別区	23	1	5	2,186	502	149	2,843
合計		151	1	6	32,576	8,913	2,142	43,638

(主な相談内容)

○健康被害関係(a)

- ・ 以前、仕事でアスベストを扱っていた。まだ自覚症状はないが、健康診断を受けたい。
- ・ 呼吸器障害で苦しんでいるが、これはアスベストの影響だろうか。専門医を教えてください。
- ・ 病院で中皮腫と診断された。アスベスト救済法の手続きを教えてください。

○飛散防止関係(b)

- ・ 自宅や会社の天井にアスベストらしきものが使われている。これがアスベストなのかを調べたい。
- ・ アスベストが使われている建物を解体したい。アスベストの除去業者を紹介してほしい。
- ・ 近隣で解体工事が行われているが、アスベストの飛散が心配なので、調べてほしい。

○その他(c)

- ・ アスベストの廃棄物が発生したが、どのように処理すればよいか。費用の助成はないか。
- ・ (特定の建築資材や家具について) アスベストが含まれているか。
- ・ アスベストの診断と称して高額の費用を請求された。悪質商法ではないか。

<コメント>

- ・ アスベスト問題が顕在化する前の平成 15・16 年度は統計を取っていない。

- ・ 相談内容が多岐にわたっており、複数の部署での相談件数を合計した。

問 1-1-2	石綿吹き付け及び石綿含有建材を使用した建築物ごとの石綿使用状況について、住民に調査結果の公表を行っていますか。
---------	---

○調査結果の概要

自治体所有の建築物におけるアスベストの使用状況については公表していると回答する自治体が多い。ただし、建築物の名称・使用場所・件数をすべて公表する自治体もあれば、件数のみ公表や公立学校のみ公表など、その範囲はまちまちであった。

民間所有の建築物におけるアスベストの使用状況については、国土交通省による調査の基準である「床面積 1,000 m²以上」のみを対象としたり、情報公開請求に基づき件数のみ公表したりするなど、その範囲を限定する事例が多かった。

なお、公表が限定されている場合でも、当該建築物を解体する際には掲示するなど、建築物の周辺住民に対して配慮がなされる事例もあった。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 自治体及び民間の建築物についての結果をすべて公表している。	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2 自治体の建築物のみ公表対象としている。	4 8.5%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	5 3.3%
3 民間の建築物のみ対象としている。	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0.0%
4 一切公表していない。	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
5 その他	43 91.5%	17 100.0%	63 98.4%	23 100.0%	146 96.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(その他の内容)

- ・ 県有施設は対策が必要なものについて公表
 私立学校は全て公表
 民間病院は情報公開があれば公表
 社会福祉施設、土地改良施設及びその他民間施設は一切公表していない
 鉄道施設は実態調査未実施
 その他民間建築物で不特定多数が利用する店舗等は自主的に公表するよう要請
- ・ 民間建築物については未公表。ただし、大気汚染防止法の届出を要する石綿含有建築物等の解体作業については、作業基準において周辺住民から見やすい場所への掲示板設置を義務付け。

- ・ 1,000m²以上の民間建築物について行ったアンケート調査について国土交通省が集計し、同省が件数等を公表している。ただし、建築物を特定できる情報については公表していない。
- ・ 民間の建築物については、情報開示請求が出された場合は、請求者に対し、個人情報に該当しない部分を開示する。
- ・ 民間の社会福祉施設、病院等については、県としては公表していないが、国が公表している。
- ・ 自治体の建築物のみ石綿吹付けを使用した建築物ごとの状況について公表している。石綿含有建材を使用した建築物の把握は困難であり、また、石綿含有建材使用の建築物の公表は混乱を招く恐れがあると思われる。

<コメント>

- ・ 建築基準法の規定による定期調査報告制度があり、この概要書の閲覧が可能なことから、情報の取得が可能である。
- ・ 民間建築物については個人情報等が含まれるため、検討中であるが、災害等においては関係自治体へ情報が公開できる方向で検討している。
- ・ 民間建築物については情報公開をしている訳ではないが、特定の建物にアスベストが含まれているかという市民からの質問には、可能な範囲で状況を説明している。
- ・ 公表は吹付け材のみで、成形板については把握が進んでいない。

2 自治体の独自対策について

問 1-2-1	石綿対策のための条例・要綱等の制定（策定）状況について教えてください。
---------	-------------------------------------

○調査結果の概要

アスベスト対策のための条例・要綱等については、約3割の自治体で制定されている。この他にも、かつて条例等を制定していたが、平成18（2006）年の改正大気汚染防止法の施行により廃止した自治体もある。

条例・要綱等の内容については、基本指針の策定、解体工事におけるアスベスト濃度測定、届出義務、住民への説明義務、排出基準の設定など、大気汚染防止法より厳しい規制を課している事例が多い。また、アスベスト除去工事には多額の費用がかかることから、助成金等の支給を行っている自治体も見られた。

アスベスト対策の条例等がない自治体であっても、環境保全条例など他の条例等に基づいてアスベスト対策を講じている自治体もあった。

< 回 答 >

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 条例若しくは要綱等を制定（策定）している。	13 27.7%	6 35.3%	13 20.3%	14 60.9%	46 30.5%
2 条例若しくは要綱等を制定していない。	34 72.3%	10 58.8%	47 73.4%	7 30.4%	98 64.9%
3 その他	0 0.0%	1 5.9%	4 6.3%	2 8.7%	7 4.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（条例・要綱名及びその概要並びに特色）

- ・ 「アスベスト除去工事に関する指導指針」
 - アスベスト除去工事の指導に当たり、石綿除去作業を実施する事業者に対して、大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守を徹底するために作成
 - 建築物等のアスベスト使用箇所の事前調査の徹底
 - 除去工事の管理体制の整備
 - 除去作業着手前に、県職員から隔離養生の適合性確認を受ける
 - 周辺住民や地元市町村等に対し、工事内容やスケジュール等を周知
 - 除去作業着工前、除去作業中、工事終了後における環境調査の実施
- ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例及び同施行規則
 - 大気汚染防止法で対象となっていない石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去作業を規制対象にするとともに、アスベスト含有材料を使用する建築

物は規模等にかかわらず、すべて規制対象とした。

- 石綿排出作業に伴う石綿吹付け材を含有する廃棄物の届出
- 吹付け石綿を使用している建築物の所有者に対して知事への届出の義務
- 多数の者が使用する建築物所有者の石綿吹付け材使用の有無の調査及び届出の義務等
- ・ 「民間建築物露出吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱」
本市の区域内に存する多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室、機械室を含む。））で露出して吹き付けられたアスベスト等の分析調査や除去工事等（除去、封じ込め、囲い込みの措置）を行う場合に、その費用の一部を補助する。
 - 分析調査事業 費用の2/3以内かつ10万円限度
 - 除去等事業 費用の2/3以内かつ120万円限度
- ・ 「アスベスト対策連絡会議要綱」
 - 市民の健康を守るため、本市におけるアスベスト対策に関する部局間の連携を図り、アスベスト対策を総合的に推進するため、会議を設置。
 - 必要事項の検討、実施をするために連絡会議の下に公共施設専門部会、民間施設専門部会、環境専門部会、健康専門部会を設置。

（その他）

- ・ 市独自の条例・要綱等は制定していないが、大阪府の「生活環境の保全等に関する条例」に基づき使用面積 1,000m² 以上の石綿含有成型板の解体時の規制や作業実施基準など大気汚染防止法より更に横出した規制を行っている。
- ・ 大阪府域においては、社会問題化した平成17年度に大阪府が「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正により、アスベストを使用している建築物等の解体工事等の際の規制を設け、大気汚染防止法の補完、拡充を図ったため、当市において、条例若しくは要綱等の制定に至っておりません。

<コメント>

- ・ 平成17年12月1日に「石綿の飛散防止に関する指導要綱」を定め、全ての建築物において規模要件を撤廃し、また、保温材、耐火被覆材及び断熱材を対象として、届出対象としたが、大気汚染防止法改正に伴い廃止した。

問 1-2-2	その他、条例・要綱等以外で石綿対策のための独自の取組があれば教えてください。
---------	--

○調査結果の概要

条例・要綱等に基づかないアスベスト対策のための独自の取組については、指針（ガイドライン）やアスベスト飛散防止マニュアルの作成が、4割近くの自治体で行われている。いずれもホームページやパンフレットにより住民に周知され、また、保健所職員等に対するアスベストに関する研修を行うことで、相談対応者（相談体制）の質の向上を図っている自治体も見られた。

さらに、解体工事現場におけるアスベストの検査を抜き打ちで行ったり、除去業者を登録制にするといった独自の取組を行う自治体もあったが、まだ少数にとどまっている。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 条例・要綱等以外で自治体独自の取組がある。	21 44.7%	8 47.1%	19 29.7%	9 39.1%	57 37.7%
2 ない。	25 53.2%	9 52.9%	38 59.4%	13 56.5%	85 56.3%
3 その他	1 2.1%	0 0.0%	6 9.4%	1 4.3%	8 5.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 0.7%

（自治体独自の取組の名称と概要及び特色等）

- ・ 「アスベスト対策に関する指針（ガイドライン）」の策定
- ・ 「アスベスト飛散防止マニュアル」の作成
- ・ ホームページ及び相談窓口による情報提供
- ・ 解体工事現場における抜き打ちのアスベストの測定
- ・ アスベスト除去業者の登録制度

（その他）

- ・ 自治体所有施設におけるアスベストの分析調査及び除去工事
- ・ 消防署等に対する防塵マスク・フィルター・保護メガネの配備

<コメント>

特記事項なし

問 1-2-3	内部に石綿対策のための組織横断的な会議や専門部署等を設置していますか。
---------	-------------------------------------

○調査結果の概要

アスベスト対策のための組織横断的な会議の設置は130自治体（約86%）にも及び、大抵の自治体において何らかの会議を設置していることが分かった。そのほとんどが、平成17年6月の「クボタ・ショック」以降に設置されているが、中には昭和62（1987）年のいわゆる「学校パニック」を機に設置された自治体も見られた。

会議の内容は、アスベスト対策に関する情報の提供及び共有、アスベスト対策の総合的な推進などである。

しかし、専門部署を設置している自治体は16とわずかであり、環境関連の部署を事務局としている自治体がほとんどであった。また、会議が設置されていても、平成18年度以降は一度も開催されていない自治体も多く、継続性については自治体により差が見られた。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 横断的な会議と専門部署を設置している。	7 14.9%	3 17.6%	2 3.1%	2 8.7%	14 9.3%
2 横断的な会議のみ設置している。	37 78.7%	13 76.5%	51 79.7%	15 65.2%	116 76.8%
3 専門部署のみ設置している。	0 0	0 0	2 0.03125	0	2 1.3%
4 設置していない。	1 2.1%	0 0.0%	6 9.4%	5 21.7%	12 7.9%
5 その他	2 4.3%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	7 4.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

会議の開催回数

単位：件

		対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
区分	都道府県	47	0	0	231	61	21	313
	政令市	17	1	1	109	35	13	159
	市	64	0	0	295	77	30	402
	特別区	23	6	4	62	17	9	98
全体		151	7	5	697	190	73	972

(横断的な会議と専門部署の名称及び概要)

- ・ 会議名「アスベスト対策連絡会議」「アスベスト対策推進会議」
- ・ 部署名「アスベスト問題対策本部」
- ・ 知事（又は副知事）を本部長とし、関係部局により会議を構成する。
- ・ アスベスト問題に関する情報の収集・提供を行う。
- ・ アスベスト対策に関する部局間の連携を図り、アスベスト対策を総合的に推進する。

(その他)

特記事項なし

<コメント>

- ・ 平成 17 年に会議を開催したが、緊急的な対応が終了したため、その後は開催されていない。

II 健康被害救済関係

1 健康被害の実態調査について

問 2-1-1	中皮腫発症事例の実態把握（被害状況調査や曝露歴(源)調査等）を行っていますか。
---------	---

○調査結果の概要

中皮腫発症事例の実態把握については、「実態を把握している」、「一部実態を把握している」を含めても12自治体（約8%）にとどまっており、大多数の自治体がいまだに実態を把握していないことが判明した。

実態を把握している自治体では、中皮腫により死亡したと思われる調査対象者本人及びその家族・遺族からの申し出に基づき聞き取り調査を行ったり、人口動態調査における中皮腫による死亡の事例を抽出して調査したりすることにより、自治体内における中皮腫発症事例の実数や場所を記録している。また、石綿救済法に基づく救済認定の申請時に、本人・家族等からの相談により把握できたケースもあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%
2 一部実態を把握している。	3 6.4%	1 5.9%	6 9.4%	0 0.0%	10 6.6%
3 実態を把握していない。	38 80.9%	15 88.2%	53 82.8%	23 100.0%	129 85.4%
4 その他	4 8.5%	1 5.9%	1 1.6%	0 0.0%	6 4.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	4 2.6%

（実態把握方法の概要）

- ・ 中皮腫による死亡者等について、当時の曝露状況に係る状況を、本人・家族、遺族等から聞き取り調査・カルテ調査。
- ・ 人口動態調査の死亡小票の病名欄に中皮腫が記入されている死亡者で、死亡当時県内に在住していた者を把握。
- ・ アスベスト専門外来等の医療機関の同意を得て、カルテ等に記載された職業歴、生活歴、生活環境及び家族の職業歴等の情報を入手し、アスベスト曝露による疾病を調査。
- ・ 石綿救済新法に基づく救済認定の自治体への申請時に、本人・家族等からの相談で

把握。

(その他)

- ・ 平成 17 (2005) 年に環境省からの委託を受けて実態調査を行ったことがある。

<コメント>

- ・ 人口動態調査による自治体内における中皮腫による死亡者数は把握している。

問 2-1-2	中皮腫による死亡事例の把握状況を教えてください。
---------	--------------------------

ア 石綿曝露源の把握状況

○調査結果の概要

中皮腫による死亡事例についても、「実態を把握している」「一部実態を把握している」を含めても20自治体（約13%）にとどまっており、大多数の自治体がいまだに実態を把握していないことが判明した。

実態を把握している自治体の中でも、独自の調査に基づき把握されたものはわずかであり、大多数は厚生労働省が調査した労災認定事業所の状況、大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出があった事業所の状況、中皮腫を発症した本人・家族等による保健所等への相談により把握されたものであった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	2 4.3%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	3 2.0%
2 一部実態を把握している。	6 12.8%	4 23.5%	6 9.4%	1 4.3%	17 11.3%
3 実態を把握していない。	36 76.6%	12 70.6%	51 79.7%	22 95.7%	121 80.1%
4 その他	2 4.3%	1 5.9%	2 3.1%	0 0.0%	5 3.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

（石綿曝露源の把握状況の概要）

- ・ 過去に実施した石綿曝露による健康影響調査により把握。
- ・ 厚生労働省が調査し公表した労災認定事業所の状況により把握。
- ・ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設を設置していた事業所からの聞き取りにより把握。
- ・ 中皮腫を発症した本人・家族・遺族からの申し出により把握。

（その他）

特記事項なし

イ 労災補償の受給状況について

○調査結果の概要

中皮腫の発症に伴う労災補償の受給状況については、大多数の自治体の実態を把握していないことが判明した。

実態を把握している自治体は、厚生労働省がホームページで公表しているデータや、地方労働局からの情報提供に基づくものが大多数であったが、中には独自の調査を行って把握したり、人口動態統計に基づき、自治体が対象者に独自に聞き取り調査を行って把握したりするといった取組が行われているところもあった。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
2 一部実態を把握している。	10 21.3%	1 5.9%	4 6.3%	0 0.0%	15 9.9%
3 実態を把握していない。	33 70.2%	16 94.1%	55 85.9%	23 100.0%	127 84.1%
4 その他	2 4.3%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	3 2.0%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

(労災補償の受給状況の概要)

- ・ 厚生労働省がホームページで公表している、石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況で把握。
- ・ 年に数回、認定数について労働局へ情報提供依頼をし、入手している。
- ・ 事業者が公表した労災認定者数を把握。
- ・ 自治体独自の聞き取り調査により把握。
- ・ 中皮腫を発症した本人・家族・遺族から相談があった場合に把握。

(その他)

特記事項なし

ウ 石綿救済新法による受給状況について

○調査結果の概要

石綿救済新法による受給状況については、大多数の自治体の実態を把握しておらず、独自の調査を行っている自治体以外は一部しか把握できていないことが判明した。

実態を把握している自治体では、管下の保健所（保健福祉センター）における救済給付の申請及び相談により、また、環境再生保全機構に直接申請された分についてはホームページで公表された資料により把握しているが、認定状況については個人情報保護の観点から自治体に情報提供がなされないため、把握しきれていない。

なお、特別遺族給付金の申請及び認定については、地方労働局からの情報提供により把握している。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	5 10.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 3.3%
2 一部実態を把握している。	9 19.1%	3 17.6%	4 6.3%	2 8.7%	18 11.9%
3 実態を把握していない。	23 48.9%	14 82.4%	55 85.9%	20 87.0%	112 74.2%
4 その他	9 19.1%	0 0.0%	1 1.6%	1 4.3%	11 7.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

（石綿救済新法の受給状況の概要）

- ・ 環境再生保全機構ホームページで把握。
- ・ 管下の保健所（保健福祉センター）で救済給付の認定申請や相談を受け付けているので、その範囲で把握。ただし、環境再生保全機構に直接請求する申請者もいるため、すべての把握はできない。
- ・ 事業者が公表した特別遺族給付金の支給認定者数から把握。
- ・ 自治体独自の聞き取り調査により把握。

（その他）

- ・ 支給の決定は環境再生保全機構が行っているため、不明である。

エ 他の自治体に転居して死亡した者の把握状況

○調査結果の概要

他の自治体に転居して死亡した者の把握状況については、独自の調査により一部を把握している自治体以外はまったく把握できていないことが判明した。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2 一部実態を把握している。	1 2.1%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	2 1.3%
3 実態を把握していない。	45 95.7%	17 100.0%	58 90.6%	23 100.0%	143 94.7%
4 その他	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 0.7%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

(他の自治体に転居して死亡した者の把握状況の概要)

- ・ 独自の実態調査の対象者のみ把握。

問 2-1-3	中皮腫以外の石綿関連疾病の実態把握を行っていますか。
---------	----------------------------

○調査結果の概要

中皮腫以外の石綿関連疾病について、アスベストを取り扱っていた事業所の周辺において健康診断を行った際に把握できた場合を除いては、大多数の自治体の実態を把握しておらず、アスベスト健康被害について独自の調査を行っている自治体以外については一部しか把握できていないことが判明した。

また、自治体の中には、環境省からの委託を受けて実施したアスベスト曝露に関する健康リスク調査に基づく件数、人口動態統計のデータベースから中皮腫以外の石綿関連疾病による死亡者の件数、病院のアスベスト専門外来で所見ありとされた患者数などを手がかりに把握したところもあるが、いずれも一部のみの把握にとどまっている。

< 回 答 >

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実態を把握している。	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
2 一部実態を把握している。	3 6.4%	1 5.9%	3 4.7%	0 0.0%	7 4.6%
3 実態を把握していない。	39 83.0%	15 88.2%	56 87.5%	23 100.0%	133 88.1%
4 その他	3 6.4%	1 5.9%	1 1.6%	0 0.0%	5 3.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

(中皮腫以外の石綿関連疾病の実態把握の内容)

- ・ アスベストを取り扱っていた事業所の従業員がアスベストを原因とする肺がんで死亡したことが判明したため、自治体又は事業所がアスベストに曝露された可能性がある事業所の周辺住民に対して健康診断を行い、把握。
- ・ 人口動態統計のデータベースから、中皮腫以外の石綿関連疾病による死亡者の件数を把握。
- ・ 病院のアスベスト専門外来の受診者のうち、所見ありと診断された者の数を把握。
- ・ 管下の保健所(保健福祉センター)で救済給付の認定申請や相談を受けた際に把握。

(その他)

- ・ 環境省からの委託を受け、アスベスト曝露に関する健康リスク調査を行った。

2 健康診断等の実施について

問 2-2-1	住民に対して石綿に関する健康診断を実施していますか。
---------	----------------------------

○調査結果の概要

住民に対する石綿に関する健康診断については、21 自治体（約 14%）において実施されている。実施主体は、環境省（委託調査事業）、都道府県、市町村と様々である。

健康診断の対象者には差があり、過去にアスベストに曝露された可能性のある元従業員やその家族、周辺住民、アスベスト使用建築物の住民等のうち希望者に対し、無料又は一部自己負担により行われていることが多かった。また、健康診断の機会については、専門のアスベスト診断であったり、老人保健法に基づき従来から市町村で行われてきた肺がん検診（X線検査、喀痰検査等）を活用したりと様々であった。さらに、これらの健康診断の結果、中皮腫の患者が発見された例もあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実施している。	6 12.8%	3 17.6%	10 15.6%	2 8.7%	21 13.9%
3 実施していない。	35 74.5%	12 70.6%	47 73.4%	20 87.0%	114 75.5%
4 その他	5 10.6%	2 11.8%	4 6.3%	1 4.3%	12 7.9%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	3 4.7%	0 0.0%	4 2.6%

（石綿に関する健康診断の内容）

- ・ アスベストに曝露したりリスクの高い市民を対象に、「緊急肺がん検診」を実施。
- ・ 老人保健事業の肺がん検診受検者のうち、希望者にアスベスト検診を付加的に実施。
- ・ かつてアスベスト関連製品工場があった特定の地域において、県と市が連携して周辺住民に健康診断を実施。
- ・ 肺がん検診の対象外となる40歳未満の者のうち、希望者に対して実費で実施。

<コメント>

- ・ 特段の検診は行っていなかったが、老人保健法に基づく通常の基本健康診断やがん検診の受診を推奨しており、これらの機会に発見されるケースもあった。

問 2-2-2 診断する医療機関の充足状況について教えてください。

○調査結果の概要

アスベスト関連疾病を診断する医療機関については、55 自治体（約 36%）において「足りている」と回答している。一方、「足りない」と明確に回答した自治体は 15（約 10%）にとどまっており、それ以外の自治体の多くはアスベスト診断を行っている医療機関の情報に乏しく、そもそも充足しているか否か自体を把握できていないことから、「その他」と回答している。

医療機関を把握している自治体の中には、住民からの相談があった場合、アスベスト専門外来を設けたり、アスベスト検診を行ったりしている専門的な医療機関を紹介するところもある。しかし、医療機関や専門的診療を行える医師の数が不足しているため混雑しているということ把握している自治体もあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 足りている。	20 42.6%	10 58.8%	21 32.8%	4 17.4%	55 36.4%
3 足りない。	4 8.5%	0 0.0%	8 12.5%	3 13.0%	15 9.9%
4 その他	19 40.4%	7 41.2%	29 45.3%	16 69.6%	71 47.0%
無回答	4 8.5%	0 0.0%	6 9.4%	0 0.0%	10 6.6%

（その他）

- ・ 住民からの問合せに対しては、労災関係であれば労災指定の病院を、一般の市民に対しては呼吸器の専門病院を勧めている。
- ・ 検診が可能な医療機関を調査照会し、ホームページに公開している。
- ・ 石綿の健康影響に関する診断は、非常に専門性が要求されるが、専門医が少ない。
- ・ 専門的診療が行える医師は少なく、患者が集中している。

<コメント>

- ・ 住民向けの健康診断を実施していないので、充足状況については把握できていない。

問 2-2-3	石綿に曝露した住民等に対する継続的な健康管理対策（長期的なフォローアップ等）を実施していますか。
---------	--

○調査結果の概要

石綿に曝露した住民等へのフォローアップについては、「実施していない」と回答した自治体は126（約83%）に上っており、アスベスト検診後のフォローアップ体制が不十分であることが判明した。

フォローアップの内容としては、アスベスト検診で要観察となった患者のうち、希望者に対して継続的な検診や医療機関の紹介、訪問指導、継続的な相談等を行っている自治体があった。また、保健所（保健福祉センター）に相談窓口を設置し、経過観察に関する相談対応を行っている例もあった。さらに、環境省からの委託を受けて実施している健康リスク調査によっても、フォローアップを行っている自治体もあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実施している。	3 6.4%	2 11.8%	5 7.8%	1 4.3%	11 7.3%
3 実施していない。	38 80.9%	14 82.4%	53 82.8%	21 91.3%	126 83.4%
4 その他	5 10.6%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	10 6.6%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	3 4.7%	0 0.0%	4 2.6%

（フォローアップの内容）

- ・ 所見がある者についてはフォローアップを勧めており、健康管理手帳を交付し、検査に要する費用を助成している。
- ・ 経過観察については、保健福祉センターで行われている。
- ・ 指定医療機関において医学的所見を追跡調査し、アスベスト関連疾患の発症リスクに関する実態把握を行っている。
- ・ 検診後、アスベストに関する診療ができる医療機関を照会している。
- ・ 環境省からの委託を受けて実施している健康リスク調査では、5年程度実施する予定。
- ・ アスベスト曝露を受けた者に対し、継続的に健康リスク相談を実施している。

<コメント>

特記事項なし

3 専門家（医師等）との協力状況について

問 2-3-1	石綿健康被害に詳しい医師等、石綿健康被害について貴自治体が専門的アドバイスを受けている専門家がありますか。
---------	---

○調査結果の概要

石綿健康被害についてアドバイスを受けている専門家については、「いない」と回答した自治体は121（約80%）にのぼっており、住民からのアスベストによる健康被害に関する相談対応について、専門家からのアドバイスを受けずに行っている自治体が大多数であることが判明した。

アドバイスを受けている自治体の多くは、健康相談や啓発活動の際に、必要に応じてアスベスト専門医等の専門家からのアドバイスを求めていた。また、アスベスト対策に関する委員会等の委員に委嘱するなど、必要な場合にはアドバイスを受けられる体制を取っている自治体もあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 いる。	12 25.5%	3 17.6%	1 1.6%	1 4.3%	17 11.3%
3 いない。	31 66.0%	11 64.7%	58 90.6%	21 91.3%	121 80.1%
4 その他	3 6.4%	3 17.6%	1 1.6%	1 4.3%	8 5.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	4 6.3%	0 0.0%	5 3.3%

（アドバイスの内容）

- ・ 健康相談の際に、必要に応じて、呼吸器科の専門医に相談を行っている。
- ・ 啓発を目的として、市民向け講演会を開催する際、専門医に講師を依頼している。

<コメント>

- ・ 環境省からの委託を受けて実施している健康リスク調査に基づき、専門医及び行政医が委員となっており、アドバイスを受ける体制となっている。

Ⅲ 飛散防止対策関係

1 石綿含有建材使用建築物の実態把握状況について

問 3-1-1	各実態調査に基づいた情報の収集と管理についてお伺いいたします。
---------	---------------------------------

ア 石綿使用の有無の調査結果及び措置状況等を記した管理（施設）台帳の整備・保管を行っていますか。

○調査結果の概要

管理（施設）台帳の整備・保管を「行っていない」との回答割合は、2割未満である一方、「行っている」との回答は半数を超え、また、「その他」回答の中にも、国土交通省依頼の調査結果を保存しているとの回答も多く、自治体における石綿使用の有無等を記した管理台帳の整備・保管状況は概ね良好といえる結果となった。

民間建築物については、上記国土交通省の依頼対象である 1,000 m²以上の大規模施設のみを対象としている自治体が主であった。

なお、その調査結果等の保管方法には、回答用紙の保管（民間施設）のみから、電子データ管理及び台帳管理等と、自治体により差異が見られた。また、飛散性である吹付け石綿施設については整備・保管されている一方、非飛散性石綿使用施設に関するものについての回答は、見られなかった。

石綿台帳や特定建築材料が使用されている建築物等のリストは石綿含有使用建築物の長期的な対策を行う上での基礎的な資料となることから、資料の未整備による将来の対策の不徹底や不適正処理などが危惧される。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行っている。	26 55.3%	9 52.9%	37 57.8%	11 47.8%	83 55.0%
2 行っていない。	5 10.6%	2 11.8%	15 23.4%	6 26.1%	28 18.5%
3 その他	16 34.0%	6 35.3%	11 17.2%	6 26.1%	39 25.8%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 0.7%

（その他）

- 一部の施設管理部門において調査結果及び措置状況の資料を保管しているケースを

除き、台帳の整備保管を行っている。

- ・ 市有建築物と1000㎡以上の民間建築物を対象に行っている。
- ・ 自治体所有の建築物の石綿分析調査結果と対策工事の履歴を保管している。

<コメント>

- ・ 民間建築物で現存する建物についての情報を収集する場合、市町村の課税情報から手に入れることが効率的である。

イ 今後、アのような石綿（管理・施設）台帳を整備する予定がありますか。

○調査結果の概要

整備の予定が「ある」との回答は2割未満であった。その主な理由として、現状において「ア」の回答にあったように既に「整備が済んでいる」等の回答も多く、自治体としては、石綿に関する管理・施設台帳は整備されつつあるとの認識があるとみられた。

なお、民間建築物については、「ア」と同様、1,000 m²以上の大規模施設がその対象とされている。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 ある。	6 12.8%	2 11.8%	11 17.2%	5 21.7%	24 15.9%
2 ない。	20 42.6%	4 23.5%	34 53.1%	10 43.5%	68 45.0%
3 その他	14 29.8%	7 41.2%	8 12.5%	5 21.7%	34 22.5%
無回答	7 14.9%	4 23.5%	11 17.2%	3 13.0%	25 16.6%

（その他）

- ・ 必要が生じた場合に検討する。
- ・ 自治体所有建築物のみ行っている。
- ・ 民間の施設については検討中である。

<コメント>

特記事項なし

ウ 特定建築材料（注）が使用されている建築物（公共及び民有）等のリストを作成していますか。

○調査結果の概要

「作成していない」との回答は3割を超える結果となり、「その他」の回答は3割強であった。「その他」の内訳は次の3点に集約される。すなわち、①自治体所有の施設について実施、②①のうち、吹付け石綿に関する台帳を整備・保管している、③民間施設については国土交通省調査対象施設（1,000 m²以上）をリスト化しているとの回答であった。

そのため、公共施設における非飛散性石綿や 1,000 m²未満の民間施設の状況が十分把握されているとは言い難いと推測できる。

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 作成している。	17 36.2%	5 29.4%	20 31.3%	7 30.4%	49 32.5%
2 作成していない。	10 21.3%	3 17.6%	27 42.2%	7 30.4%	47 31.1%
3 その他	20 42.6%	8 47.1%	16 25.0%	9 39.1%	53 35.1%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	1 1.6%	0 0.0%	2 1.3%

（その他）

- ・ 自治体所有施設については露出した吹付け石綿については使用施設、処理状況等の台帳を整備し、保管を行っている。
- ・ 吹付け石綿のみ作成している。
- ・ 大気汚染防止法の届出が出てきたものについては民有施設についても把握している。

<コメント>

特記事項なし

（注）大気汚染防止法第2条第12項参照

エ 今後、特定建築材料が使用されている建築物等のリストを作成する予定はありますか。

○調査結果の概要

作成する予定が「ない」との回答が6割を超えているが、その主な理由としては、既に自治体所有施設における吹付け石綿に関するリストを作成済みであるためとの回答がほとんどであった。

作成する予定が「ある」との回答は1割に満たないが、そのうち、民間建築物は対象外とのコメントもあり、公共及び民間を問わず特定建築材料が使用されている建築物等のリストを作成する予定は相当少ないと推測される。

なお、国の動向を踏まえて検討したいとの回答もあり、国が率先して作成することを期待する向きもあるようである。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 ある。	4 8.5%	1 5.9%	1 1.6%	5 21.7%	11 7.3%
2 ない。	28 59.6%	7 41.2%	49 76.6%	9 39.1%	93 61.6%
3 その他	12 25.5%	7 41.2%	11 17.2%	8 34.8%	38 25.2%
無回答	3 6.4%	2 11.8%	3 4.7%	1 4.3%	9 6.0%

(その他)

- ・ 必要が生じた場合に検討する。
- ・ 現在のものを使用していく予定。
- ・ 吹付け材以外の予定はない。

<コメント>

特記事項なし

オ 土地、建物等不動産取引において石綿が問題となった事例はありますか。(公共及び民有を含む。)

○調査結果の概要

問題となった事例は「ない」との回答は、全体として75%を超え、都道府県では9割弱となっているものの、公共及び民間双方の不動産取引における問題事例がないわけではなく、民間での事例については把握していない(できない)というのが現状のようである。

公共の土地、建物等の不動産取引において石綿が問題となった事例を把握しているのは、1割に満たない10自治体であり、民間の不動産取引において問題となった具体的な事例は不明であった。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 ある。	3 6.4%	2 11.8%	2 3.1%	3 13.0%	10 6.6%
2 ない。	41 87.2%	9 52.9%	49 76.6%	18 78.3%	117 77.5%
3 その他	3 6.4%	4 23.5%	12 18.8%	2 8.7%	21 13.9%
無回答	0 0.0%	2 11.8%	1 1.6%	0 0.0%	3 2.0%

(その他)

- ・ 把握していない。
- ・ 住民から相談事例はある。
- ・ 不動産取引について把握できていないため不明である。

<コメント>

特記事項なし

2 自治体所有の石綿含有建材使用建築物への対策について

問 3-2-1	各実態調査に基づいた情報の収集と管理についてお伺いたします。
---------	--------------------------------

ア 有害性の程度により、対策の優先順位を決めて行っていますか。

○調査結果の概要

有害性の程度により優先順位を決めて「行っている」との回答が4割を超える一方、半数の自治体は優先順位を決めていないと回答している。

具体的な対策としては、石綿含有率が1%超の吹付け材は、材料の種類に関係なく、平成19年度末までに除去等の対策を講じるとの回答があった。

なお、優先順位を決めていない主な理由として、①有害性の程度にかかわらず一律に対策を実施している、②対策がほぼ終了したためなどがあった。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行っている。	18 38.3%	9 52.9%	28 43.8%	9 39.1%	64 42.4%
2 行っていない。	25 53.2%	7 41.2%	34 53.1%	12 52.2%	78 51.7%
3 その他	3 6.4%	1 5.9%	2 3.1%	2 8.7%	8 5.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

(その他)

- ・ 吹付け石綿についてすべて除去等処置済み。
- ・ 石綿が使用されている建築物についてはすべて除去対策を行う。
- ・ 建築物を所管する各課の判断によるため、優先順位は定めていない。

<コメント>

- ・ 有害性の程度にかかわらず一律に対策を実施。

イ 飛散性の程度により対策の優先順位を決めて行っていますか。

○調査結果の概要

飛散性の程度により優先順位を決めて「行っている」との回答は8割を超え、また、その他回答においても、石綿含有建材の使用が確認された時点で早急に除去工事を実施するなどとする回答も多く、飛散性石綿については各自治体の認識が高いことが伺えた。

実際、「有害性、飛散性、利用状況を勘案しつつ優先順位を決めている。その中でも、飛散性の程度を最優先している」との回答があった。

<回答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行っている。	39 83.0%	15 88.2%	47 73.4%	20 87.0%	121 80.1%
2 行っていない。	3 6.4%	1 5.9%	12 18.8%	2 8.7%	18 11.9%
3 その他	4 8.5%	1 5.9%	5 7.8%	1 4.3%	11 7.3%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

(その他)

- ・ 石綿が使用されている建築物についてはすべて除去対策を行う。
- ・ 建築物を所管する各課の判断によるため、優先順位は定めていない。

<コメント>

- ・ 飛散性の程度「レベル1」のみ、調査・対策を行った。「レベル2・3」は改修工事の際に対策を行う。
- ・ 劣化・損傷のあるものについては、飛散のおそれの有無にかかわらず飛散防止の対策（除去、封じ込め、囲い込み）を実施する。
- ・ 飛散のおそれのある施設は、判明後、早急に飛散防止対策を実施している。

ウ 利用状況により対策の優先順位を決めていますか。

○調査結果の概要

飛散性の程度と同様、利用状況により優先順位を定めている自治体の割合は多く、約7割であった。

利用状況を勘案するに際しては、不特定多数が利用する施設を優先的に対策するとの回答が多かった。

なお、「ア」及び「イ」とも共通であるが、石綿の使用が確認された施設については即対処するとの回答が目立った。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行っている。	35 74.5%	15 88.2%	42 65.6%	13 56.5%	105 69.5%
2 行っていない。	7 14.9%	1 5.9%	19 29.7%	8 34.8%	35 23.2%
3 その他	3 6.4%	1 5.9%	3 4.7%	2 8.7%	9 6.0%
無回答	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%

(その他)

- ・ 石綿が使用されている建築物についてはすべて除去対策を行う。
- ・ 建築物を所管する各課の判断によるため、優先順位は定めていない。
- ・ 自治体所有の施設に関しては除去工事施工済み。

<コメント>

- ・ 日常的に人の出入りのない施設は、応急措置により改修時期を変更できる。
- ・ 住民の出入りがある場所（玄関など）や、保育園などの幼児施設について優先的に除去工事を実施。

問 3-2-2	対策の年次計画（長期目標）を作成していますか。
---------	-------------------------

○調査結果の概要

年次計画（長期目標）を作成している割合は3割に満たず、約半数の自治体は「作成していない」との回答であった。その主な理由は、①自治体の対策方針に基づき必要な施設は速やかに対策を講じており、長期目標を作成する必要がない、②長期計画によらず平成17、18年度で対策が完了している、③新たに石綿の使用が発見された場合は、その都度対策を実施しているなどであった。

また、その他の回答を選択した理由としても、概ね上記3点の理由からであった。

なお、長期目標を作成している自治体から、その作成に対する積極的な理由の回答はなかった。

年次計画の策定においても、基本的には、吹付け石綿がその対象とされ、その他の石綿含有建材についての具体的な回答は見られなかった。

年次計画及び管理計画の両方において長期的なアスベスト対策の面で課題を残している。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 作成している。	11 23.4%	9 52.9%	15 23.4%	9 39.1%	44 29.1%
2 作成していない。	21 44.7%	6 35.3%	38 59.4%	8 34.8%	73 48.3%
3 その他	14 29.8%	2 11.8%	11 17.2%	6 26.1%	33 21.9%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

（その他）

- ・ 長期目標の作成はないが、短期目標を作成し対策中である。
- ・ 飛散のおそれのあるものについては対策済で、飛散のおそれのないものについては建物の改修等に併せて対策を行うこととしている。
- ・ 自治体所有施設については早急に対応したため、長期目標等は立てていない（必要がない）。
- ・ 全庁的な合意に基づく長期的な改修計画等は存在しないが、改修が必要な施設については、計画的な改修に努めている。

<コメント>

- ・ 飛散性のアスベスト含有建築物については、対策が完了しているので計画はない。
非飛散性については計画を立てて撤去を行う予定はない。
- ・ ほぼ対策が終了しており、今後について年次計画を定める必要性を感じない。

問 3-2-3	封じ込め及び囲い込みを行った場合、除去・廃棄等を行うまでの管理計画の策定等を行っていますか。
---------	--

○調査結果の概要

除去・廃棄等を行うまでの管理計画の策定等を「行っていない」との割合は半数に近く、そのうち、都道府県では 57%であった。また、管理計画を策定しているとの回答は3割に満たない状況であった。

管理計画を策定しない主な理由は、①建物管理者等が行うこととしている、②経過監視などの通常管理を行っているため管理計画の策定までは行っていない、③封じ込め及び囲い込み対策をしている施設がないなどであった。

封じ込め及び囲い込みを行った場合、管理計画の策定まではしていないが、劣化状況等を定期的に監視・管理している自治体が多く、また、そもそも同対策を実施せず除去を行う自治体も多いようである。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行っている。	8 17.0%	7 41.2%	18 28.1%	9 39.1%	42 27.8%
2 行っていない。	27 57.4%	5 29.4%	34 53.1%	7 30.4%	73 48.3%
3 その他	12 25.5%	5 29.4%	12 18.8%	7 30.4%	36 23.8%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(その他)

- ・ 平成 17 年度以降に実施したフォロー調査においては、平成元年の調査時にアスベストの使用が判明し、封じ込めや囲い込みを行った施設についても劣化状況等を再度点検した。その結果を、追加の対策を講じた施設については、すべて公表している。
- ・ 除去を原則としており、封じ込め及び囲い込みを行った事例がない。
- ・ 原則として除去工事を行っているため、封じ込め及び囲い込みは実施しない。ただし、除去工事着工までに時間を要する場合は、立入禁止や飛散防止措置を施した上で、室内大気環境測定を実施し、着工までの間において飛散状況を把握する。
- ・ 囲い込みを行った施設について大規模改造時又は解体時に除去する予定である。

＜コメント＞

- ・ 飛散性石綿含有建材については、原則として除去としていたため、封じ込め及び囲い込みを行った施設は限定されており、施設管理者の日常的管理で劣化度などは確認が可能である。
- ・ 管理計画の策定は行っていないが、施設台帳により管理している。また、毎年度、現地調査により状況確認を実施している。学校施設については、平成 20 年度までの管理計画を作成している。

問 3-2-4	石綿含有率が0.1%以下に引き下げられた後(平成18年9月1日以降)に、改めて再調査を実施しましたか。
---------	---

○調査結果の概要

再調査を「実施した」との回答割合は51%となり、また、「引き下げられる前の調査で0.1%以下のものについても把握していた」18.5%を加えると約7割の自治体が0.1%以下のアスベストを把握しているとの回答となった。

残りの3割の回答を見てみると、①平成17年度の調査において1%以下であるものを把握しており、把握したのものについては措置済みであったため再調査しなかった、②吹付け石綿の使用状況調査により、使用が確認された建築物等は含有率を問わず全て対策工事を実施したなど積極的な理由により「実施していない」との回答が目立った。

なお、部局により対応が異なるなど一部について再調査を実施したとの回答も少数ではあったが存在した。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 実施した。	29 61.7%	13 76.5%	28 43.8%	9 39.1%	79 52.3%
2 実施していない。	3 6.4%	0 0.0%	13 20.3%	3 13.0%	19 12.6%
3 引き下げられる前の調査で、0.1%以下のものについても把握していたので実施しなかった。	8 17.0%	2 11.8%	13 20.3%	5 21.7%	28 18.5%
4 その他	7 14.9%	2 11.8%	10 15.6%	6 26.1%	25 16.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(その他)

- ・ 改めて再調査は実施していないが、平成17年度に実施した調査を利用し、施設の特性等（児童が長時間利用する等）により、対応を講じた。
- ・ 所管部局によって、「実施」「未実施」「以前の調査で把握」と違いがある。
- ・ 厚生省労働基準局長の通達(平成18年8月21日基発第0821002号)により「石綿が0.1%を超えて含有していないもの」として取り扱うことができるものについては実施していない。それ以外のものについて一部再調査を行っている。
- ・ 1%で把握していた箇所は再調査を行ったが、アスベストの有無で把握していた箇所は調査していない。

<コメント>

- ・ 平成 17 年当時、アスベスト含有率にかかわらず、アスベスト含有吹付け材が使用されている施設については全て対処済みであったため再調査をする必要がない。
- ・ 再調査を実施していなかったり、引き下げられる前の調査で 0.1%以下のものについても把握していたので実施しなかった部局もある。

問 3-2-5	技能が不十分な分析会社や分析方法等によって正確な石綿分析ができなかったため、後に解体時の石綿の飛散や不必要な除去工事が行われたことがありますか。
---------	--

○調査結果の概要

ほぼ100%の自治体が、技能が不十分な分析会社や分析方法等によって正確な石綿分析ができなかったため、後に解体時の石綿の飛散や不必要な除去工事が行われたことは「ない」と回答した。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 ある。	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
2 ない。	47 100.0%	17 100.0%	63 98.4%	23 100.0%	150 99.3%
3 その他	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 0.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

<コメント>

- ・ 分析方法は、仕様書に記載しており、方法及び装置について確認をしていることから、技能不十分による分析のミスはない。
- ・ 分析精度の問題は考えられる。

問 3-2-6	石綿の除去や固化の工事を業者に委託する際の選定基準についてお伺いいたします。
---------	--

○調査結果の概要

業者の選定基準については、「施工完了日数」を除き、「石綿除去の実績」、「受注価格（経費）」、「地元業者」が約半数の割合であった。

「地元業者」を高い割合で選定基準に挙げていたのが政令市であり、その割合は7割となっている。

「その他」を選択した主な理由は、統一した選定基準がないためとの回答がある一方、選択肢に挙げた以外の石綿作業主任者の資格などを挙げる内容も多かった。

<回 答>※複数回答可

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 石綿除去の実績	25 53.2%	7 41.2%	37 57.8%	13 56.5%	82 54.3%
2 受注価格（経費）	27 57.4%	8 47.1%	29 45.3%	13 56.5%	77 51.0%
3 施工完了日数	14 29.8%	4 23.5%	8 12.5%	5 21.7%	31 20.5%
4 地元業者	23 48.9%	12 70.6%	35 54.7%	5 21.7%	75 49.7%
5 その他	31 66.0%	10 58.8%	33 51.6%	10 43.5%	84 55.6%

（その他）

- ・ 施工については、各施設の所管部局が決定しており、統一的な選定基準は定めていない。
- ・ 工事発注業種に「ひき屋・解体」のほか、「石綿処理」を業種として設けている。また、必要な場合、入札参加条件に石綿処理工事の施工実績を付加することが可能になっている。
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の有無。
- ・ 石綿作業主任者の資格、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格、関係法令の遵守など。
- ・ 石綿除去工事についての業者は、除去工事の他に内装復旧工事等が伴うことから、建築工事業者から選定している。また、建築改修工事特記仕様書及び取り壊し工事特記仕様書において、施工業者（元請または下請け業者）の資格として、（財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業（建築技術）」によって審査証明された『吹

付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術』の証明を有する施工業者または同等以上の施工業者とする。」としている。

- ・ 工事の現場に配置する現場代理人又は監理技術者・主任技術者がそれぞれの工事毎に定める要件（雇用関係、技術資格、選任、常駐等）と併せて特定化学物質等作業主任者技能講習または石綿作業主任者技能講習修了証を有する石綿作業主任者の資格を有していること。
- ・ 案件ごとに設定しているため、選定基準は定めていない。
- ・ 技術員については、元請と直接の雇用関係があること。石綿障害予防規則第 19 条に規定する石綿作業主任者技能講習又は特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し管理させること。廃棄物処理法第 12 条の2に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理させること。

<コメント>

- ・ 石綿の措置は、その石綿が使用されている施設を所管している部署ごとに対応に当たっているため、部署によって選定基準にばらつきがある。
- ・ 一定金額以上は一般競争入札、それ以下は指名競争入札によっている。また、専門業者ではなく建築一式工事として発注している。
- ・ 工事発注は入札となるため、直接石綿除去専門業者に発注せず、適切な施工管理ができる大手地元業者等に指名競争入札を行っている。

3 石綿分析と調査結果について

問 3-3-1	各省庁、石綿協会及びロックウール工業会等から公表されているアスベスト製品の使用期限と実際の建築物の使用状況の調査結果に食い違いは生じていませんか。(例：各省公表資料中では使用が認められない年にもかかわらず、実際には建材として使用されていたなど。)
---------	---

○調査結果の概要

アスベスト製品の使用期限と実際の建築物の使用状況の調査結果に食い違いは「生じていない」との回答が6割を超えた。また、「その他」のうち、使用期限等からアスベスト使用の有無を判断することはできないため、疑わしい建材については分析により判断したとする回答がある一方、そもそも「製品の使用期限と使用状況との照合をしていないため不明である」や「把握していない」という回答が過半数を超えた。

しかしながら、あくまで公表されている使用期限や状況の調査結果等は参考にとどめ、分析を行った結果を重視し対応している、及び「疑わしきものは全て分析調査にて判断」している自治体が多いようである。

なお、実際に食い違いが「生じている」との回答では、「湿式吹付けロックウールにおいて、無石綿となっているはずの時期の建材から石綿が検出された」との事例が報告されている。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 生じている。	1 2.1%	3 17.6%	6 9.4%	0 0.0%	10 6.6%
2 生じていない。	32 68.1%	7 41.2%	42 65.6%	13 56.5%	94 62.3%
3 その他	14 29.8%	7 41.2%	15 23.4%	9 39.1%	45 29.8%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	1 4.3%	2 1.3%

(その他)

- ・ 吹付け材の採取サンプル調査で判断しており、公表資料での確認はしていない。
- ・ 調査において使用材料、建築年を回答してもらうのではなく、使用材料名、製造期間を記載した調査票により、所有する建築物が該当する材料の有無を回答してもらっているため把握できていない。
- ・ 食い違いがあると考えているため目視や分析結果による確認を重視しており、公表されているアスベスト製品の使用期限と建築物の使用状況の調査結果の年の照合を行っていない。

<コメント>

- ・ ある自治体では、アスベストの使用状況を点検するため、他に先がけ、独自に収集した建材リストを作成した。
- ・ 当該自治体所有施設の調査の実施に当たっては、本リストにより設計図書との照合を行っている。照合できないものについては、分析により、アスベスト含有の有無を判断している。
- ・ 建物の設計図書に、使用した製品名が記載されていることが少なかったため、あまり参考にならなかった。公表された時期には、設計図書の確認と現場の目視による一次調査はほとんど終了していた。アスベスト状の吹き付けについては、原則的にすべて分析調査を実施した。
- ・ 環境省等から公表されているアスベスト製品に関する資料を活用して調査を実施しており、使用されていないとされたものについては、それ以上の調査を実施していない。

問 3-3-2	建材中の石綿分析でクリソタイル、クロシドライト、アモサイトの主要3種類以外のアスベストが検出された事例がありますか。
---------	--

○調査結果の概要

上記3種類以外のアスベストが検出された事例が「ない」との回答が8割以上を占め、「ある」との回答は1割に満たない結果となった。

これは、そもそも自治体が主要3種（クリソタイル、クロシドライト、アモサイト）以外について把握をしていないことや、建材中の石綿分析において、石綿の種類まで調査を実施していないことが背景にあると考えられる。実際、自治体からの回答も同様の理由から「ない」を選択した旨の回答が集まっている。

一方、「ある」と回答している12自治体から、我が国においては使用されていないといわれてきたアンソフィライト、アクチノライト、トレモライトの全部または一部の検出を確認したことが報告された。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 ある。	1 2.1%	4 23.5%	4 6.3%	3 13.0%	12 7.9%
2 ない。	40 85.1%	12 70.6%	58 90.6%	17 73.9%	127 84.1%
3 その他	6 12.8%	1 5.9%	2 3.1%	3 13.0%	12 7.9%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(検出の内容)

- ・ アンソフィライト 1%以上（平成 19 年 3 月施行除去工事）。
- ・ 建材は、ひる石吹付けが 2 施設で検出、検出物はトレモライト、アンソフィライト、アクチノライトであった。
- ・ アンソフィライトが検出された学校施設がある。
- ・ ロックウールの中に 0.1%を超えるトレモライトが検出されたことがある。
- ・ 公共建築物でトレモライトが検出された。

(その他)

- ・ 設計図書や複数の分析方法でアスベストの有無を確認しているため、種類ごとの取りまとめは行っていない。自治体所有施設にアスベストの使用が確認された場合、その種類によらず、劣化状況や施設の使用状況により優先順位を設けて対策を行っ

ている。

- ・ アスベストの種類を確認していないため不明である。
- ・ J I S A 1 4 8 1 で、アスベストは主にクリソタイル・クロシドライト・アモサイトと示しているので、国内の分析機関はその大部分が3石綿以外の分析を行っていない。したがってロックウールは安全であると誤認される恐れがある。全ての（6石綿）の分析を行わなければ分析したことにはならないと考える。

<コメント>

- ・ 民間建築については、アスベストの有無の確認であり、種類毎の検出確認は行っていない。
- ・ 公共建築物で検出された事例はない。また、民間建築物においてもこのような報告はない。
- ・ 自治体所有の建築物については事例なし。民間の建築物については、簡易な調査のため不明。
- ・ 主要アスベスト3種類のみを分析の対象としていたので、それ以外のアスベストについては把握していない。また、国からの通達等で主要アスベスト3種類以外のことが問題とされることはなかったのに、なぜこの時期に主要アスベスト3種類以外のことで調査をするのか理解に苦しむ。

4 曝露防止対策について

問 3-4-1	一般環境における大気中石綿濃度の測定を実施していますか。
---------	------------------------------

○調査結果の概要

一般環境における大気中石綿濃度の測定を「実施している」との回答は7割を超え、都道府県では85%に達した。

測定の内容も、従来よりも測定箇所や回数を増やしている自治体がある一方、その回数が減少傾向にある自治体もあった。

「その他」の回答においても、まったく測定を実施していないわけではなく、例えば平成16年度までは測定を実施していたが、現在は実施していないとの回答があった。

「実施していない」理由としては、「一般環境中の大気濃度測定は行っていないが、特定粉じん排出等作業の実施にあたり、特に住宅の密集地での作業について大気中濃度測定を行い、状況の把握を行った」ため、実施していないを選択したとの回答があった。しかしながら、実施をしていない他の理由については明らかとならなかった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 実施している。	40 85.1%	16 94.1%	28 82.4%	4 80.0%	11 47.8%
2 実施していない。	5 10.6%	1 5.9%	5 14.7%	1 20.0%	11 47.8%
3 その他	2 4.3%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	1 4.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 実施している。	13 59.1%	2 66.7%	114 75.5%
2 実施していない。	8 36.4%	1 33.3%	32 21.2%
3 その他	1 4.5%	0 0.0%	5 3.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

○一般環境における大気中濃度の測定を実施している自治体に対する質問

過去5年間における測定結果の最小値と最大値を教えてください。

最小値	0.02	本/L
最大値	12.00	本/L
平均値 最小	0.10	本/L
平均値 最大	0.84	本/L

(その他)

- ・ 平成 17 年度より実施。
- ・ 平成 18 年度より実施。
- ・ 測定回数 1 回。

<コメント>

- ・ 平成 13 年度以前、一般環境大気中のアスベストの濃度測定を行っていたが、低濃度で安定した状態が継続していたため、平成 14～16 年度に一旦、測定を休止していた。測定を再開した平成 17、18 年度の測定値（年平均値）は、いずれも定量下限値（0.3 本/L）未満であった。なお、測定は、自治体内 3 箇所で行っている。
- ・ 一般環境として、住宅地域、商工業地域、幹線道路及び石綿製品取扱事業場周辺において、大気中石綿濃度の測定を実施している。

問 3-4-2	一般大気中の石綿濃度基準値の必要性についてお伺いいたします。
---------	--------------------------------

ア 一般大気中の石綿濃度の基準値がないことによって問題が生じたことがありますか。

○調査結果の概要

一般大気中の石綿濃度基準値がないことによる問題が「生じたことがない」とする回答は7割以上に上り、住民に一番近い存在である市レベルにおいては85%であった。ただし、基準値がないことによる問題は生じていないが、測定を行っても測定結果の評価が困難であるとの回答もあった。

一方、問題が「生じたことがある」との回答は全体としてみると1割強にとどまったが、47都道府県に限ると約4分の1に上った。その主な理由は、一般大気中の石綿濃度基準値がないために住民への安全性を評価することが困難になるとの回答が多かった。

また、「その他」と回答した理由として、「問題は生じていないが基準がないことにより測定結果の評価が困難である」や「目標設定を明確にすることが困難である」ことが挙げられていた。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 生じたことがある。	11 23.4%	1 5.9%	1 2.9%	0 0.0%	4 17.4%
2 生じたことがない。	29 61.7%	12 70.6%	31 91.2%	5 100.0%	17 73.9%
3 その他	7 14.9%	4 23.5%	1 2.9%	0 0.0%	2 8.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%

(次頁に続く)

	大防法政令市	その他の市	合計
対象数	22	3	151
1 生じたことがある。	2 9.1%	2 66.7%	21 13.9%
2 生じたことがない。	19 86.4%	1 33.3%	114 75.5%
3 その他	1 4.5%	0 0.0%	15 9.9%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

(濃度基準値がないことによる問題点)

- ・ 県民の安心安全のために一般環境及び建築物等解体時の測定を実施しているが、その基準値がないため、測定結果の直接の評価ができない。
- ・ 環境基準がないと県民に不安を生ずる。
- ・ 一般大気調査をいくら行っても、基準値がないと評価が難しい。

(その他)

- ・ 住民に対して安全かどうか説明する際、基準がないと説明が困難な場合がある。
- ・ 調査結果の公表において安全性についてのコメントがしにくい。
- ・ 一般大気中の石綿濃度を測定した場合、測定結果の評価ができず、施策を打ち出すことができない。

<コメント>

特記事項なし

イ 一般大気中の石綿濃度基準値は必要だと思いますか。

○調査結果の概要

一般大気中の石綿濃度基準値の必要性を尋ねたところ、全体の6割が「必要である」と回答した。その中でも、規模の大きい都道府県や政令市においては、85%、70%とそれぞれ高い割合で必要性を認識しているようである。必要ありの理由としては、①環境基準があることにより大気環境中の状況及び健康への影響を把握し、施策の充実に資する、②解体工事現場等でアスベストが大気中に飛散しても基準がないため、それだけでは法律違反には問えない、③基準値があることによって事業者に対し測定義務付けを指導することができるなどがあつた。

一方、「必要でない」との回答も約2割あり、その主な理由としては、①そもそも一般大気中の石綿濃度基準値がないことによる問題が生じていない、②現状では大気環境中の濃度が敷地境界基準に比べ十分低い濃度である、③基準値設定に向けて現在の知見では不十分であり、今後更なる知見が必要であるなどであつた。

<回答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 必要である。	40 85.1%	12 70.6%	11 32.4%	2 40.0%	14 60.9%
2 必要ではない。	4 8.5%	0 0.0%	15 44.1%	2 40.0%	1 4.3%
3 その他	3 6.4%	5 29.4%	7 20.6%	1 20.0%	7 30.4%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	1 4.3%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 必要である。	10 45.5%	3 100.0%	92 60.9%
2 必要ではない。	7 31.8%	0 0.0%	29 19.2%
3 その他	5 22.7%	0 0.0%	28 18.5%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	2 1.3%

(必要であるとする理由)

- ・ アスベストが検出された場合評価することができないため、周辺住民に対し健康影

響等についての説明が難しい。

- ・ モニタリング等を実施した結果について、安全の判断指標となる値が設定されていることが望ましい。
- ・ 特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準 10 f / L を様々な場面で準用しているが、この数値が本当に安全な数値なのか疑問がある。

(必要ではないとする理由)

- ・ 発生源から生じた石綿の影響は局所的・短期的なものと考えられ、解体作業等の発生源には基準の必要性は考えられるが、一般環境基準については現在のところ必要性を考えていない。
- ・ 基準を設けるといわずらに不安をあおるおそれがある。モニタリングは必要だが基準値は不要である。
- ・ 一般大気中の石綿濃度は低い値で推移しており、基準を定める必要性を感じない。また、仮に基準が設定され、基準超過が確認されても、対策が困難である。

(その他)

- ・ 建物の解体時等に条例で義務付けている敷地境界の濃度測定においては、原則として、自治体内一般環境大気中の濃度を超過するような場合に指導の対象としており、現段階で新たな基準値の必要性については、今後の検討課題としている。
- ・ 大気環境基準は必要だと思うが、現在のアスベスト測定法では、環境基準の評価に耐えられるだけの精度を担保できない。
- ・ 基準の設定は必要と考えるが、併せて分析機関による測定精度の向上が必要と考える。
- ・ 疫学的な健康リスク調査の結果が出ていない状況で、基準値を設定することは好ましくない。石綿撤去工事を行う際に基準値があれば規制並びに比較対照となるが、飛散の有無を判断する上で特段必要な状況ではない。

<コメント>

特記事項なし

問 3-4-3	特定粉じん発生施設の届出状況についてお伺いいたします。
---------	-----------------------------

○調査結果の概要

環境省の「大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場・事業場に係る変更等の公表」(平成 18 年 9 月 8 日)によると、平成 18 年 8 月末時点で 13 工場等となっていたものが、今回の当室の調査によると、9 工場等に減少している。

代替が困難な一部の製品等を除き石綿等の使用が全廃されたことから、今後は、製造・加工中の工場等は今後さらに減少していくものと考えられる。

<回 答>※平成 18 年度

単位：件

区分	対象数	届出施設数	工場・事業場数
都道府県	47	15	5
政令指定都市	17	8	3
市	64	0	1
特別区	23	0	0
合計	151	23	9

単位：件

区分	種類別特定粉じん発生施設数									
	合計	解綿用機械	混合機	紡織用機械	切断機	研磨機	切削用機械	粉碎機及び摩砕機	プレス	穿孔機
都道府県	47	16	0	0	4	0	0	0	12	0
政令指定都市	17	8	0	0	2	0	0	0	6	0
市	64	6	0	0	0	0	0	0	6	0
特別区	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	151	30	0	0	6	0	0	0	24	0

<コメント>

特記事項なし

問 3-4-4	特定粉じん排出等作業実施状況についてお伺いいたします。
---------	-----------------------------

ア 特定粉じん排出等作業の実施件数についてお伺いいたします。

○調査結果の概要

特定粉じん排出等作業の実施件数を尋ねたところ、平成 17 年度においては全体で 1 万件を超え、翌 18 年度では約 2 倍の 1 万 9 千件、平成 19 年（自治体により集計時期は異なる）では、8,500 件を超える状況となっている。

市民等からの相談件数が激減していることに比べ、クボタショック以後の過去 3 年間を見ても平成 18 年度は飛び抜けて増加しているが、行政の対応は比較的堅調に推移をしていることが伺える。

なお、平成 19 年の数値に関しては、未集計のため数値を報告できなかった自治体や 9 月末、11 月末、12 月末など時期が不ぞろいであるため、あくまで参考値である。

また、各年度の内訳と合計は 1 つの届出で複数の作業を実施するなどの重複集計があるため、一致していない。

<回 答>

単位：件

区分	対象数	H17			H18		
		合計	通常の解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの	合計	通常の解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
都道府県	47	5,558	5,530	0	9,630	9,560	2
政令指定都市	17	1,819	1,755	0	4,147	3,330	0
中核市	34	1,218	1,173	0	2,825	2,583	0
廃掃法政令市	5	86	86	0	280	280	0
特別区	23	1,136	1,070	0	2,104	1,948	0
大防法政令市	22	388	319	0	863	723	0
その他の市	3	242	242	0	162	162	0

区分	対象数	H19		
		合計	通常の解体工事等に係るもの	災害その他非常の事態の発生によるもの
都道府県	47	4,391	4,262	11
政令指定都市	17	1,664	1,547	1
中核市	34	1,080	1,019	0
廃掃法政令市	5	112	111	1
特別区	23	1,170	1,099	1
大防法政令市	22	317	225	0
その他の市	3	115	115	0

<コメント>

- ・ 現行の大気汚染防止法では、疑わしい施設の事前調査ができず問題になるケースがあるため、同法に解体工事の事前調査規定を設けてもらいたい。

イ 種類別特定粉じん排出等作業の実施件数についてお伺いたします。

○調査結果の概要

種類別の特定粉じん排出等作業の実施件数について過去2年分を調査したところ、「改造・補修作業」の占める割合が一番多かった。その次に「解体作業」、「石綿を含有する断熱材等を除去する解体作業」と続いていた。

なお、平成19年の数値に関しては、「問3-4-4のア」と同様、未集計のため数値を報告できなかった自治体や9月末、11月末、12月末など時期が不ぞろいであるため、あくまで参考値である。

また、各年度の内訳と合計は1つの届出で複数の作業を実施するなどの重複集計があるため、一致していない。

<回 答>

単位：件

区分	対象数	H18				
		合計	改造・補修作業	解体作業	特定建築材料の事前撤去が困難な解体作業	石綿を含有する断熱材等を除去する解体作業
都道府県	47	9,716	7,850	1,174	8	684
政令指定都市	17	4,147	3,355	627	2	166
中核市	34	2,825	2,185	378	1	262
廃掃法政令市	5	280	248	26	0	6
特別区	23	1,864	1,419	362	0	83
大防法政令市	22	882	728	118	0	36
その他の市	3	162	106	10	0	46

区分	対象数	H19				
		合計	改造・補修作業	解体作業	特定建築材料の事前撤去が困難な解体作業	石綿を含有する断熱材等を除去する解体作業
都道府県	47	3,860	2,687	431	14	592
政令指定都市	17	1,664	1,102	437	0	125
中核市	34	1,069	737	229	4	99
廃掃法政令市	5	112	100	10	0	2
特別区	23	1,013	692	271	0	50
大防法政令市	22	327	228	65	0	34
その他の市	3	115	77	12	0	26

問 3-4-5	特定粉じん排出等作業中の大気環境中の石綿濃度測定を工事施工者に対して行わせていますか。
---------	---

○調査結果の概要

工事施工者に石綿濃度測定を「行わせていない」のは2割程度にとどまり、半数以上の自治体で「行わせている」ことが判明した。また、「その他」と回答した中でも、濃度測定を義務付けてはいないが、測定するよう要請していたり、万一施工者が測定をしない場合には、自治体が測定をする体制を整えているとしている。

「行わせている」と回答したうち、その根拠については、「条例」、「指針・要綱」、「行政指導」との回答であった。

測定する時期については、「施工前」、「施工中」、「施行後」、「施工者に一任」との回答であった。

測定位置の指定については、「敷地境界」、「集じん・排気装置排出口」、「施工面積により規定」や「施工前・中・後で位置を分けている」との回答もあった。

使用測定機材については、「位相差顕微鏡」、「分析走査電子顕微鏡」、「分析透過電子顕微鏡」、「位相差・分散顕微鏡」、「特になし」との回答であった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 行わせている。	21 44.7%	10 58.8%	33 51.6%	22 95.7%	86 57.0%
2 行わせていない。	14 29.8%	3 17.6%	16 25.0%	0 0.0%	33 21.9%
3 その他	12 25.5%	3 17.6%	14 21.9%	0 0.0%	29 19.2%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	1 1.6%	1 4.3%	3 2.0%

(根拠)

- ・ 環境確保条例
- ・ 石綿悲惨防止対策指導指針・要綱
- ・ 行政指導

(時期)

- ・ 施工前、施工中、施行後にそれぞれ1回以上測定。
- ・ ①作業中・作業前(施行区画直近の外周)、②装置の稼働中(集じん・排気装置排出口)、③除去作業中(セキュリティゾーンの入口)、④隔離シート撤去前(施行区画内)
- ・ 特定建築材料の面積が50㎡未満の除去作業であれば、作業中に1回実施すること

としている。面積が50㎡以上の場合は、施工前1回、施工中は6日を超えない範囲で1回、施工後1回を目安としている。

- ・ 同一建築物等でも作業場ごとに測定を実施する。特定建築材料の除去等の作業を施工する初日（施工中）。また、同一作業場で除去等の作業が1週間を超える場合は、1週間毎に1回以上実施する（施工中）。作業場の隔離を解き、石綿廃棄物の排出後、速やかに測定を実施する（施行後）。
- ・ 施工業者に一任している。

（位置）

- ・ 敷地境界4地点、負圧除じん装置排気出口及び前室出入り口周辺。
- ・ ①着工前、除去作業中、工事終了後において、原則、隔離養生区域の外側の近傍4方向にて実施、②①の測定のほかに、除去作業中に除じん・排風装置の排気口付近、前室の出入口付近で実施、③隔離養生を解除する場合には、作業区域において実施
- ・ 「作業場内、作業場外部の付近」（処理作業中）、「作業場内、負圧・除じん装置の吹き出し口、作業場外（敷地境界）」（処理作業中）、「作業場内」（処理作業後（シート養生中））、「作業場内、作業上外部の付近処理」（作業後（シート撤去後1週間以降））
- ・ 施工前（敷地境界）、施工中（敷地境界・防じん機排気口・セキリティーゾーン前・作業場内）、施工後（敷地境界）

（機材）

- ・ 位相差顕微鏡
- ・ 分析走査電子顕微鏡
- ・ 分析透過電子顕微鏡
- ・ 位相差・分散顕微鏡
- ・ 特になし

（その他）

- ・ 少なくとも作業中での測定を工事施工者お願いしている。現在まで、測定未実施の工事施工者はないが、もし測定しない場合には行政が測定を行う体制である。
- ・ 義務付けはしていないが、出来るだけ測定するように指導している。
- ・ 環境省が作った「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき、測定することが望ましいと業者に説明している。労働基準監督署の指導もあり、業者は自主測定を行っている。

<コメント>

- ・ 解体等作業における敷地境界基準の設定及び迅速かつ正確に測定できる測定方法の確立を要望する。そして、これらを防法や石綿障害予防規則に規定する必要がある。
- ・ 条例による規定でないので、実施を拒否されればそれまでだが、今のところほとん

どの工事で協力いただいている。

- ・ 特に距離は定めていないが、住居が近い場合には敷地境界の測定を要請している。

問 3-4-6	石綿測定や除去、解体について、優良業者の認定制度や資格制度を設ける必要性を感じますか。
---------	---

○調査結果の概要

認定制度や資格制度について「その必要性を感じる」が約7割、「その必要性を感じない」は約16%であった。

必要性を感じるとする主な理由としては、①新規業者の参入が多く、また、業者間で技術力に差異がある、②高濃度案件があったがいずれも大気汚染防止に基づく作業基準を理解して遵守していれば未然に防止出来たものであることから資格制度等が必要である、③依頼者にとって業者の選定に資するなどとの回答があった。

一方、必要性を感じないとする主な理由としては、①実績書の提出等といった現状のままのやり方でも足りている、②関係法令の規制に従って各業者とも適切に実施していると判断される、③優良業者の認定制度や資格制度を設けたとしても、制度の形骸化が懸念され、必ずしも業者のレベルアップにつながらず、自治体の事務量が増加するだけと思われるなどとの回答があった。

「その他」の回答も含め、認定制度や資格制度の必要性を感じる自治体が7割以上と回答している中、同制度の創設が新規参入の障害となることを懸念している意見もあった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 その必要性を感じる。	35 74.5%	8 47.1%	42 65.6%	18 78.3%	103 68.2%
2 その必要性を感じない。	6 12.8%	6 35.3%	11 17.2%	1 4.3%	24 15.9%
3 その他	6 12.8%	2 11.8%	8 12.5%	3 13.0%	19 12.6%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	5 3.3%

(必要性を感じる理由)

- ・ 施工業者の違いによる施工技術の程度の差異をなくす必要がある。
- ・ 石綿除去等の作業については、石綿作業主任者の選任が義務付けられているが、建築物解体等の事前調査（石綿等の有無）では、調査する者の資格等はない。結果として、石綿等の有無の判断が不適切となるおそれがある。
- ・ 今後、石綿使用建物の解体のピークを迎えるとされているが、それに伴い処理工事数が増加するとすれば、石綿処理の十分な知識のない業者も新規参入してくる可能

性もある。このような状況のもとで石綿の飛散防止を図るためには、一定水準以上の業者に対する認定制度や資格付与も一つの手段として考えられる。

(必要性を感じない理由)

- ・ 実績書の提出等といった現状のやり方でも十分足りる。
- ・ 届出のあった作業現場に全数立入検査を実施しているが、作業基準は満足しており、文書指導を行うような事業者はいないので、現状のままでも良いと考える。
- ・ 他法令(石綿障害予防規則等)による資格を有するものが実施しているので、現時点では必要性を感じていない。
- ・ 特定粉じん排出等作業において石綿が飛散した事例がないこと、並びに、特定粉じん排出等作業の監視体制を強化していることからその必要性を感じない。

(その他)

- ・ 優良業者の認定制度や資格制度は、より厳格な石綿処理工事の実施に有効と考えるが、現行の仕組みにおいても適正な工事の履行を確保している。認定制度や資格制度を導入した場合、公平な審査制度の構築や新規参入が難しくなるなどの課題が生じると考える。
- ・ 優良工法の認定制度に準じるものとして、(財)日本建築センターが実施しているアスベスト除去工法等に関する認証事業(建設技術審査証明事業)があるが、この工法で実施しても事故は防止できるわけではなく、届出をしないなどの悪質な事例では、そもそも施工業者が認定制度・資格制度を利用するとは思われない。
- ・ 当該制度があれば業者選定や問合せへの回答時に適切な判断の材料となるほか、業者の技術レベル向上の契機になると思うが、現状でも施工業者の技術は一定レベル以上確保されており、今後の工事実施件数の推移などから早急な制度導入の必要性は薄いと思う。

<コメント>

- ・ 石綿測定は、目視により石綿を計数するため大きな変動が生じやすい。委託測定の場合、クロスチェックを実施し、大きな変動を防いでいる。
- ・ 除去・解体は、誰でも実施することができるため、作業内容に差があり、発注者に石綿を飛散させないように指示させるなど配慮している。
- ・ 住民から相談があったとき、優良業者を紹介するための目安としたい。
- ・ 発注者にとって業者選定をする際の目安になる。
- ・ 担当部署により意見が異なる。例えば、分析及び除去工事において、法の基準及び専門的知識、技術を要するもので、制度は必要、飛散防止技術に疑問がある業者が実際の作業を実施しているため制度は必要、認定制度や資格制度は直接融資制度とは関係ないため特に必要性を感じない、苦情の処理窓口の担当課からは、むしろ苦情トラブルの情報が欲しいとして、同じく必要性を感じないとの意見があった。

問 3-4-7	石綿含有建築物の解体・除去工事等において、公正かつ適正な処理を行わせるために、発注者と施工業者、分析業者の間にコンサルタント等第三者を介在させる必要があると思いますか。
---------	--

○調査結果の概要

第三者を介在させることに対しては、自治体間で認識に大きな差があることが判明した。コンサルタント等第三者を介在させることが費用の単純増加につながり、適正な処理につながるか疑問視する意見がある一方、公共工事での第三者介在の必要性はあまり感じないが、民間工事において第三者を介在させることにより適正処理につながると考えるとの回答もあった。

なお、全体的に見ると、「介在させる必要があると思う」は 15.2%、「介在させる必要があるとは思わない」は 57.0%であり、多くの自治体が現状においても対応が十分可能であると認識していることが伺える。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 介在させる必要があると思う。	8 17.0%	1 5.9%	9 14.1%	5 21.7%	23 15.2%
2 介在させる必要があるとは思わない。	28 59.6%	11 64.7%	37 57.8%	10 43.5%	86 57.0%
3 その他	11 23.4%	4 23.5%	15 23.4%	7 30.4%	37 24.5%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	5 3.3%

(介在させる必要がある理由)

- ・ 安い費用で請け負い、ずさんな工事をする業者がいることや、特定の施工業者に工事が集中している事例も見受けられる。このためコンサルタント等の介在により、公正・適正な処理の確保が可能になると思われる。しかし一方では、費用の増大により、確信犯的な無届工事が懸念される。
- ・ 知識と技術のある設計コンサルタント等が入ってサポートすることによって、公正かつ適正な処理が進むと思われる。
- ・ 発注者と元請業者、下請け業者、分析業者など多くの段階を踏むことによって、不透明感が強まっていると考えられる。そのため、全体を適正に把握する者がいることは望ましいと考えられる。

(介在させる必要がない理由)

- ・ 現状の体制でも、不適正施工現場はなかった。今後も、全数立入検査を実施する計画である。また、コンサルを介すれば適正な処理が担保できるとは考えられない。
- ・ 責任の所在があいまいになる可能性がある。また、実作業を行っていない第三者がどこまで現実に即した提言を行えるか疑問である。
- ・ 現状でも解体工事等に係る経費が高いのに、コンサルタント等を介在させると発注者等に一層の経費負担をかける。

(その他)

- ・ 発注者と施工業者の間に第三者を介入させることは、より厳格な石綿処理工事の実施に有効と考えるが、現行の仕組みにおいても適正な工事の履行を確保している。第三者によるモニタリングを導入する場合、厳密な第三者性が担保されたコンサルタント業者等の選定方法の構築や業者数の確保等の課題が生じると考える。
- ・ コンサルタントを介在させることには、メリット、デメリットの両方があると考えられる。メリットとしてはアスベスト対策工事に関する知識・技術の普及・平準化及びレベルアップ、デメリットとしては第三者の介在によるコストアップ、 unnecessary 対策工事の売り込み等である。
- ・ 第三者のコンサルタント等が石綿に関する知識を有していなければ介在させても意味がない。どのような資格（知識）を有している者を第三者として介在させ、何を監理させるのか明確にしないと意味がない。

<コメント>

- ・ 発注者にとっては第三者が介在しているほうが適正処理されている安心感が得られるという意見がある一方、発注者若しくは元請け業者が適正に施工監理すればよい。また、第三者を介在させることによって責任があいまいになるという意見が出された。
- ・ 分析と工事を分離発注とし、かつ一般競争入札等で競争性を確保すれば、公正かつ適正な処理が行われると思う。しかし、余計な費用が嵩む。
- ・ 第三者介在制度を導入すると経費高になり、小規模事業者や一般住宅については何らかの財政支援策が必要と考える。

問 3-4-8	成形板等（レベル3）の石綿含有建材の除去作業等について規制を強化した方がよいと思いますか。
---------	---

○調査結果の概要

規制の強化をした方がよいと思うかと聞いたところ、「そう思う」は約3割、「そうは思わない」は約4割、「その他」が約3割となった。「その他」の内訳を見ると、必要であれば規制すべきとか規制が必要ではないと意見が分かれており、「そう思う」及び「そうは思わない」を合わせて全体としてみると、規制の導入に対しては意見が相当分かれた結果となった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 そう思う。	10 21.3%	6 35.3%	13 20.3%	12 52.2%	41 27.2%
2 そうは思わない。	21 44.7%	7 41.2%	30 46.9%	3 13.0%	61 40.4%
3 その他	16 34.0%	3 17.6%	18 28.1%	7 30.4%	44 29.1%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	5 3.3%

（そう思う理由）

- ・ 成形板であっても破砕等すれば石綿の飛散の可能性があるため、除去方法等については規制が必要と考える。
- ・ 大規模な解体工事では、成形板であってもアスベストの飛散が懸念され、また、苦情も多い。条例による規制を行っているが、法制化による全国一律的な規制を行うことにより、施工業者への徹底が容易になると考えられる。
- ・ 成形板等は、割ることにより含有石綿が飛散し、作業場も隔離がされていないので大気へ放出されやすい。含有率の高い石綿含有コンクリート建材は作業基準により作業方法の管理が必要と考える。

（そう思わない理由）

- ・ 飛散性に関する技術的知見が得られなければ、強化する必要性は低い。
- ・ 住民の不安をあまり、収拾がつかなくなるおそれがある。ただし、作業や処分法についての指針の周知は強化した方がよいと思う。
- ・ 環境モニタリングでも高い値は見られず、問題も生じていない。また、現在の石綿含有廃棄物の適正処理マニュアル、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニユ

アルを徹底することで対応可能と考えられる。

- ・ 成形板については、既に石綿障害予防規則等で破碎時の散水等の規制がされているため、新たに規制を加える必要はないと考えている。また、立入指導時も成形板について、環境省の通知に基づき注意喚起を行っており、現在のところ対応に苦慮した事例はない。

(その他)

- ・ スレート板等屋外に露出している建材について、飛散状況がどのようなレベルにあるのか把握できていないが、その状況に応じては、規制対象とする必要があると考える。
- ・ すべての成型板等について規制は必要とは考えないが、除去作業の方法により含有する石綿が飛散するおそれのある作業については、必要と考える。
- ・ 成形版の解体時に飛散する恐れがあるのであれば規制強化が必要であるが、手作業で取り外す場合には飛散の恐れが少ないと思われるため規制強化は不要である。

<コメント>

- ・ 成形板は、その種類も多く、アスベストの飛散の程度やそのリスクに応じた施工方法の調査・研究を行うなど、さらなる知見の集積も必要であることから、国に対し、引き続き実効性のある成形板対策を図るよう提案要求を行っている。
- ・ 新たな基準の設定や、今後の事件事例等を勘案して、将来規制を強化するのであれば規制強化も止むを得ない。

問 3-4-9	大地震等災害時における石綿の飛散防止対策を行っていますか。
---------	-------------------------------

○調査結果の概要

大地震等災害時における石綿の飛散防止についての「対策をとっている」との割合は1割強である一方、「対策をとっていない」との割合は約半数であった。しかしながら、「その他」の内容を見てみると、その多くは、環境省作成の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に準拠して対策を検討中と回答しており、実質的には、対策を講じている自治体と講じていない自治体とで5割程度で二分されるものと推測される。

対策を講じていない自治体が挙げた主な理由は、人的・財政的に困難であることや現状の対策で対応が可能と考えていることなどであった。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	市	特別区	
対象数	47	17	64	23	151
1 対策をとっている。	13 27.7%	4 23.5%	4 6.3%	2 8.7%	23 15.8%
2 対策をとっていない。	16 34.0%	6 35.3%	39 60.9%	10 43.5%	71 48.6%
3 その他	17 36.2%	6 35.3%	16 25.0%	8 34.8%	47 32.2%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	3 4.7%	1 4.3%	5 3.4%

(対策の内容)

- ・ 環境省作成「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を基に対応。
- ・ 条例により吹付け石綿使用建築物等の台帳を整備し、災害時に活用することとしている。
- ・ 地域防災計画（地震災害対策計画）で震災時における飛散防止対策について規定（建築物の損壊状況の実態調査、所有者及び解体工事業者に対する飛散防止等の指導）。

(対策を取っていない理由)

- ・ 地域防災計画ではアスベストの飛散を想定していない。
- ・ この対策を講じるためには、既存建築物の規模等に関わらず、全ての建築物等においてアスベストの含有調査が不可欠となり、行政が実施するとなれば膨大な予算が必要になるものと考えられる。さらに、倒壊によって拡散を防止するためには、大地震発生前に、実態調査と撤去が必要となり、費用が所有者の自己負担となれば、

実効性についても危惧される。

- ・ 大地震が起きた場合に、石綿に限らず自治体が採るべき対策の優先順位が明らかでない。
- ・ 現状の対策で十分に対応が可能であると思われる。

(その他)

- ・ 「災害時における石綿飛散防止取扱いマニュアル」を参考に対策を検討することとしたい。
- ・ 現状の施策を強化することで、結果として大地震等の災害時もアスベストの飛散が防止されると思われる。

<コメント>

- ・ 県所有の建物の対策としてみた場合、アスベストが使用されていた時代の建物に大地震等の飛散防止対策を行うということは内装等を全てやり直すと同義であり、予算上、現状では不可能である。
- ・ 大規模地震が発生した場合には、倒壊家屋等による廃材、生活用品等の大量のごみが発生し、処理するまで長期間かかることが予想される。そのため、処理するまでの期間、石綿が含まれているごみについては飛散防止を行う必要がある。しかし、大量に発生したごみを分別するに当たり、石綿が含まれているか否かを判断することは非常に困難であるため、対策に苦慮している状況である。

5 検査及び指導状況等について

問 3-5-1	特定粉じん排出等作業に対する立入検査等についてお伺いいたします。
---------	----------------------------------

<回 答>

ア 過去5年間の特定粉じん排出等作業に関し、大気汚染防止法第26条に基づく立入検査実施件数等について伺います。

○調査結果の概要

立ち入り件数は過去5年間で平成18年をピークに上昇傾向にあった。特にクボタショックのあった平成17年を境に件数の増加が顕著である。立入検査数の増加とあわせて違反発見件数も増加している。違反の中身も軽微な「届出書類と施工現場との不整合」などが多い一方、養生不良による屋外へのアスベストの飛散などの報告もあった。

なお、平成19年の数値については、「問3-4-4のア」と同様、自治体により集計時期が異なるため、参考値である。

単位：件

区分	対象数	H15		H16		H17	
		立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数
都道府県	47	111	7	102	2	4,184	109
政令指定都市	17	99	0	208	0	1,499	6
中核市	34	33	0	35	0	818	0
廃掃法政令市	5	1	0	6	0	76	7
特別区	23	136	0	145	0	393	0
大防法政令市	22	25	0	38	0	355	3
その他の市	3	10	0	8	0	207	0
合計	151	415	7	542	2	7,532	125

区分	対象数	H18		H19		総計	
		立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数
都道府県	47	7,618	256	2,426	82	14,441	456
政令指定都市	17	3,073	50	1,334	11	6,213	67
中核市	34	1,951	7	744	4	3,581	11
廃掃法政令市	5	244	8	71	0	398	15
特別区	23	2,007	0	913	0	3,594	0
大防法政令市	22	714	6	334	9	1,466	18
その他の市	3	90	0	60	0	375	0
合計	151	15,697	327	5,882	106	30,068	567

(違反事例の具体的な内容)

- ・ 除去したアスベストの重みで養生シートが剥がれ、作業場の外にアスベストが落下

したため屋外へ飛散。

- ・ アスベストが付着している解体廃材を隔離養生区域外に仮置きしたため、屋外へ飛散。
- ・ アスベスト除去作業の際、新たな隙間ができ、そこから外気が流入したため、作業場内の負圧が確保出来ず屋外へ飛散。
- ・ アスベストの湿潤化が不十分なため、飛散したアスベストにより集じん排風装置のフィルタが目詰まりし、作業場内の負圧が確保出来ず屋外へ飛散。
- ・ 「石綿含有なし」と判断して建築物の解体工事が行われていたが、住民からの通報があり調査したところ、天井吹付け材に石綿が含まれていたことが判明。
- ・ 無届で解体作業を実施。

イ 大気汚染防止法第26条に基づかない立入検査を行っていますか。

○調査結果の概要

大気汚染防止法第26条に基づかない立入検査を行っているか尋ねたところ、「行っている」との回答が41%、「行っていない」との回答が57%となった。

同法に基づかない立入検査としては、具体的には、条例に基づく立入検査、要綱に基づく立入検査、苦情対応等があった場合に検査に行くなどであった。

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。	19 40.4%	9 52.9%	5 14.7%	4 80.0%	16 69.6%
2 行っていない。	27 57.4%	8 47.1%	29 85.3%	1 20.0%	5 21.7%
無回答	1 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 行っている。	8 36.4%	1 33.3%	62 41.1%
2 行っていない。	14 63.6%	2 66.7%	86 57.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	3 2.0%

※行っている自治体の内訳

単位：件

区分	対象数	H15		H16		H17	
		立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数
都道府県	19	0	0	0	0	588	0
政令指定都市	9	3	0	4	0	657	0
中核市	5	0	0	0	0	24	0
廃掃法政令市	4	0	0	0	0	121	0
特別区	16	465	0	523	0	1,327	1
大防法政令市	8	0	0	4	0	126	4
その他の市	1	11	0	9	0	36	0
合計	62	479	0	540	0	2,879	5

単位：件

区分	対象数	H18		H19		総計	
		立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数	立入検査実施件数	うち違反発見件数
都道府県	19	1,140	4	415	3	2,143	7
政令指定都市	9	1,380	15	760	13	2,804	28
中核市	5	0	0	3	1	27	1
廃掃法政令市	4	186	0	136	0	443	0
特別区	16	1,233	0	547	0	4,095	1
大防法政令市	8	489	20	362	6	981	30
その他の市	1	0	0	0	0	56	0
合計	62	4,428	39	2,223	23	10,549	67

※総計は平成15年度～19年度まで

(その根拠)

- ・ 条例
- ・ 建設リサイクル法による届出に基づく立入検査
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 公害紛争処理法
- ・ 法規制対象外の工事について「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき、適切な工事を実施しているかを確認し、行政指導の範囲内で指導。
- ・ 解体工事現場の定期パトロール（2週間に1回）。

(違反事例の具体的内容)

- ・ 条例に基づく敷地境界基準超過。
- ・ 標識の不適（掲示されていない、工事期間が違っている等）、届出の不適（無届出、届出内容の相違）、防じんシートの不備など。
- ・ 吹き付け石綿が使用されていた建築物を、無届でかつ適切な飛散防止対策をとらないまま解体し始めた（途中で通報があり、中止させた）。

<コメント>

- ・ 届出書を受理した後、基本的に作業開始前に立入検査を実施して、作業基準等について不備な点があれば適宜改善を指導している。
- ・ 苦情等があった場合は、検査を行っている。

問 3-5-2	過去5年間、特定粉じん排出等作業において、大気汚染防止法第18条の18に基づく作業基準適合命令等を出したことがありますか。
---------	---

ア 作業基準適合命令を出したことがありますか。

○調査結果の概要

大気汚染防止法に基づく作業基準適合命令等の状況を尋ねたところ、過去5年間において、同命令が出たのはわずか10件であった。また、一時停止命令も、11件とほとんど命令が出されていない状況が判明した。

同期間における立入検査数は3万件を超え、そのうち違反件数が567件となっている状況からみると、作業基準適合命令等が10件程度である状況に対して、事業者の対応が良いのか、それとも行政の不作为なのか、検討する必要があると思われる。

<回答>

単位：件

区分	対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
都道府県	47	0	0	0	2	2	4
政令指定都市	17	0	0	0	5	0	5
中核市	34	0	0	0	0	0	0
廃掃法政令市	5	0	0	1	0	0	1
特別区	23	0	0	0	0	0	0
大防法政令市	22	0	0	0	0	0	0
その他の市	3	0	0	0	0	0	0
合計	151	0	0	1	7	2	10

イ 特定粉じん排出等作業の一時停止命令を出したことがありますか。

<回答>

単位：件

区分	対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
都道府県	47	0	0	0	2	2	4
政令指定都市	17	0	0	0	3	0	3
中核市	34	0	0	0	0	0	0
廃掃法政令市	5	0	0	1	1	0	2
特別区	23	0	0	0	0	0	0
大防法政令市	22	0	0	0	1	1	2
その他の市	3	0	0	0	0	0	0
合計	151	0	0	1	7	3	11

(違反事例の具体的内容 (ア、イ共通))

- ・ 石綿の除去が不十分なまま解体作業を開始したため、まだ残っている石綿を作業基準を遵守し除去するよう、また、作業を一時停止するよう命令した。
- ・ 養生が不十分等作業基準を遵守しないで作業を実施していた。
- ・ アスベストを使用している建築物の解体において、アスベストを使用している部分の直近の所をシートで養生せずに解体作業に着手しており、アスベストの飛散が疑われた。

6 民間建築物に対する助成状況等について

問 3-6-1	民間建築物の石綿分析調査費用について助成等を行っていますか。
---------	--------------------------------

○調査結果の概要

民間建築物の石綿分析調査費用への助成について、「行っている」は約4割、「行っていない」が5割強、過去に実施していた又は第1次診断は無料で行っているなどといった「その他」は5%であった。

「行っていない」と回答した主な理由としては、①建築物の所有者や管理者が分析すべき、②財政上困難、③アスベスト問題は国の責任であるので、自治体として補助制度を設けていない、④助成の要望がないなどであった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。	20 42.6%	13 76.5%	11 32.4%	2 40.0%	13 56.5%
2 行っていない。	24 51.1%	4 23.5%	20 58.8%	3 60.0%	8 34.8%
3 その他	3 6.4%	0 0.0%	3 8.8%	0 0.0%	2 8.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 行っている。	4 18.2%	0 0.0%	63 41.7%
2 行っていない。	18 81.8%	3 100.0%	80 53.0%
3 その他	0 0.0%	0 0.0%	8 5.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(行っている助成等の名称と内容)

- ・ 民間建築物アスベスト対策緊急助成事業<茨城県>
市町村への間接補助。国との協調補助。国 1/3, 県 1/6, 市町村 1/6, 民間 1/3。
補助対象限度額 72,000 円
- ・ 茨城県個人住宅アスベスト除去対策融資制度（除去等工事に伴う調査・分析費用に限る）<茨城県>

一戸建て住宅、兼用住宅又は供用住宅の住宅部分。融資限度：500万円。融資利率：年2.0～2.3%

- ・ アスベスト改修型優良建築物整備事業<静岡県>
民間建築物所有者等に補助する市町に対して、補助費用の1/4を県が助成。分析試料数に応じた基準額の設定あり。
- ・ 環境保全資金貸付金利子補給<静岡県>
環境負荷の低減を図る中小企業に環境保全資金を貸し付けた金融機関に対し、利子補給を行う。
- ・ 民間建築物アスベスト調査・除去工事補助事業<徳島県>
多数の者が利用する建築物の吹付けアスベストに関する調査及び除去工事に対する補助
- ・ 徳島県環境保全施設整備等資金貸付制度<徳島県>
中小企業者所有する工場等の吹付けアスベストの除去等工事に必要な資金を融資対象とし、その中に石綿分析調査費用も含まれる。(ただし調査費のみの場合は対象外)
- ・ 民間建築物露出吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱<さいたま市>【仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市や中核各市等においても限度額に差異はあるが同内容を実施している】
多数の者が共同で利用する部分(個人住宅を除く)であれば、10万円を限度とし、費用の2/3を助成している。
- ・ 岡山市アスベスト改修事業費補助制度<岡山市>
多数の者が利用する建築物等に露出して吹き付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を防止し、その生命及び身体の保護を図るため、国のアスベスト改修型建築物等整備事業を活用し、市が民間建築物等の所有者に必要な助成を行う。

(行っていない理由)

- ・ アスベスト問題は本来国の責任であるので、自治体として補助等の制度を設けるものではない。
- ・ 石綿の使用状況については施設所有者が自ら調査を行い把握すべきであることから助成等を行っていない。
- ・ 民間建築物の石綿分析調査については所有者等の責任において実施すべきものと考ええる。また、アスベスト改修型優良建築物等整備事業は市町村の補助に対する国の間接補助であるため、市町村において補助事業を創設しない限り補助金を活用することはできず、都道府県としては当該自治体内の各市町村に事業創設に向けた働きかけをしている。
- ・ 個別指導をしているものの、今のところ要望が出ていない。

(その他)

- ・ 過去に実施していたが、現在は行っていない。
- ・ 住民の住宅建材に対する不安の多くは、石綿を知らないため全く石綿とは異なる建

材に対して起こっているのが実態である。また、平成 17 年当時は分析機関も限られ、2ヶ月以上待たなければ結果が出ないような状況もあった。そこで、第1次の振り分けに重点を置き、石綿ではないことの判断を短時間で専門家に下してもらうことで大多数の住民の不安を解消することに（専門家（建築士）の派遣費用を自治体で負担するので、住民は無料で第1次診断を受けられる）、少数のグレーゾーンのみ危険度を考慮して分析機関を紹介し、自己負担だが分析を勧めることとした。

<コメント>

- ・ 国が助成すべきと考える。

問 3-6-2	民間建築物の石綿除去、改修（封じ込め、囲い込み等）について助成等（融資を含む）を行っていますか。
---------	--

○調査結果の概要

民間建築物の石綿除去、改修について助成等を「行っている」との回答は6割であり、「行っていない」は3割強であった。過去に実施していた又は平成20年度から実施する予定などという「その他」は6%であった。

問3-6-1（民間建築物の石綿分析調査費用についての助成等）で「行っている」との割合は4割であったのに比べ、本質問では6割という高い割合で助成等が行われているが、その明確な理由は回答から読み取ることができなかった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。	37 78.7%	14 82.4%	15 44.1%	2 40.0%	20 87.0%
2 行っていない。	9 19.1%	3 17.6%	14 41.2%	2 40.0%	3 13.0%
3 その他	1 2.1%	0 0.0%	5 14.7%	1 20.0%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 行っている。	2 9.1%	1 33.3%	91 60.3%
2 行っていない。	17 77.3%	2 66.7%	50 33.1%
3 その他	3 13.6%	0 0.0%	10 6.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（行っている助成等の名称と内容）

- ・ 民間建築物アスベスト対策緊急助成事業<茨城県>
市町村への間接補助。国との協調補助。国 1/3・県 1/6・市 1/6・民間 1/3。補助対象限度額6,000 千円
- ・ 災害対策融資（地震災害予防対策）<茨城県>
中小企業者。融資限度：設備 5,000 万円，運転 3,000 万円。融資利率：保証付の

場合 1.5～1.8%

- ・ 茨城県個人住宅アスベスト除去対策融資制度<茨城県>
一戸建て住宅、兼用住宅又は供用住宅の住宅部分。融資限度：500万円。融資利率：2.0～2.3%
- ・ 農業近代化資金，農林漁業金融公庫資金，漁業近代化資金<茨城県>
- ・ 環境保全資金<栃木県>
吹付け石綿の除去、囲い込み、封じ込め、敷地境界における濃度測定費に対する融資。融資限度額：所要経費の90%以内で100万円以上1億円以下。融資期間及び返済方法：元金均等月賦償還。融資額が1,000万円以上の場合：10年以内。融資額が1,000万円未満の場合：7年以内。融資利率：1.90%。信用保証：原則として栃木県信用保証協会保証付きとする。
- ・ 私立学校施設環境整備事業費補助<東京都>
東京都内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校を設置する者がアスベスト対策工事を行う場合に、その経費の一部を補助。
- ・ 制度融資：経営支援融資（経営一般）<東京都>
中小企業が行うアスベスト除去等の対策を金融面から支援するため、東京都中小企業制度融資の「経営支援融資（経営一般）」の融資対象にアスベスト対策を指定している。
<融資条件>
○対象：アスベスト対策を実施するもの
○限度額・期間：1億円（企業）・2億円（組合）、運転7年・設備10年
○本人負担金利：2.6%以下（平成19年10月1日現在）
- ・ 「アスベスト飛散防止対策事業」<長野県>
事業内容 吹付けアスベスト等の除去を行う費用に対する助成
○畑地かんがい事業（国庫補助事業）
農業用水利施設における石綿セメント管の敷設替えを実施。県費負担率は25～27.5%。
○中小企業向けの低利融資である長野県中小企業融資制度資金の中に新事業活性化資金（環境調和向け）を設け、中小企業者自らが使用する事業所における吹き付け石綿の除去を行おうとする者を貸付対象者としている。（貸付限度額 運転資金3,000万円、年利 2.0%以下、貸付期間7年以内（据置期間1年以内含む））
- ・ 共同住宅等の吹付けアスベスト除去工事費貸付事業<兵庫県>
申請者：①共同住宅の場合、県内の分譲マンションの吹付けアスベストの除去工事を行う管理組合、②個人住宅の場合、県内の自己居住用個人住宅の吹付けアスベストの除去工事を行う住宅所有者
貸付額：①共同住宅 100万円以上600万円以下、②個人住宅 50万円以上150万円以下
貸付条件：①貸付利率 0.9%、②償還期間 7年以内、③返済方法 元利均等毎

月償還のみ

事業実施主体：財団法人兵庫県住宅建築総合センター

事業実施期間：平成 18 年度～平成 21 年度（予定）

特色：①政府系金融機関の除去工事の融資対象とならない住宅について県が貸付を行うこととした、②貸付利率は制度創設時（H17.12）の政府系金融機関の事業者向け優遇金利（固定）、③現時点（H19.12）で借入申請なし

- ・ 横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業＜横浜市＞
多数の人が利用する民間建築物に露出して施工されている吹付けアスベストの除去、封じ込めを行う事業者に、その費用の 3 分の 2 以内（上限 300 万円）の補助を行う。
- ・ 横浜市住宅リフォーム等支援事業＜横浜市＞
住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の融資を受けてマンション共用部分のアスベスト除去等工事を行う場合に返済する利息相当額の一部または全部を助成する（利子補給）。
- ・ 相模原市個人住宅吹き付けアスベスト対策費補助金交付＜相模原市＞
対象建築物：戸建住宅、共同住宅の専用部分、共同住宅の共用部分
対象者：所有者（共同住宅の共用部分については管理組合の代表者）
補助金額：1 世帯当たり費用の 1/2（限度額は 30 万円（共用部分は 300 万円））
- ・ 相模原市中小企業融資制度 特別融資（環境整備支援資金）＜相模原市＞
対象者：市の指導に従って、施設等の改善を行う中小企業者及び協同組合等
融資限度額：5,000 万円（所要額の 80%を限度）
融資利率：2.4%以内(市利子補給 0.6%あり)
返済期間：設備資金 7 年以内

（行っていない理由）

- ・ 民間建築物に対するアスベスト関連の助成については、地域の実態に精通している区市等が一義的に対策を行う必要があると考える（都道府県からの回答）。
- ・ 市町村が事業主体となるが、民間の建築物所有者から市町村に補助制度に対する要望がない状況である（都道府県からの回答）。

（その他）

- ・ 過去に実施していたが、現在は行っていない。
- ・ 他の貸付制度を利用してもらう（利用件数は無し）。
- ・ 平成 20, 21 年の 2 ヶ年で実施の予定である。

IV 廃棄物対策関係

1 石綿含有廃棄物等の取扱いについて

問 4-1-1	他の自治体から越境して貴自治体の区域内の最終処分場に運ばれてくる石綿含有廃棄物等について搬入規制を行っていますか。
---------	---

○調査結果の概要

他の自治体からの搬入規制については、全体では 27.2%、都道府県に限定すると 40.4%の自治体が何らかの搬入規制を行っている。搬入規制の主な内容は、要綱などに基づく事前協議等である。

搬入規制を行っていない自治体は、全体で 37.7%あり、その理由として、受入最終処分場がないことや、法的根拠がないこと、産業廃棄物は広域的な処理が望ましい点などが挙げている。

その他の内容としては、事前届出の義務付けなど直接的な搬入規制ではないものの搬入規制に近い内容も多くあった。

全体的に搬入規制については自治体の対応は二分されている。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。	19 40.4%	3 6.4%	15 31.9%	1 2.1%	0 0.0%
2 行っていない。	17 36.2%	12 25.5%	13 27.7%	1 2.1%	7 14.9%
3 その他	11 23.4%	2 4.3%	6 12.8%	3 6.4%	12 25.5%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 8.5%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 行っている。	2 4.3%	1 2.1%	41 27.2%
2 行っていない。	7 14.9%	0 0.0%	57 37.7%
3 その他	9 19.1%	1 2.1%	44 29.1%
無回答	4 8.5%	1 2.1%	9 6.0%

(行っている搬入規制の主な規制(根拠(条例等)を含む。)の内容)

- ・ 域外で発生した廃棄物等を域内に搬入して処理することは、域内で発生した廃棄物の適正処理等に支障を来たすおそれがあるため、「廃棄物等の処理に係る指導指針」を策定し、域外廃棄物を単に埋立処分又は焼却処分等するための搬入を行わないよう指導している。
- ・ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- ・ 県外からの産業廃棄物の搬入は原則禁止している。リサイクル目的や近隣に処分場がない等のやむを得ない理由が認められるときは搬入を認めている。
- ・ すべての産業廃棄物を対象に県外搬入届の提出を求めている。
- ・ 要綱に基づき、県外からの産業廃棄物は事前協議を受け、承認する制度としている。

(行っていない主な理由)

- ・ 要綱により事前に県と協議を行うこととしているが、石綿含有廃棄物等については、適正処理を確保するため全量搬入を認めている。
- ・ 法的根拠がない。
- ・ 産業廃棄物の処理については、適正処理のために広域的な移動が行われることが前提であり、それを規制することは適切でない。
- ・ そもそも産業廃棄物は広域移動を前提としており、環境省は搬入規制を認めていない。
- ・ 域内に最終処分場がないため。

(その他)

- ・ 県外廃棄物の直接埋立については、県内へ搬入しないように事業者に対し行政指導を行っている。
- ・ 他自治体の排出者から産業廃棄物を受け入れる場合は、受け入れる処分業者に事前届出を義務付けているが、これは搬入規制ではない。
- ・ 域内に最終処分場がない。

(コメント)

- ・ 現状では、石綿含有廃棄物等のリサイクルは極めて困難であるため、他の自治体からの当該廃棄物の搬入は認めていない。

問 4-1-2	平成 19 年度において、石綿含有家庭用品の廃棄について、一般住民に対して住民だより等による広報活動を行っていますか。
---------	---

○調査結果の概要

平成 19 年度において、アイロンやトースターなどの石綿含有家庭用品の廃棄についての一般住民への広報活動状況について、「行っている（行う予定である。）」とした自治体は全体で 28.3%であった。なお、「行っている」とした自治体でも、その主な広報手段はホームページへの掲載などが多かった。

一方、「行っていない」自治体は 55.6%であり、その主な理由は、収集処理を行うに当たり石綿の飛散のおそれがないと判断できることなどとなっている。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。/行う予定である。	8 17.0%	10 58.8%	14 41.2%	0 0.0%	2 8.7%
2 行っていない。	24 51.1%	7 41.2%	19 55.9%	5 100.0%	16 69.6%
3 その他	15 31.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 8.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	3 13.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
調査対象	22	3	151
1 行っている。	8 36.4%	1 33.3%	43 28.5%
2 行っていない。	11 50.0%	2 66.7%	84 55.6%
3 その他	2 9.1%	0 0.0%	19 12.6%
無回答	1 4.5%	0 0.0%	5 3.3%

(行っている広報活動の主な具体的内容)

- ・ 石綿含有家庭用品の廃棄について、一般住民に対してホームページにより広報している。
- ・ 「家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレットを全戸に配布している。

(行っていない主な理由)

- ・ 一般廃棄物の処理は市町村の責務である。
- ・ 市民から問合せがあれば個別に対応している。
- ・ 住民からの問合せがない。
- ・ 環境省の調査結果により、収集処理を行うに当たり飛散のおそれがないものとは判断できる。
- ・ 石綿含有家庭用品と非含有家庭用品との見分けが一般市民には困難であり、広報活動による適正な分別及び排出は見込めない。
- ・ 石綿含有家庭用品が分解解体されて廃棄物として排出される事例がない。
- ・ 住民に不安や混乱をいたずらに招かせるおそれがある。

(その他)

- ・ 市民から問合せがあれば相談に応じている。

<コメント>

- ・ 石綿含有家庭用品は、対象商品が非常に多岐にわたっており、市が責務を負っている一般廃棄物処理責任の範疇を超えるものであり、市民への周知をはじめとする対応については、製造物責任又は拡大生産者責任の観点から、生産者の責任において実施すべきである。

問 4-1-3	非飛散性石綿含有廃棄物の中間処理施設における一時保管の許可に関して伺いたします。
---------	--

○調査結果の概要

国（環境省）からの新たな通知（平成18年9月27日付け環廃対発第060927001、環廃産発第060927002）により、それまでは、平成17年8月22日付け環廃産発第050822001号で認められていた、他の建設系廃棄物と混合されて受け入れる場合の中間処理場での一時保管を認める規定が廃止された。これにより、中間処理場での一時保管は禁止となり、積替え保管施設の許可を持つ収集運搬業者の施設でのみ一時保管が認められることとなった。

この国の政策転換により、処理業者や排出事業者の現場では混乱が生じているとの報道もなされている。

そこで、各自治体に中間処理施設における一時保管の許可についての認識を尋ねたのが本問である。

本問に対しては、「許可業者以外には一時保管を認めていない」が5割を超え、環境省の平成18年の新たな通知に従った対応を取っている自治体が多数を占めた。

しかし、少数の自治体においては、収集効率や溶融などの条件を加えた上で中間処理場での一時保管を認めている。

また、本問の前提として、収集運搬業の積み替え保管の許可が問題となるが、記述回答を見ると、自治体によっては、届出を行った業者に対し原則認めているところと、一切認めていない自治体があり、その対応は分かれている。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	
対象数	47	17	34	5	103
1 許可業者以外にも一時保管を認めている。	5 10.6%	0 0.0%	4 11.8%	0 0.0%	9 8.7%
2 許可業者以外にも条件付で一時保管を認めている。	2 4.3%	1 5.9%	1 2.9%	0 0.0%	4 3.9%
3 許可業者以外には一時保管を認めていない。	14 29.8%	9 52.9%	10 29.4%	1 20.0%	34 33.0%
4 その他	26 55.3%	6 35.3%	17 50.0%	4 80.0%	53 51.5%
無回答	0 0.0%	1 5.9%	2 5.9%	0 0.0%	3 2.9%

（許可業者以外にも一時保管を認めている主な理由）

- ・ 石綿含有産業廃棄物の排出事業者自らが積替え保管を行う場合等は許可不要。

- ・ 廃棄物は、排出者が処理することが原則であり、処理基準が遵守される限りにおいて規制すべきものではない。
- ・ 中間処理業の許可業者以外であっても、そもそも自ら排出したものであれば、一時保管の許可は不要であり、また他人が排出したものを一時保管をする場合については、収集運搬業の積替え保管の許可申請の後、許可基準に適合していれば許可している。

(許可業者以外にも条件付で一時保管を認めている主な理由)

- ・ 収集運搬業者等において、収集量が少なく輸送効率が著しく悪いなどのやむを得ない場合で積替え保管を行う場合などは、他の廃棄物と区分した保管場所での保管を認めている。
- ・ 収集運搬の積替え保管施設として許可実績あり。原則、屋内保管。屋外であれば梱包された物の受入が条件。また、自家保管に係る条例による届出(300㎡以上)実績はないが、保管基準を遵守しておれば認める予定。
- ・ 産業廃棄物に関しては廃掃法施行令第6条第1項第2号二(1)の規定により、基準を満たすものであれば、一時保管を認めている。

(許可業者以外には一時保管を認めていない主な理由)

- ・ 国からの通知(平成18年9月27日付け環廃対発第060927001、環廃産発第060927002)によっている。
- ・ 非飛散性石綿含有廃棄物の収集運搬業(積替え保管を含む。)の許可を発出している。
- ・ 平成18年度の改正で、平成17年8月22日付け環境省(産業廃棄物課長)通知(非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて)による中間処理業者が受託した非飛散性アスベストの中間処理の一環と見なすとされた規定が廃止されて以降は、当該ケースは積替え保管の許可が必要であり、指導を行っている。
- ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従って保管するよう指導している。なお、中間処理施設における一時保管は想定していない(排出事業者から直接管理型処分場に運搬されるため)。
- ・ 中間処理施設における一時保管施設の許可という概念は当方では持っておらず、収集運搬業者に対して少量廃棄物の取り扱いと解して積替え保管行為を許可している。
- ・ 中間処理施設における一時保管は認めていない(許可の有無に関わらず)。
- ・ 積替え保管の許可を原則として認めていないことから、中間処理施設の設置者に対して許可をしている事例はない。

(その他)

- ・ 石綿含有廃棄物の取り扱いに精通している許可業者(中間処理業)が一定の条件の下で積替え保管を行うことで、周辺環境への影響を最小限にすることができる。
- ・ あくまで、中間処理に伴う一時保管について、限定的に認めているものであり、対

象は許可業者に限っている。

- ・ 非飛散性石綿含有廃棄物については、溶融以外の中間処理は認められていない。従って、溶融以外の中間処理における保管は認めていない。
- ・ 搬入された廃棄物に非飛散性石綿含有廃棄物も混入しており、分別等した場合の保管はやむを得ないと考えている。
- ・ 排出事業者には、排出現場から直接最終処分場に搬入するよう指導をしている。但し、既存破碎施設を有していた中間処理業者については、積替え保管の許可を認めている。

<コメント>

- ・ 平成 18 年度の石綿含有産業廃棄物に係る法令改正以前に中間処理業者で石綿含有産業廃棄物を取り扱っていた者で、今後も取り扱う者には、法令改正後、積替え保管の許可を取得するよう指導した。

2 最終処分場・中間処理施設関係について

問 4-2-1	現時点で、石綿含有廃棄物等を受け入れる最終処分場は足りていますか。
---------	-----------------------------------

○調査結果の概要

最終処分場が「十分足りている」とした自治体は全体で 13.9%であった。一方、「現時点では足りているが将来的には厳しいと思う」が 17.2%、「現時点では何とか足りているが厳しい状況」、「現時点でも少し厳しい」、「かなり厳しい」を合計すると 15.2%であり、全体的に厳しい状況にあることが読み取れる。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 十分足りている。	14 29.8%	0 0.0%	6 17.6%	0 0.0%	0 0.0%
2 現時点では足りているが将来的には厳しいと思う。	6 12.8%	6 35.3%	10 29.4%	1 20.0%	0 0.0%
3 現時点では何とか足りているが厳しい状況にある。	5 10.6%	3 17.6%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
4 現時点でも少し厳しい。	2 4.3%	0 0.0%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
5 かなり厳しい。	5 10.6%	1 5.9%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
6 その他	15 31.9%	7 41.2%	12 35.3%	4 80.0%	18 78.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 21.7%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 十分足りている。	1 4.5%	0 0.0%	21 13.9%
2 現時点では足りているが将来的には厳しいと思う。	2 9.1%	1 33.3%	26 17.2%
3 現時点では何とか足りているが厳しい状況にある。	0 0.0%	0 0.0%	10 6.6%
4 現時点でも少し厳しい。	0 0.0%	0 0.0%	4 2.6%
5 かなり厳しい。	1 4.5%	0 0.0%	9 6.0%
6 その他	12 54.5%	1 33.3%	69 45.7%
無回答	6 27.3%	1 33.3%	12 7.9%

(その他)

- ・ 廃石綿等については、処理する最終処分場がない厳しい状況が続いている。しかし、石綿含有廃棄物については、県内に一定量の施設が確保されており、産業廃棄物の広域処理という前提を考えると近未来的には処理が可能であると考えている。
- ・ 一般廃棄物は現時点では足りているが将来的には厳しいと思う。産業廃棄物はかなり厳しい（当県管轄区域内においては、石綿含有産業廃棄物を受け入れることのできる最終処分場はない）。
- ・ 県外から県内に搬入され処理されているもの、県内から県外に搬出されて処理されているものがあり、一概に足りている、足りていないとの判断をすることは難しい。
- ・ 本県には特別管理産業廃棄物の廃石綿等を埋立処分できる管理型最終処分場がなく、当該産業廃棄物については全て県外の施設で処理されている
- ・ 安定型（非飛散性）については「十分足りている」。特別管理産業廃棄物の廃石綿等は、管理型最終処分場が県内にないため、「かなり厳しい」。
- ・ 把握していない。

<コメント>

- ・ 最終処分場は十分足りているが、無害化等中間処理施設における処理により埋立量の減量化が必要と考える。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の最終処分場は県内にあるが、廃石綿等は県外最終処分場に依存している状況にある。
- ・ 域内に埋め立て処分場はなく、現在、周辺自治体の管理型処分場で受け入れてもらっている。今後とも引き続き受け入れてもらえることが必要である。

問 4-2-2

自治体直営または第三セクター等公共関与による管理型最終処分場において、石綿含有廃棄物等を受け入れていますか。

○調査結果の概要

「受け入れている」22.5%、「受け入っていない」25.8%と石綿含有廃棄物等の受け入れ状況は半々の結果となった。受け入っていない理由としては、地元や周辺住民の同意が得られないことを理由とするものが多かった。「その他」の多くは、公共関与による管理型処分場がないというものが多かった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 受け入れている。	10 21.3%	8 47.1%	12 35.3%	0 0.0%	1 4.3%
2 受け入っていない。	11 23.4%	4 23.5%	10 29.4%	3 60.0%	2 8.7%
3 その他	26 55.3%	5 29.4%	12 35.3%	2 40.0%	15 65.2%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 21.7%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 受け入れている。	2 9.1%	1 33.3%	34 22.5%
2 受け入っていない。	9 40.9%	0 0.0%	39 25.8%
3 その他	7 31.8%	1 33.3%	68 45.0%
無回答	4 18.2%	1 33.3%	10 6.6%

(受け入れている主な理由)

- ・ 他に受入可能な施設がない。
- ・ 溶融炉を所有しており、石綿含有廃棄物の無害化が図れる。石綿含有廃棄物の適正処理を推進するために受け入れている。
- ・ 県内発生物に限り受け入れている。
- ・ 平成 18 年 6 月 9 日付環廃対発第 060609002 号により、適切に処理している。
- ・ 一般廃棄物として行政回収したものの中に、家庭用機器に含まれる石綿が混入していると思われる。

(受け入れているいない主な理由)

- ・ 地元との公害防止協定により、有害廃棄物の受入はしないこととしている。
- ・ 残余僅少及び立地市との協定による。
- ・ 当該処分場は、水面埋立てを行っている施設であり、埋立作業（廃棄物をブルドーザーで水中に押し込む作業）により石綿等を梱包している二重袋を破損したり、石綿等をコンクリート固化したものが水中に落下した際に処分場の遮水シートを破損するおそれがある。
- ・ 周辺住民の同意を得るのが容易でない。
- ・ 該当する処分場がない。

(その他)

- ・ 自治体直営又は第三セクター等公共関与による管理型最終処分場はない。

<コメント>

- ・ 域内に管理型最終処分場がない。
- ・ 産業廃棄物の最終処分については全て域外に依存している。

問 4-2-3

平成 15 年度以降、石綿含有建材の廃棄物に係る不適正処理事案が見つかったことがありましたか。あれば、その件数と概要を教えてください。

○調査結果の概要

石綿含有建材の廃棄物に係る不適正処理事案が「ある」とした自治体は、全体の 13.9%、都道府県に限ると 27.7%となっており、一部の自治体では顕在化している。

不法投棄件数では、平成 17 年の第 2 次アスベストショック以降の数が増えているが、これが、実際に危険性が周知されたので不法投棄がされたのか、自治体側が統計として本格的に取り始めたのが平成 17 年からであったためなのかは判然としない。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 ある。	13 27.7%	3 17.6%	3 8.8%	0 0.0%	0 0.0%
2 ない。	33 70.2%	13 76.5%	30 88.2%	5 100.0%	10 43.5%
3 その他	1 2.1%	1 5.9%	1 2.9%	0 0.0%	8 34.8%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 21.7%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 ある。	2 9.1%	0 0.0%	21 13.9%
2 ない。	11 50.0%	2 66.7%	104 68.9%
3 その他	5 22.7%	0 0.0%	16 10.6%
無回答	4 18.2%	1 33.3%	10 6.6%

○不適正処理事案件数

単位：件

区分	調査対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
都道府県	47	1	1	10	7	5	24
政令指定都市	17	0	0	0	1	3	4
中核市	34	0	0	2	2	3	7
廃掃法政令市	5	0	0	0	0	0	0
特別区	23	0	0	0	0	0	0
大防法政令市	22	0	0	0	1	0	1
その他の市	3	0	0	0	0	0	0
合計	151	1	1	12	11	11	36

(不適正処理事案の主な具体的内容)

- ・ 石綿含有建材を破砕した廃棄物を宅地進入路に敷いている旨通報があり、撤去指導中である。
- ・ 建物解体業者が石綿を含有している解体廃材(約 10 m³)を十分な飛散防止措置を講ずることなく自社の資材置き場に保管していた。
- ・ 建物解体工事における建設リサイクル法に基づく届出において、付着物なしで届出が出され、そのまま解体された。
- ・ マンションのオーナーが、駐車場の鉄骨耐火被覆材を自ら除去し、一般ごみとして排出した。
- ・ 石綿含有産業廃棄物に該当するものを処理基準に反して現場で処理(ハンマーで小割)していたもの。処理基準に適合するよう改善指導した。
- ・ 水道管の管路更新の際に発生した廃アスベスト管が放置されていた。排出事業者に改善を指導した。
- ・ 中間処理業者が石綿含有建材を破砕した疑い。排出事業者による石綿含有建材の不適正保管。
- ・ 解体業者の積替保管場所でスレートを不適正に重機で転圧していた。
- ・ 解体業者又は建築業者の積替保管場所における不適正保管。早期撤去を指導。
- ・ 解体現場における選別が不十分のため、中間処理施設へ持ち込まれたがれき類(未処理)の中に石綿含有建材が混入していた。選別の徹底と適正処理を指導。
- ・ 解体業者が非飛散性アスベスト含有建材を適切な措置を講じずに重機で破砕していたため、止めるよう指導した。
- ・ 非飛散性アスベスト含有建材を最終処分場に埋め立てる際、処理業者が適切な覆土を行っていなかったため、是正指導した。
- ・ 石綿含有産業廃棄物である廃スレート瓦を細かく破砕し、他の廃棄物と混合させ、産業廃棄物埋立処分業者に石綿含有産業廃棄物であることを隠して、処分委託した。
- ・ 自己処分場にあるアスベスト成型板を破砕して整地しようとしていたため、破砕を止めて覆土するように指導した。(指導に従い覆土完了)
- ・ 排出現場(アスベスト封じ込め工事)に対して立入検査を実施したところ、廃石綿等保管場所の表示が適正になされていないため、指導を行った。

- ・ 廃石綿等を県外で処理する際、受け入れ先の自治体との協議等を行わずに搬入した。
- ・ 構造物のミンチ解体を行っていた。

(その他)

- ・ 不適正処理事案について、石綿含有建材の有無の確認は行っていない。

<コメント>

特記事項なし

問 4-2-4	最終処分場及び中間処理施設で新たに石綿含有廃棄物等を受け入れる場合や、新規に最終処分場及び中間処理施設を設置する場合に、条例や要綱等で周辺住民の同意を求めていますか。
---------	---

○調査結果の概要

周辺住民の「同意を求めている」のは、全体の 46.6%であり、およそ半数が新規の受入れや最終処分場及び中間処理施設の設定に際して何らかの周辺住民の同意を求めている。また、その他を選択した自治体においても、何らかの規制措置が行われている。

<回 答>

単位：件

	区分				合計
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	
対象数	47	17	34	5	103
1 同意を求めている。	19 40.4%	10 58.8%	19 55.9%	0 0.0%	48 46.6%
2 同意を求めていない。	11 23.4%	6 35.3%	9 26.5%	3 60.0%	29 28.2%
3 その他	17 36.2%	1 5.9%	6 17.6%	2 40.0%	26 25.2%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(条例等の名称と設問に係る概要)

- ・ 施設の設置に係る諸手続を円滑に進めるため、事前協議制度を設けており、同制度では当該施設の所在地周辺概ね 500 メートル以内の居住者の同意を得るように指導している。
- ・ 最終処分場や焼却施設など、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置に係る許可又は同法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく当該施設の変更許可を受けようとする場合、要綱において事前審査を行うこととしており、この手続きにおいて設置区および隣接土地所有者の同意書の提出を求めている。
- ・ 原則、地元自治会との協定締結を要件としている。
- ・ 最終処分場及び中間処分場を新規に設置する場合は、「産業廃棄物処理業許可に関する手続き等を定める要領」により同意を求めている。また、新たに受け入れる場合は変更許可申請に当たるため、上記と同様に同意を求めている。
- ・ 「廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、紛争予防の観点から地域住民との間で環境保全協定の締結を求めている。

(その他)

- ・ 石綿含有廃棄物等に限らず、処理業者が積替え保管施設、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合には、事前計画書の提出を求め、その際に一定の範囲の住民の同意を得ることを指導している。
- ・ 新規に最終処分場及び中間処理施設を設置する場合等は、「廃棄物の処理関係事務処理要領」により、事業計画書協議において、地元の意向を示す書類の添付を求めている。
- ・ 処分業等で変更許可が必要な場合や産業廃棄物処理施設を設置する場合は、地元説明会の開催及び説明会に係る議事録の提出を求めている。
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする者に事業計画の事前公開及び関係住民に対する説明会の開催等を義務付けた「廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」を設けている。
- ・ 産業廃棄物の最終処分場及び焼却施設を設置する場合は、設置予定者に対して関係地区への説明会の開催、同地区との環境保全協定の締結等を指導している。
- ・ 廃棄物処理法に基づく設置許可申請の前に、「産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」で、地元市町村長の意見を求めている。

<コメント>

- ・ 同意は不要であるが、「循環型社会形成推進条例」に基づき、産業廃棄物の処分業及び積替え保管を含む収集運搬業について、施設の新設や取扱い品目が増加する場合は、事業者に対し地元の自治会等に対する説明会を実施し、周辺住民等からの環境保全上の懸念について、十分意見交換を行うことを求めている。
- ・ 市民パブリックコメント手続き条例等により、市民等からの意見・情報の提出を受けるとなっているが、同意形成の確認を含めた手続きを定めたものはない。
- ・ 関係住民に対し説明会の開催等により事業計画を周知し、関係住民の意見に事業者が対応することを求める要綱を制定している。但し、関係住民が同意しなかった場合でも、十分な住民説明を行っている場合は、許可基準に適合していれば、許可することになる。
- ・ 条例や要綱でなく、行政指導で同意を求めている。

問 4-2-5	現に石綿含有廃棄物等を受け入れている最終処分場や中間処理施設又は新たに石綿を受け入れる処分場（施設）、若しくは処分場・施設の新設に関し、周辺住民等による反対運動が発生していますか。
---------	--

○調査結果の概要

周辺住民等による反対運動が「発生している。」自治体は、4.6%と少数であり、約7割の自治体で反対運動は「発生していない。」。これは、そもそも石綿含有廃棄物等を受け入れている処分場が限定されていることが背景にあると思われる。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 発生している。	4 8.5%	1 5.9%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
2 発生していない。	39 83.0%	14 82.4%	32 94.1%	4 80.0%	7 30.4%
3 その他	4 8.5%	2 11.8%	1 2.9%	1 20.0%	12 52.2%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 17.4%

	合計		
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 発生している。	0 0.0%	0 0.0%	6 4.0%
2 発生していない。	9 40.9%	2 66.7%	107 70.9%
3 その他	9 40.9%	0 0.0%	29 19.2%
無回答	4 18.2%	1 33.3%	9 6.0%

(発生している主な反対運動)

- ・ 県が出資して設立した「財団法人茨城県環境保全事業団」が運営する「エコフロンティアかさま」において、最終処分場及び中間処理施設で石綿含有廃棄物を受け入れている。同事業団に対しては、地元住民から「廃棄物最終処分場等建設差止請求事件」が提訴されており、現在係属中である。
- ・ 石綿含有廃棄物の無害化処理施設の設置計画に対し地元市町及び住民が反対しており、国及び県への要望活動や反対署名の提出等を行っている。
- ・ 石綿含有廃棄物（非飛散性）の保管施設の設置をめぐる、周辺住民により反対運

動が起こっている事例がある。

- ・ 管理型処分場（石綿含有廃棄物等は扱わない）の新規許可に対し、地域住民、自治体から反対運動が起こっている。
- ・ 現に石綿含有廃棄物等を受け入れている最終処分場に関し、住民は、石綿による周辺住民や環境への影響及び処分場における埋立方法等について不安をいただいている。
- ・ 最終処分場の新規設置計画に対し、周辺住民が不安であるとして、反対運動を起こしている。

（その他）

- ・ 石綿含有廃棄物等に関する反対運動というよりは最終処分場や中間処理施設の建設そのものに対する反対運動が発生している。
- ・ 廃石綿等を受け入れている管理型最終処分場の下流域の住民が、排水等による影響を心配して説明会の開催を要請した例がある。

<コメント>

- ・ 処分場については、立入検査内容や回収について充実することで、適正処理について十分指導している。また、周辺環境についても大気中のアスベスト濃度を定期的に測定し、異常がないことを確認している。
- ・ 中間処理施設は、露天（建築物内ではない）のため、中間処理を行う際に、当該廃棄物が飛散しているのではないかという問い合わせがあったケースはある。
- ・ 石綿含有廃棄物等の最終処分場や中間処理施設はなく、また、これらの新設の相談も受けていない。

3 石綿含有廃棄物等の実態把握関係について

問 4-3-1	レベル1（吹き付け石綿等）の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を把握していますか。
---------	---

○調査結果の概要

レベル1の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を何らかの手法で「把握している」自治体は全体で28.5%であった。一方、「把握していない」は40.4%であり、なお多くの自治体が把握できていない現状にある。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 把握している。	17 36.2%	7 41.2%	11 32.4%	2 40.0%	2 8.7%
2 把握していない。	15 31.9%	4 23.5%	15 44.1%	2 40.0%	13 56.5%
3 その他	15 31.9%	6 35.3%	8 23.5%	1 20.0%	5 21.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 把握している。	4 18.2%	0 0.0%	43 28.5%
2 把握していない。	10 45.5%	2 66.7%	61 40.4%
3 その他	4 18.2%	0 0.0%	39 25.8%
無回答	4 18.2%	1 33.3%	8 5.3%

（主な把握方法）

- ・ 排出量は推計調査により把握している。処理量は推計調査，最終処分場設置者からの報告等で把握している（ただし，いずれも特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」としての把握）。
- ・ 毎年度実施している産業廃棄物排出処理状況確認調査による。
- ・ 毎年、産業廃棄物処理業者に対して産業廃棄物処理実績の報告を求めており、その結果をもとに廃石綿等の排出量を把握している。ただし、レベル1、レベル2とも廃石綿等に該当すると判断しており、レベル1、レベル2の個別の排出量については把握していない。

- ・ 「アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」に基づき、「特定アスベスト廃棄物処理完了届」により把握。
- ・ 「アスベストによる健康被害の防止に関する条例」において、大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業を完了したときは完了届出書を提出するよう規定しており、この届出書提出の際、当該作業による廃石綿等の排出量及び処理量等を記載した「アスベスト廃棄物の処理に係る報告書」も併せて提出するよう指導している。
- ・ 排出量は、PRTR 法の届出により把握している。処理量については、処理業者に求めている実績報告により把握している。
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理実績報告を集計して把握している。
- ・ 「石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」に基づく届出により把握している。
- ・ 排出事業者に対するアンケート及び処分業者からの処分実績報告書により把握している。
- ・ 大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定に基づいて特定粉じん排出等作業実施を届け出た事業者に対して、当該作業により生じた特別管理産業廃棄物である廃石綿等について、排出した量及びその処理実績（処理業者、処分方法）を報告するよう求めている。ただし、当該調査は条例、規則等に基づくものではない。
- ・ 県外から発生する廃石綿含有産業廃棄物については、指導要綱に基づく協議を行い、その処理数量の報告を義務付けている。
- ・ 「廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則」に基づき、排出工事に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し報告を義務づけ、工事完了後に排出量もマニフェストで報告させている。
- ・ 大気汚染防止法第18条の6に規定される特定粉じん排出等作業実施届出書に排出量を記載、マニフェストなどを添付させて把握している。

（その他）

- ・ 例年実施されている環境省の依頼に基づく調査により、処理業者に対する調査を行い、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理量（レベル1及びレベル2の合計処理量）は把握しているが、排出量は把握していない。なお、レベル1又はレベル2の区分毎の処理量までは把握していない。
- ・ 大気汚染防止法による「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出者から報告を徴収しているが、レベル1、2の区別はされていない。
- ・ 廃石綿等については、大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業の終了後に作業完了報告書の提出を指導しており、その際に添付させているマニフェストにより把握している。

<コメント>

特記事項なし

問 4-3-2	レベル2(保温材等)の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を把握していますか。
---------	--

○調査結果の概要

レベル2の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を何らかの手法で「把握している」自治体は全体で21.9%であった。一方、「把握していない」は45.7%であった。レベル1と2は、「廃石綿等」に該当することから、4-3-1の回答と同じような結果になった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 把握している。	14 29.8%	6 35.3%	7 20.6%	2 40.0%	1 4.3%
2 把握していない。	18 38.3%	5 29.4%	18 52.9%	2 40.0%	14 60.9%
3 その他	15 31.9%	6 35.3%	9 26.5%	1 20.0%	5 21.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%

	合計		
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 把握している。	3 13.6%	0 0.0%	33 21.9%
2 把握していない。	10 45.5%	2 66.7%	69 45.7%
3 その他	4 18.2%	0 0.0%	40 26.5%
無回答	5 22.7%	1 33.3%	9 6.0%

(主な把握方法)

問 4-3-1 と同じ

(その他)

問 4-3-1 と同じ

<コメント>

特記事項なし

問 4-3-3	レベル3（成形板等）の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を把握していますか。
---------	--

○調査結果の概要

レベル3の石綿含有廃棄物等の排出量及び処理量を何らかの手法で「把握している」自治体は全体で9.9%にすぎず、全体の約7割、都道府県の約8割が把握できていない現状にある。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 把握している。	3 6.4%	5 29.4%	3 8.8%	0 0.0%	1 4.3%
2 把握していない。	37 78.7%	11 64.7%	26 76.5%	5 100.0%	14 60.9%
3 その他	7 14.9%	1 5.9%	5 14.7%	0 0.0%	5 21.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 把握している。	2 9.1%	1 33.3%	15 9.9%
2 把握していない。	11 50.0%	1 33.3%	105 69.5%
3 その他	4 18.2%	0 0.0%	22 14.6%
無回答	5 22.7%	1 33.3%	9 6.0%

(主な把握方法)

- ・ 排出量は把握していないが、処理量は実績報告により把握している。
- ・ 「石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」に基づく届出により把握している。
- ・ 域外から発生する廃石綿含有産業廃棄物については、指導要綱に基づく協議を行い、その処理数量の報告を義務付けている。
- ・ 大気汚染防止法による「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出者から報告を徴収している。
- ・ 産業廃棄物処理業者に対し、処理実績報告を求めている。

- ・ 除去工事を行った際に確認している。
- ・ 作業完了時に排出量等を記載した書類を提出しさせている。

(その他)

- ・ 処理量は、最終処分場の設置者に対して、毎年度処分場の状況報告書の提出を求めており、その内容で確認している。なお、排出量は不明である。
- ・ 平成18年度実績（19年度調査）から、「石綿含有廃棄物」として区分し、排出量及び処理量を把握することとしたが、「レベル3」としては把握していない。
- ・ 排出量は、PRTR法の届出により把握している。処理量については、把握していない。
- ・ 全国の発生量の推計値から県内発生量を推計している。
- ・ 本県に提出されるマニフェストにより、特別管理産業廃棄物の廃石綿等として排出量及び処理量を把握している。
- ・ 収集運搬業者へ求めている運搬実績報告書で、石綿含有廃棄物等の運搬量を把握しているが、レベルは把握していない。

<コメント>

- ・ 排出量については把握していない。処理量については、「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、定期的に中間・最終処理量の報告を求めている。
- ・ 要綱で、産業廃棄物の最終処分を自ら行った者及び処分を受託した処分業者に、その処分又は再生利用に係るマニフェストの送付票（「K票」という。）の提出を義務付け、廃石綿等として、排出量及び処理量を把握している。
- ・ 現時点まで適正に処理されていると判断している。
- ・ レベル3の排出量については、報告対象としていない。また、処理量については中間処理量は該当施設がないため「ゼロ」である。最終処分及び運搬については行われているが、飛散性を有しないものであるためレベル3対象物のみを区分した報告は求めている。

4 不法投棄、不適正処理関係について

問 4-4-1	廃石綿及び石綿含有廃棄物に係る不法投棄の件数とその概要を教えてください。
---------	--------------------------------------

○調査結果の概要

「不法投棄がある」とした都道府県は、25.5%であった。石綿含有廃棄物については、そもそもカウントしていない自治体も多く、数字的な把握は困難な現状にある。また、傾向としては17年以降増加しているが、これが不法投棄が単純に増加したためなのか、自治体のカウントの仕方が変わったためなのかは不明である。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 当該不法投棄がある。	12 25.5%	1 5.9%	1 2.9%	0 0.0%	1 4.3%
2 当該不法投棄はない。	30 63.8%	15 88.2%	31 91.2%	5 100.0%	12 52.2%
3 その他	5 10.6%	1 5.9%	2 5.9%	0 0.0%	6 26.1%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 17.4%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 当該不法投棄がある。	1 4.5%	0 0.0%	16 10.6%
2 当該不法投棄はない。	10 45.5%	3 100.0%	106 70.2%
3 その他	8 36.4%	0 0.0%	22 14.6%
無回答	3 13.6%	0 0.0%	7 4.6%

○不法投棄件数

単位：件

区分	対象数	H15	H16	H17	H18	H19	合計
都道府県	47	3	0	7	15	5	30
政令指定都市	17	0	0	0	1	0	1
中核市	34	0	0	0	1	0	1
廃掃法政令市	5	0	0	0	0	0	0
特別区	23	0	0	1	0	0	1
大防法政令市	22	0	0	0	1	0	1
その他の市	3	0	0	0	0	0	0
合計	151	3	0	8	18	5	34

(不法投棄事案の概要)

- ・ 行政のパトロール及び通報により発覚。投棄者の判明した事案は、既に投棄者の法人が倒産していたため、当該法人の親会社により適正処理済み。投棄者の判明しなかった2件については、地元自治体及び土地所有者により処理済み。
- ・ 飛散性アスベストと思われるものが(20ℓ20袋)が市道脇に投棄されており市で処分した。
- ・ 廃石綿等と記載された黄袋25体が山林に不法投棄されており市で処分した。
- ・ 市道に廃石綿40ℓ40袋が不法投棄されており市で処分した。
- ・ 石綿を含有している壁材と思われる廃棄物がビニール製の土のう袋20袋(全体量は約200kg)に入れられて林道脇に投棄されていた。
- ・ 廃石綿の不法投棄事案については、造成地に土のう袋62袋(重量約800kg)が投棄されていた。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の不法投棄事案については、市道、河川敷、民地等に投棄されたもので、主にスレート建材であった。
- ・ 平成18年度及び19年度に、同一場所にアスベストを含む建設廃材が土のう袋に入れられて投棄されていた。土のう袋はビニール袋に入れて密封し、飛散防止措置をとったうえで地元市が処理した。
- ・ 町道のり面に、袋に入った石綿を含む廃棄物(10袋、養生シート1塊)が不法投棄されていた。分析の結果、クリソタイル5.9%が含まれていた。投棄者は現在のところ不明。この廃棄物は、土地所有者である町が処理した。
- ・ 建機物の解体によって生じたと思われる廃材約60kgがビニール袋に入れられ集合住宅のごみ置き場に放置されていた。放置者が不明だったため、県が回収した。石綿含有量が1%未満(クリソタイル)であることを確認し、産業廃棄物として処理した。
- ・ 事業場駐車場に土盤安定材として廃スレートを砕き敷いた。
- ・ 農道脇に廃石綿の入った袋が投棄されていた。そのため道路管理者が適正に処理した。
- ・ ごみ収集場所に石綿含有廃棄物(建材)の入ったごみ袋が投棄されていた。そのため市が適正に処理した。

- ・ 一般廃棄物について、公道沿いの不法投棄事案（回収済み）。
- ・ 林道及び河川敷でビニール袋に入った石綿を含有すると思われる廃棄物が不法投棄されていた。直ちに飛散防止措置を行うとともに簡易分析を行った。石綿が含まれている可能性があったので、特別管理産業廃棄物として、施設管理者が適正に処理した。
- ・ 民有地及び道路法面に約 230kg の廃石綿が投棄され、行為者不明のため、県において処理。
- ・ 市民より通報があり、所轄警察署と合同で調査したところ、アスベスト除去回収袋 27 袋に入れられたアスベストであった。県警及び所轄警察署で捜査した結果、犯人が検挙逮捕された。投棄物については、排出事業者により適正に処理された。
- ・ 廃石綿の入った土のう 54 袋(766.5 kg)、防護服等の袋 5 袋、ブルーシート 3 袋の不法投棄あり。総重量で 800.3 kg であった。発見後直ちに廃石綿等の入った 62 袋を二重梱包しブルーシートで飛散を防止。その後土地を管理している独立行政法人都市再生機構の倉庫で施錠保管の後に処分。

（その他）

- ・ 廃石綿に関しての不法投棄事案はない。また、石綿含有廃棄物に関しては把握していない。
- ・ 不法投棄事案について、廃石綿及び石綿含有廃棄物の有無の確認は行っていない。

<コメント>

- ・ 不法投棄された産業廃棄物の種類については、廃棄物処理法で定める産業廃棄物（20 種類）で分類して調査しており、石綿含有産業廃棄物については「がれき類」として捉えている。がれき類には、石綿含有産業廃棄物以外の様々な種類の建設廃材等が含まれるため、石綿含有産業廃棄物に係る件数のみの把握はできない。
- ・ 石綿であるかどうか判定できる機器がない。

問 4-4-2	解体現場等で石綿含有建材等を裁断するような不適正処理事案について把握していますか。
---------	---

○調査結果の概要

解体現場における不適正処理事案については、全体の約8割が「把握していない」と回答している。解体現場等での検査は建築部局との連携や検査の頻度が重要であり、その有無や程度等が不適正処理事案の把握の有無に関係しているものと考えられる。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 把握している。	7 14.9%	2 11.8%	2 5.9%	0 0.0%	1 4.3%
2 把握していない。	38 80.9%	12 70.6%	29 85.3%	5 100.0%	15 65.2%
3 その他	2 4.3%	3 17.6%	2 5.9%	0 0.0%	4 17.4%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	3 13.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 把握している。	4 18.2%	0 0.0%	16 10.6%
2 把握していない。	14 63.6%	3 100.0%	116 76.8%
3 その他	2 9.1%	0 0.0%	13 8.6%
無回答	2 9.1%	0 0.0%	6 4.0%

(把握した時の対応)

- ・ 手壊しによる破損防止、湿潤化、透明な素材での梱包又は石綿含有産業廃棄物であることを明記した容器保管、シートがけ等を指導している。
- ・ 内容により、文書又は口頭で改善指導を行った。
- ・ 収集運搬における処理基準に適合するよう指導を行っている。
- ・ 工事解体現場でスレートを砕き保管。やむを得ず解体する場合は散水し、保管する場合はシート等により飛散を防止するよう指導。
- ・ 解体時に重機を用いて石綿含有建材を壊していたため、手作業によって外すよう指

導した。

- ・ 解体工事中に石綿含有建材の使用が発覚し、適正な解体工法と既解体後廃棄物の適正処理等を指導。
- ・ 苦情に伴い発見した場合に事業者を指導している。
- ・ 石綿含有成形板（ベランダの隔て板）を破砕していた事例があったが、事業者が自主的に作業時に室内及び敷地境界で石綿濃度測定を行っており、検出限界以下の値であったため、今後の作業時においては破砕等を行わないよう事業者に対して指導を行った。
- ・ 不適正に処理された石綿含有建材を直ちに適正に処分するとともに、以後の作業について適正に処理するよう口頭指導を行う。

（その他）

- ・ 解体工事業者向けの説明会を開催し、石綿含有建材等の適正処理について指導しているが、不適正処理の事例については聞き及んでいない。
- ・ 大気汚染防止法に基づく届出内容確認のため適宜立入調査を実施しており、その際、特別管理産業廃棄物の保管状況等も確認している。
- ・ 苦情、通報等で把握する。石綿含有のスレート板を重機により破砕して粉々に割っていた事例があった。建築指導課は「嚴重注意。破砕のない、手作業での解体を指示」、産業廃棄物対策課は「破砕物については、粉じんの飛散対策を取らせるとともに廃棄物の適正処理を指示」した。
- ・ 石綿含有の有無を調査せず、解体作業を始めた。
- ・ 調査の結果が出るまで作業中断を指示。（結果的には、石綿含有なし）

<コメント>

- ・ 本県では、「建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール」において、年2回解体現場を中心に、不適正処理等の未然防止を図るため、パトロールを行っている。
- ・ 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」において、解体現場における石綿含有産業廃棄物の必要最小限の破砕、切断は認められている。そのマニュアルの規定によらないところでの破砕・切断は把握していない。
- ・ 解体現場では、廃棄物として排出される前なので、廃棄物処理法に基づく立入検査は行っていない。
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する立入調査を年2回行っているが、不適正処理事案に関して把握していない。
- ・ 建築部局・廃棄物部局で定期的に合同パトロールを実施し、適正処理を指導している。
- ・ 公共建築物については、解体現場で不適正処理事案はない。また、民間建築物については、リサイクル法届出の解体現場は全数パトロールしており、そのような処理事案はない。

問 4-4-3	無害化処理認定制度に基づく石綿中間処理施設の認定申請が環境省になされた場合、どのような対応をとられる予定ですか。
---------	--

○調査結果の概要

無害化処理認定制度に基づく石綿中間処理施設の認定申請については、約半数の自治体が「特に今のところは予定していない」を選択している。一方、「積極的に協力していく予定である」、「厳しく審査していく予定である」とした自治体はそれぞれ 4.6%であり、双方ともに少ない状況にある。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 積極的に協力していく予定である。	2 4.3%	3 17.6%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%
2 厳しく審査していく予定である。	3 6.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
3 環境大臣の認定なので、特に対応する予定はない。	18 38.3%	3 17.6%	4 11.8%	1 20.0%	0 0.0%
4 特に今のところは予定していない。	15 31.9%	11 64.7%	24 70.6%	3 60.0%	9 39.1%
5 その他	9 19.1%	0 0.0%	4 11.8%	0 0.0%	8 34.8%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 26.1%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 積極的に協力していく予定である。	0 0.0%	0 0.0%	7 4.6%
2 厳しく審査していく予定である。	3 13.6%	0 0.0%	7 4.6%
3 環境大臣の認定なので、特に対応する予定はない。	2 9.1%	0 0.0%	28 18.5%
4 特に今のところは予定していない。	10 45.5%	2 66.7%	74 49.0%
5 その他	3 13.6%	1 33.3%	25 16.6%
無回答	4 18.2%	0 0.0%	10 6.6%

(その他)

- ・ 国から県への意見照会に当たっては、慎重に対応したい。

- ・ 環境大臣の認定において、県は生活環境保全上の見地から意見の提出を検討する。また、法5条の5の廃棄物処理計画との整合性を鑑みながら、環境省には慎重に対処していただくよう望む。なお、規則第12条の12の14に定める産業廃棄物以外の廃棄物を処理する場合は、法15条の4の4以外の法的手続きが必要であること。
- ・ 環境大臣の認定であり、基本的に審査を本自治体が行うことはないが、環境大臣から意見を求めることが想定されるため、所在地を所管する立場から実態に即した意見を提出することになると考えられる。
- ・ 法に基づき、環境大臣から意見を求められた際、生活環境保全上の観点から意見を述べる。
- ・ 大臣認定により設置許可が必要でなくても、廃棄物処理施設設置等指導要綱に基づく、手続きが必要となる。
- ・ 現在のシステムでは、市に審査権限はないが、意見を求められた時点で周辺住民等と協議してもらおう。
- ・ 厳しく審査していく予定である。

<コメント>

- ・ 特段の対応は予定してないが、申請者に地元住民への説明を十分行うよう求める。
- ・ アスベストの飛散防止対策及び作業員等の暴露防止対策が十分であるか等を確認する必要がある。
- ・ 域内の事業者が環境省の無害化試験に参加しており、認定申請をする場合、協力していく予定である。

問 4-4-4	移動式廃石綿中間処理設備に対する対応についてお聞きいたします。
---------	---------------------------------

○調査結果の概要

移動式廃石綿中間処理設備に対する対応は、「特に今のところは予定していない」とする自治体が約6割であった。記述回答の部分では、移動式中間処理設備に対する厳しい指摘をするものが多かった。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 積極的に推進していく予定である。	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
2 厳しく審査していく予定である。	5 10.6%	2 11.8%	2 5.9%	2 40.0%	0 0.0%
3 環境大臣の認定なので、特に対応する予定はない。	9 19.1%	1 5.9%	3 8.8%	1 20.0%	0 0.0%
4 特に今のところは予定していない。	22 46.8%	12 70.6%	25 73.5%	2 40.0%	11 47.8%
5 その他	11 23.4%	2 11.8%	3 8.8%	0 0.0%	6 26.1%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 26.1%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 積極的に協力していく予定である。	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%
2 厳しく審査していく予定である。	3 13.6%	0 0.0%	14 9.3%
3 環境大臣の認定なので、特に対応する予定はない。	0 0.0%	0 0.0%	14 9.3%
4 特に今のところは予定していない。	13 59.1%	2 66.7%	87 57.6%
5 その他	2 9.1%	1 33.3%	25 16.6%
無回答	4 18.2%	0 0.0%	10 6.6%

(その他)

- ・ 15条許可施設に関しては、厳正に審査していく予定である。
- ・ 適格な生活環境影響評価が行われるとは考えられず、現実的に不可能と考える。
- ・ 無害化認定以外の溶融処理施設については全て許可対象であるが、周辺住民等・市町村・専門家の意見徴収の手続きが必要であり、影響範囲の一定しない移動式施設に対する許可は困難であると考えられる。
- ・ 移動式は認めていない。
- ・ 知事の許可対象となるような移動式溶融施設については、現時点での実現性に疑問を持っており、許可申請があれば厳しく審査する予定である。
- ・ 具体的事案がでてきた段階で、検討する。
- ・ 産業廃棄物処理施設指導要綱において、移動式の間処理施設の設置を禁止している。

<コメント>

- ・ 移動式の施設は認めていない。理由としては、施設の設置場所が不特定であり、地理的条件（調整区域、住宅地域等）がそれぞれ異なるため、生活環境保全上支障なく処理できること及び処理基準等を遵守することが困難であると判断できる。よって、厳しく審査していく予定である。
- ・ 移動式破碎処理の場合は、廃石綿飛散防止対策が困難である。

問 4-4-5	無害化処理施設の設置について事業者から相談を受けたことがありますか。
---------	------------------------------------

○調査結果の概要

解体現場における不適正処理事案については、全体の約8割が「把握していない」と回答している。解体現場等での検査は建築部局との連携や検査の頻度が重要であり、そのことによって把握の有無と関係していると考えられる。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 受けたことがある。	16 34.0%	6 35.3%	9 26.5%	1 20.0%	0 0.0%
2 受けたことはない。	27 57.4%	11 64.7%	25 73.5%	4 80.0%	18 78.3%
3 その他	4 8.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 17.4%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 受けたことがある。	0 0.0%	0 0.0%	32 21.2%
2 受けたことはない。	17 77.3%	3 100.0%	105 69.5%
3 その他	2 9.1%	0 0.0%	7 4.6%
無回答	3 13.6%	0 0.0%	7 4.6%

(相談の概要)

- ・ 地元との合意形成等に関する一般的な相談があり、地元市町と相談するよう教示した。
- ・ 手続方法、実証試験の相談
- ・ 水素酸素火炎発生装置による令第7条11の2廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の設置について相談があった。
- ・ 移動式無害化施設（低温溶融方式）の試験研究の実施について相談があり、試験研究の実施について届出を受けた。
- ・ 焼却施設を設置している処理業者より、申請に必要な実証試験の実施方法について

相談を受けた。

- ・ フロンを用いての無害化処理施設の設置
- ・ 電気で溶融したいとの相談であったが、説明に不明確な点があり協議できない旨を伝えた。
- ・ 廃石綿等の無害化処理技術の認定を受けるため、試験を認めた。現在、事業者と環境省が協議中である。

(その他)

- ・ 昨年度、無害化処理施設を設置する場合の手続きについて相談を受けたことがある。
- ・ 装置の開発に伴う売り込み程度の相談であり、具体的な設置の相談はない。
- ・ 無害化処理施設の認定に向けての試験運転をしたいとの相談があったが、処理の技術内容について十分な説明もなされず、その後の相談はない。

<コメント>

- ・ 無害化処理の実験計画について相談を受けた。飛散防止や測定等について条件を付した。

V 他の行政機関との連携関係

自治体と労働局（労働基準監督署）との連携関係について

問 5-1-1	労働局（労働基準監督署）との間で連携について協定等がありますか。
---------	----------------------------------

○調査結果の概要

アスベスト対策に関して労働局との協定等については、28 自治体（約 19%）で締結しているとの回答であった。ただし、労働局とは協定を締結していなくても、定期的な協議や日常的な情報交換、合同の立入検査等を行っている自治体も多いため、実際にはここに掲げられた数字より多くの自治体が、労働局と連携協力関係にあるとも言える。

労働局との協定等の内容としては、大気汚染防止法・労働安全衛生法に基づく各種届出情報の相互提供、合同の立入検査の実施、健康診断の実施、定期的な会議の開催、解体業者への指導等、多岐にわたっている。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 ある。	10 21.3%	4 23.5%	8 23.5%	0 0.0%	0 0.0%
2 ない。	27 57.4%	11 64.7%	23 67.6%	4 80.0%	19 82.6%
3 その他	10 21.3%	2 11.8%	3 8.8%	1 20.0%	4 17.4%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 ある。	5 22.7%	1 33.3%	28 18.5%
2 ない。	13 59.1%	1 33.3%	98 64.9%
3 その他	4 18.2%	1 33.3%	25 16.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(協定等の内容)

- ・ 大気汚染防止法、労働安全衛生法及び建築リサイクル法に係る届出情報の相互提供
- ・ 立入検査やパトロールの合同実施
- ・ アスベスト含有建築物等の解体等の作業に係る曝露防止対策における協力
- ・ 情報交換のための定期的な会議の開催
- ・ アスベストを取り扱う解体工事業者に対する指導等の共同実施
- ・ 石綿救済新法に関する合同相談会の実施
- ・ アスベストの関係法令についての周知・啓発

(その他)

- ・ 協定等はないが、互いの届出情報を関係機関に提供し、届出漏れ等を防ぐための連携体制を構築した。
- ・ 立入検査要領において、労働基準監督署との連携を規定した。
- ・ アスベストの存在が疑われる建築物の解体に際しては、労働基準監督署の立入調査時に同行し、共同で確認を行っている。
- ・ 石綿救済法の認定申請受付の際に、労災制度についての説明と地方労働局の紹介を行っている。

<コメント>

- ・ 自治体所有建築物でのアスベストの除去工事の際に、労働局と事前に協議した。

問 5-1-2	労働局（労働基準監督署）と合同で立入検査を行っていますか。
---------	-------------------------------

○調査結果の概要

アスベスト除去工事等における労働局との合同の立入検査については、82 自治体（約 54%）で行っていると回答した。また、合同の立入検査ではないものの、立入検査の日程を合わせて現地で合流する例も多いため、多くの自治体では立入検査を事実上合同で行っていると言える。

立入検査の対象は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づき事前の届出が義務付けられているアスベスト除去工事及びアスベスト含有建築物解体工事である。立入検査の時期については、養生完了後で作業の直前とするものが多数であったが、自治体と労働局との日程調整がつかず別の日に実施されていたり、現在は行われなくなっている例も少なからず報告されている。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 行っている。	32 68.1%	7 41.2%	20 58.8%	3 60.0%	5 21.7%
2 行っていない。	7 14.9%	6 35.3%	9 26.5%	1 20.0%	16 69.6%
3 その他	8 17.0%	4 23.5%	5 14.7%	1 20.0%	2 8.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 行っている。	14 63.6%	1 33.3%	82 54.3%
2 行っていない。	5 22.7%	2 66.7%	46 30.5%
3 その他	3 13.6%	0 0.0%	23 15.2%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（立入検査の頻度及び時期）

- ・ 大気汚染防止法第 26 条に基づき実施している特定粉じん排出等作業の事前立入調査の届出があった場合は、作業前の立ち入りを労働基準監督署と合同で実施してい

る。

- ・ 飛散防止のための養生の完成後、除去等作業の開始前に立ち入りを行っている。日程が合う限り、ほぼ全件行っている。
- ・ 不適正処理が疑われる場合や近隣から苦情がある工事について、合同で立ち入る場合がある。
- ・ 毎年決まった時期に、合同で建設現場の安全パトロールを行っている。

(その他)

- ・ 合同で立入検査を実施した例があるが、定期的には行っていない(現在は行っていない)。
- ・ 特に合同での立入検査を行っていないが、現場で両者が顔を合わせる事が度々ある。
- ・ 当初は合同で立ち入りを行う予定であったが、立ち入りのタイミングが異なるため、現在は各々で立ち入りを行っている。

<コメント>

- ・ 合同の立入検査はレベル1(吹付けアスベスト)建材の除去工事でのみ行っているが、これ以外にも苦情や懸念がある場合、レベル2(保温材等)建材でも規模が大きい場合などに合同の立入検査を行うことがある。

問 5-1-3	労働局（労働基準監督署）との間で石綿健康被害者に関する情報のやり取りがありますか。
---------	---

○調査結果の概要

石綿健康被害者に関する労働局との情報交換について、「ある」としたのは 24 自治体（約 16%）にとどまり、しかも、その大多数が都道府県及び政令市に偏っていること、また、その他の自治体はほとんど行っていないことが判明した。

情報交換等を行っている石綿健康被害者に関する情報の内容は、労災及び石綿救済法に基づく救済認定の状況及び件数についてが大多数である。また、健康管理手帳の交付の要件に合致するかどうかを確認したい場合、被害者から自治体への相談内容により必要が生じた場合、被害者に労働基準監督署の担当窓口を紹介する場合など、個別の事情に応じた情報交換も行っている。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 ある。	19 40.4%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%
2 ない。	25 53.2%	13 76.5%	30 88.2%	4 80.0%	21 91.3%
3 その他	3 6.4%	1 5.9%	3 8.8%	1 20.0%	1 4.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 ある。	1 4.5%	0 0.0%	24 15.9%
2 ない。	19 86.4%	3 100.0%	115 76.2%
3 その他	2 9.1%	0 0.0%	11 7.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

（石綿健康被害者に関する情報交換の内容）

- ・ アスベスト関連の労災認定件数
- ・ 石綿健康被害者にかかる事業所名（平成 17 年 8 月）
- ・ 被害者等が労災に該当するかどうかについて等の内容が多い。

- ・ アスベスト使用事業所での勤務歴のある相談者に労働基準監督署を紹介。
- ・ 都道府県・労働局・市との連絡会議の中で、アスベストに関する情報交換を行っている。

(その他)

- ・ 情報交換のための実施規定や枠組みは定めていない。個別の案件ごとに、必要に応じて実施することになる。

<コメント>

特記事項なし

問 5-1-4	労働局（労働基準監督署）との間で大気汚染防止法に基づく届出や労働安全衛生法に基づく届出に関する情報のやり取りがありますか。
---------	---

○調査結果の概要

大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく届出に関する労働局との情報交換については、「ある」の回答が96自治体（約64%）と比較的高めである。「その他」と答えた14自治体についても、過去に行ったり部分的に行ったりしているとの回答であるため、7割強の自治体では何らかの情報交換を行っていることになる。

情報交換の時期については、漏れのないよう、一方に届出があった時点で他方にも速やかに写しをFAXで送付する例が多かったが、立入検査が行われる前や届出の内容に疑義があった場合など、柔軟な対応がなされていることも伺える。

情報交換の内容は、届出の件数や概要、届出に関する法令の解釈、立入検査の時期、連絡会議の調整などが多い。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 ある。	35 74.5%	11 64.7%	19 55.9%	4 80.0%	9 39.1%
2 ない。	6 12.8%	5 29.4%	13 38.2%	0 0.0%	12 52.2%
3 その他	6 12.8%	1 5.9%	2 5.9%	1 20.0%	2 8.7%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

	合計		
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 ある。	16 72.7%	2 66.7%	96 63.6%
2 ない。	4 18.2%	1 33.3%	41 27.2%
3 その他	2 9.1%	0 0.0%	14 9.3%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（届出に関する情報交換の方法及び内容）

- ・ 一方に届出が提出されると、相手方にその写しを送付することになっている。
- ・ FAXで届出の概要（事業者名、所在地、届出者、工事期間等）や立入検査日を情

報交換している。

- ・ 市民等からの苦情案件について、届出がない解体工事現場に関して、電話や直接訪問により互いの情報の交換を行っている。
- ・ 届出の内容に疑義が生じた場合等に電話照会により確認等を行う。

(その他)

- ・ 届出内容について情報のやり取りはないが、届出者に対して労働基準監督署への届出の有無を確認している。
- ・ 届出件数が多いことや法の目的が違うことから、今は行っていない。ただし、困難な時等は連絡調整している。

<コメント>

特記事項なし

問 5-1-5	労働局（労働基準監督署）との間で定期的に情報交換等のための会議等を開いていますか。
---------	---

○調査結果の概要

労働局との間での情報交換等のための会議等については、「開いている」の回答が31自治体（約21%）であるが、「開いていない」「その他」と答えた自治体についても、アスベスト問題全般に関する会議の参加者に労働局も含まれていることから、情報交換等のための会議等は、実質的にはこの数字以上に開かれていると思われる。

会議の構成員については、自治体のアスベスト担当部署と労働局といった二者のみで構成される場合もあれば、近隣の複数の自治体にまたがっていたり、事業者団体が含まれていたりする場合など、様々な形態が見られる。

会議の内容は、アスベスト関連法令に関係する機関間の連携・協力についてや、大気汚染防止法・労働安全衛生法に係る情報交換など、アスベスト対策全般について幅広く協議されていることが伺える。

<回 答>

単位：件

	区分				
	都道府県	政令市	中核市	廃掃法政令市	特別区
対象数	47	17	34	5	23
1 開いている。	17 36.2%	5 29.4%	3 8.8%	1 20.0%	2 8.7%
2 開いていない。	20 42.6%	10 58.8%	27 79.4%	3 60.0%	16 69.6%
3 その他	10 21.3%	2 11.8%	4 11.8%	1 20.0%	4 17.4%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%

	区分		合計
	大防法政令市	その他の市	
対象数	22	3	151
1 開いている。	2 9.1%	1 33.3%	31 20.5%
2 開いていない。	11 50.0%	2 66.7%	89 58.9%
3 その他	9 40.9%	0 0.0%	30 19.9%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%

(会議等の概要)

- ・ 地方環境事務所、自治体の関係部署、建設業協会、解体工事業協会、医師会等により構成される、アスベスト対策の推進のための連絡会議を年1～数回開催。
- ・ 関係部署による会合に、オブザーバーとして労働局にも参加してもらう。内容は情報交換や連絡調整で、随時開催。
- ・ 県が中心となり、大気汚染防止法政令市の担当者と、労働局との会議を不定期に開催。

(その他)

- ・ 定期的には開いていないが、事案によっては必要により会議等を開くことにしている。

<コメント>

特記事項なし

平成 19 年度

自治体における石綿対策に関する実情(アンケート)調査 報告書

平成 20 (2008) 年 2 月発行

発行：衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives

〒100-8982

東京都千代田区永田町 2-1-2

衆議院第二議員会館 B2

(代表) 03 (3581) 5111

(直通) 03 (3581) 6733

(FAX) 03 (3581) 7700

本資料について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。本資料内のデータや文章を引用される場合は、必ず出所を明記してください。また、転載等を行う場合には、あらかじめ衆議院調査局環境調査室まで連絡の上、許諾の手続きをお取りください。

発行：衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives
